

学 生 便 覧

令和3年度入学者用

宇都宮大学大学院地域創生科学研究科
博 士 前 期 課 程

目 次

I. 地域創生科学研究科の概要	1
1. 専攻とプログラム〔学位〕	1
2. 地域創生科学研究科の理念と目的	1
3. 地域創生科学研究科における「地域」	2
4. 専攻・プログラムの概要	2
5. 地域創生科学研究科における「連携・融合」	4
6. 教員組織	6
II. 履修と研究	22
1. 修了の要件	22
2. 修業年限	22
3. 研究指導実施体制	23
4. 授業科目の履修方法	24
(1) 履修科目の届出	24
(2) 授業時間表	24
(3) 教育方法の特例措置（夜間・休日開講）	24
(4) シラバス	24
(5) 履修方法	24
(6) 成績評価方法	46
(7) 教育職員免許状の取得について	47
5. 修士論文又は課題研究報告書の審査、及び最終試験	47
6. 研究倫理について	48
7. Advanced Learning + 1 の履修について	49
III. 諸手続と相談	51
1. 諸手続、諸証明書	51
(1) マイナンバーカードと学生証について	51
(2) 授業料について	52
(3) 自動車入構許可について	53
(4) 健康診断について	53
(5) 休学について	54
(6) 復学について	54
(7) 退学について	54
(8) 除籍及び懲戒について	54
(9) 欠席の取り扱いについて	55

(10) 各種証明書の発行について	55
(11) 海外渡航について	56
(12) 公欠届及び欠席届に関する Q & A	57
2. 諸手続等一覧	59
IV. 関係諸規定	61
1. 宇都宮大学大学院学則	61
2. 宇都宮大学学生生活規程	71
3. 宇都宮大学学位規程	73
4. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則	83
5. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科の研究指導体制等に関する内規	87
6. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の学位論文等の審査等に関する内規 ..	89
7. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の学位審査等の手順及び論文等作成の手 引き	94
8. 宇都宮大学大学院長期履修学生規程	99
9. 長期履修学生に関する申合せ	101
10. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の転専攻等に関する内規	103
11. 宇都宮大学附属図書館規程	105
12. 宇都宮大学附属図書館利用規程	106
13. 宇都宮大学附属図書館利用細則	109
14. 宇都宮大学における研究者等の行動規範	113
15. 研究データ等の保存及び開示の方法等に関する取扱要領	115
V. 資料	116
1. 教員免許状取得カリキュラム一覧	116

I. 地域創生科学研究科の概要

1. 専攻とプログラム〔学位〕

○社会デザイン科学専攻 入学定員77名

- ・ コミュニティデザイン学プログラム 〔修士(学術)〕
- ・ 農業・農村経済学プログラム 〔修士(農学)〕
- ・ 建築学プログラム 〔修士(工学)〕
- ・ 土木工学プログラム 〔修士(工学)〕
- ・ 農業土木学プログラム 〔修士(農学)〕
- ・ グローバル・エリアスタディーズプログラム 〔修士(国際学)〕
- ・ 多文化共生学プログラム 〔修士(学術)〕
- ・ 地域人間発達支援学プログラム 〔修士(学術)〕

○工農総合科学専攻 入学定員258名

- ・ 光工学プログラム 〔修士(光工学)〕
- ・ 分子農学プログラム 〔修士(分子農学)〕
- ・ 物質環境化学プログラム 〔修士(工学)〕
- ・ 農芸化学プログラム 〔修士(農学)〕
- ・ 機械知能工学プログラム 〔修士(工学)〕
- ・ 情報電気電子システム工学プログラム 〔修士(工学)〕
- ・ 農業生産環境保全学プログラム 〔修士(農学)〕
- ・ 森林生産保全学プログラム 〔修士(農学)〕

2. 地域創生科学研究科の理念と目的

宇都宮大学大学院地域創生科学研究科(博士前期課程)は、文理融合によって地域課題の解決をめざす「地域デザイン科学部(2016年度新設)」を基盤に、既存の4研究科の枠を超えて多様な分野が混じり合う創造的な研究環境を整え、2019年4月、社会デザインの創造に関する「社会デザイン科学専攻」(入学定員77名)及びイノベーションの創造に関する「工農総合科学専攻」(入学定員258名)の2専攻をもって開設されました。

本研究科の理念は、“持続可能な豊かな地域社会の創生に貢献すること”であり、社会デザインとイノベーションに関する高度な専門知識・技術を身に付けて、学際的な幅広い思考力と実践力を備えて主体的に行動できる高度専門職業人の育成を目的としています。

そのために、3C精神(主体的に挑戦しChallenge、自らを変えChange、社会に貢献するContribution)+1(Creation:創造的思考力・実践力)を基本的考え方として、社会デザインとイノベーションに関する高度な専門的知識・技術、学際的な思考力と実践力及び分野間の連携等を実践するために必要な根源的視野、俯瞰的視野、コミュニケーション能力、行動力等を養成します。

3. 地域創生科学研究科における「地域」

本研究科では、『地域とは、地理的・物理的意味を単位とする特定の空間や範囲を示すものではない。問題意識に応じて設定され、可変的で多様な性格を有するもので、「ローカル／ナショナル／リージョナル／グローバル」の連結関係のなかで構成される。』と定義しています。

具体的には、コミュニティレベルから、都市や地域、国土全体そして国際的なレベルまでを想定し、これらの幅広いフィールドを対象として教育研究を推進します。

4. 専攻・プログラムの概要

<社会デザイン科学専攻>

地域社会に関するソフトウェア(コミュニティ、社会制度、文化、政策等)やハードウェア(建築、国土保全、環境等)のデザインに貢献できる高度専門職業人の育成を目的としており、地域社会デザイン、地域デザイン工学、国際社会、多文化共生及び人間発達に関する高度な専門的知識・技術を養成する。

○コミュニティデザイン学プログラム

コミュニティデザイン学の高度な専門知識・技術をコアとし、農業経済学・教育学との学際領域を学修することによって、変化し続ける地域の多様なテーマに柔軟に対応し、学術性を重視しつつ、豊かなコミュニティをデザインする、様々な分野のリーダーとして、地域の現場の実践知を分析し、その知見を地域の現場に還元して、展開する能力を修得する。

○農業・農村経済学プログラム

農業経済学をコアとし、コミュニティデザイン学との学際領域を学修することによって、健康で豊かな国民生活や社会の持続的発展に資する新しい農業・農村のリーダーとして、変化し続ける食料・農業・農村を多面的・総合的にとらえ直すとともに、現場における豊かな知恵・実践や都市との連携・協働関係を高度に分析したうえで、新しくデザインするための高度な専門的知識・技術を修得する。

○建築学プログラム

建築学をコアとし、土木工学・農業土木学との学際領域を学修することによって、建築物から国土基盤に至る多様なスケールで、人間生活及び都市・農業などに渡る広い視野から、住宅・建築を包括的にデザインすることができ、地域の発展を支える専門職業人として、より高度なレベルで快適かつ安全な居住空間を創生するための工学的な高度な専門知識・技術を修得する。

○土木工学プログラム

土木工学をコアとし、建築学・農業土木学との学際領域を学修することによって、建築物から国土基盤に至る多様なスケールで、人間生活及び都市・農業などに渡る広い視野から、社会基盤を包括的にデザインすることができ、地域の発展を支える専門職業人として、良好な社会基盤を創生するための工学的な高度な専門知識・技術を修得する。

○農業土木学プログラム

農業土木学をコアとし、建築学・土木工学との学際領域を学修することによって、建築物から国土基盤に至る幅広い視野から、農業基盤・農村基盤を包括的にデザインすることができ、地域の発展を

支える専門職業人として、良好な農業農村基盤を整備するための実践活動を実行するための高度な専門的知識・技術を修得する。

○グローバル・エリアスタディーズプログラム

国際開発や国際協力等に関する高度な専門知識・技術を身に付けて、グローバルな諸問題を理解し解決する能力や、世界各地の政治・社会の多様性等に関する高度な教養、及びグローバルな実務に対応可能な企画・提案能力とコミュニケーション能力を修得する。

○多文化共生学プログラム

現代社会が直面する多文化環境での問題を考え、対応する人材を養成するために、人文社会科学、教育学等の様々な分野の専門的知識・技能を融合的に修得する。

○地域人間発達支援学プログラム

教育学及び関連諸科学の知見による人間の心身やその発達・成長の諸相にかかる高度な学術的専門性を基盤として、子どもや青少年をはじめとする「人・ヒト」の「心とからだ」をテーマとした現代的地域課題に取り組むための企画・開発力、コーディネート力、実践力等を備えた幅広い地域人材を育成するために、教育学、心理学、保健学、芸術学、生活科学等を融合した学際的な能力を修得する。

<工農総合科学専攻>

工学分野と農学分野に関するものづくり、食料・農林業・環境を支えるイノベーションの創造やマネジメントに貢献できる高度専門職業人の育成を目的としており、オプト・バイオサイエンス、物質生命化学、機械知能工学、情報電気電子システム工学、農業フィールド科学に関する高度な専門知識・技術を養成する。

○光工学プログラム

光の高度な知識と技術を修得し、光自身が生み出す物理的な現象を理解、制御することにより、次世代のイノベーションに貢献でき、及び光の発する工学的な側面から応用分野の基盤技術を身に付けることや、光を中心とする創造的実践力及び技術力を修得する。

○分子農学プログラム

生物種を超えて共通する遺伝情報の解析技術と、その発現機構を農林水産分野で活用することにより新しい価値を創造できる人材を育成するため、分子レベルの知識を農林水産分野に活かすための高度な専門的知識・技術を融合的に修得する。

○物質環境化学プログラム

化学と生命化学の知識と技術を修得し、材料開発や環境保全技術の問題解決に貢献できる人材を育成するために、工学としての化学工学と農学としての応用微生物学の異分野融合による教育研究の相乗効果を狙いつつ、工業生産に応用できる化学の創造的実践力として物理化学、材料科学、物質工学、環境工学などの高度な専門的知識や技術を修得する。

○農芸化学プログラム

生命化学に関する高度な専門知識を備え、製造業などにおける機能性物質開発や生命化学関連の問題解決に貢献できる人材を育成するために、農学としての応用微生物学と工学としての化学工学の異分野融合による教育研究の相乗効果を狙いつつ、それに加えて生物利用に関する微生物学、食品化学、生理学、生物有機化学などの高度な専門的知識や技術を修得する。

○機械知能工学プログラム

あらゆる産業分野で活躍することのできる能力を身に付けて製造業の基幹技術を担う人材を育成するために、特定の工学技術にとどまることなく、機械工学をベースとしながら高度で幅広い工学知識と技術を修得する。

○情報電気電子システム工学プログラム

情報、電気、電子の各分野の要素技術及びそれらをシステムに統合するための応用展開技術に関する高度な専門知識を修得させると同時に、工学の分野における自立した研究／技術者としての素養及び協調性・説明能力を修得する。

○農業生産環境保全学プログラム

新たな農林業生産の知識・技術を身に付けた農林業生産の次世代を担う人材を育成するために、農業生産環境保全学の高度な専門知識・技術を修得する。

○森林生産保全学プログラム

新たな農林業生産の知識・技術を身に付けた農林業生産の次世代を担う人材を育成するため、森林生産保全学の高度な専門知識・技術を修得する。

5. 地域創生科学研究科における「連携・融合」

連携・融合のためのカリキュラム構築として、持続可能な豊かな地域社会の創生に貢献するために、研究科に共通する学際的思考力と実践力を養成するために「地域創生リテラシー」を、境界領域・異分野の専門知識・技術を養成するために「専門科目」の中に「境界・学際領域科目」を、研究テーマに関連して学位プログラム間の連携・融合を図るため「特別演習」、「特別研究」、「実践プロジェクト(コースワーク用)」について、デュアル指導の体制を設けている。

○地域創生リテラシー科目(研究科に共通する高度な学際的思考力・実践力を養成)

「地域創生のための社会デザイン&イノベーション」

：社会デザインとイノベーションの2面性(異分野の学生が混在するグループワーク)

「現代社会を見通す:生命と感性の科学」

：連携・融合のための根源的視野(異分野の学生が混在するグループワーク)

「グローカルな視座を養う」

：グローカルな視野の養成(異分野の学生が混在するグループワーク)

「アカデミックコミュニケーション」

：高度な学際的思考力とコミュニケーション能力を養成(多様な学生・教員・実務家によるゼミ)

○境界・学際領域科目(境界領域・異分野の専門知識・技術を養成)

□社会デザイン科学専攻

〈コミュニティデザイン学プログラムと農業・農村経済学プログラムにおける連携科目〉

「地域社会デザイン学分析展開論:実践を問い合わせる現場に還す」

： 地域の現状への理解を深め課題に即した包括的な捉え方の基礎を養成

〈建築学プログラム、土木工学プログラム及び農業土木学プログラムにおける連携科目〉

「地域デザイン工学プロジェクト」、「地域デザイン工学インターンシップ」、「Communication Skills for Engineers」

： 地域デザイン工学に関わる問題をローカルかつグローバルな視点で分析・解決し、コミュニケーション能力、キャリア開発能力を養成

〈グローバル・エリアスタディーズプログラムにおける、多様な課題に貢献する能力を体系的に修得するための科目〉

「グローバル・エリアスタディーズ総合講義」

： 日本及び世界各地で発生している諸問題を包括的に理解し、グローバルな観点から社会をデザインするのに必要な専門的知識の基礎を養成

〈多文化共生学プログラムにおける、文化的・社会的多様性の理解し解決する能力を修得するための科目〉

「共生社会論」

： 共生社会のあり方を探求していくための基盤となる学術的知識の修得

〈地域人間発達支援学プログラムにおける、地域創造の諸課題と地域支援のあり方について理解を深めるための科目〉

「地域人間発達支援の実際と課題」

： 地域人間発達支援に関する現状と課題を学際的に理解

□工農総合科学専攻

〈光工学プログラムと分子農学プログラムにおける連携科目〉

「基礎光学」、「光学基盤技術」、「遺伝子情報解析技術論」、「細胞解析技術論」、「質量分析装置解析技術論」

： オプト・バイオサイエンスの基盤となる理論・技術を修得

〈物質環境化学プログラムと農芸化学プログラムにおける連携科目〉

「バイオデザイン・プロセス学」、「環境分析化学」、「化学システム工学」、「物質プロセス工学」、「分子生理化学」、「界面化学」、「食品機能科学」

： 工学(物質環境化学)と農学(農芸化学)との境界領域の分野横断的な創造的実践力を養成

〈機械知能工学プログラムにおける、学際領域強化科目〉

「材料組織評価学」、「生体機械工学」、「マイクロ・ナノ工学」、「メカトロニクス制御」

：産業の基幹技術である機械工学を基盤として、バイオ・農学分野等との学際領域を強化

〈情報電気電子システム工学プログラムにおける、学際領域強化科目〉

「基礎/発展 電磁気学」、「量子エレクトロニクス」、「エンジニアコーチング」、「情報電気電子システム工学特別講義」

：情報工学分野・電気電子工学分野及びこれらに隣接する他の工学分野・理学分野の理解の基盤となる学術的知識の修得

〈農業生産環境保全学プログラム及び森林生産保全学プログラムにおける、連携科目〉

「政策課題演習」、「スマート農林業」

：農林フィールド科学における最新のテクノロジーを駆使した農林業技術の修得と、農林業生産が抱える諸問題を解決する実践力を養成

○デュアル指導体制(研究テーマに関連して学位プログラム間の連携・融合を図る)

専門領域に加えて境界領域・学際領域の素養を身に付けて、幅広い視野や実践力を有する高度専門職業人を養成するため、特別演習、特別研究、実践プロジェクト(コースワーク用)の研究指導をデュアル指導体制で実施する。具体的には、主指導教員1名と副指導教員2名の3名で構成し、この内、第1副指導教員は学位の専門性を担保するために同じ学位プログラムの教員から、第2副指導教員は、専門分野に対して境界領域や学際領域の観点から学生の研究進捗や専門能力の修得に対して指導を行い、最終的に高度な専門力と実践力を有する人材を育成する。

6. 教員組織

社会デザイン科学専攻

○コミュニケーションデザイン学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	石川由美子	臨床発達心理学	地域での生涯学習活動を通して共に生きあう人と人との関係の育ちとその支援に関する研究
教授	大森玲子	食生活学	地域住民の食と健康に関する研究
教授	梶原良成	デザイン (建築、空間メディア)	地域資源を基にしたデザインによる課題解決
教授	黒後洋	スポーツ行政	地域スポーツ政策及びスポーツ指導者に関する研究
教授	高橋俊守	地域生態学	自然と人間とのかかわりと共生デザインに関する研究
教授	塚本純	経済政策論	経済政策の実物経済に与える影響の研究
教授	中島宗皓	文化マネジメント	文化価値の戦略的活用とまちづくりの高度化

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	中 村 祐 司	地方自治・行政学	政策形成における多様な協働のあり方を実証的に研究
教授	原 田 淳	農村マネジメント	農業経営及び農村における組織問題
准教授	石 井 大一朗	コミュニティ政策	コミュニティのアセスメントとサービス資源開発
准教授	阪 田 和 哉	プロジェクト評価	公共プロジェクトの経済評価、政策・事業評価
准教授	白 石 智 子	心理学	地域住民のメンタルヘルスに関する研究
准教授	高 島 章 悟	器楽（管・弦・打）・指揮・合奏	合奏を主体とした、参加型地域連携
准教授	中 川 敦	福祉社会話分析	高齢者福祉の現場における社会的相互行為に関する研究
准教授	三 田 妃路佳	政治過程・政策過程	政治過程・政策過程と民主主義に関する研究
准教授	若 園 雄志郎	社会教育学	地域における教育力の形成に関する実践的研究
講 師	鈴 木 富 之	観光地理学	観光地域の形成と変容に関する人文地理学的研究
助 教	安 高 真 弓	社会福祉学	依存問題がある人と家族の社会的支援に関する研究

○農業・農村経済学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	秋 山 満	農業政策学	農業政策、農業構造問題
教授	大 栗 行 昭	農業史	日本地主制史、農地政策史
教授	齋 藤 潔	農業経営学	アグリビジネスと農業教育、欧米諸国の農業発達史
教授	西 山 未 真	農業経営学	地域資源管理論、ローカルフードシステム論
教授	松 村 啓 子	農業地理学・農村地理学	農業地理学、農業地域システム
准教授	加 藤 弘 二	環境経済学	環境経済学、農業の多面的機能の評価
准教授	児 玉 剛 史	食料経済学	食料経済学、食料経済の実証分析
准教授	神 代 英 昭	農業政策学	農業市場論、農産物の生産・加工・流通に関する研究

○建築学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	杉 山 央	建築材料・施工	コンクリート、鉄筋などの建築材料の品質向上に関する研究
教授	中 島 史 郎	建築材料・構造	木質材料・木質構造の性能評価に関する研究

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	増田 浩志	建築構造	建築物の耐震性能評価に関する研究
教授	横尾 昇剛	建築環境・都市環境	建築都市の環境性能評価に関する研究
准教授	古賀 誉章	建築計画・環境心理	利用者の視点にたった建築計画に関する研究
准教授	佐藤 栄治	都市計画・建築計画	都市・建築に関わる社会的課題の解決手法に関する研究
准教授	中野 達也	建築鋼構造	鋼構造建築物の接合部性能評価に関する研究
准教授	藤本 郷史	建築材料・構法	建築物の維持管理・解体に関する研究
講師	遠藤 康一	建築意匠・建築設計	建築と都市の空間構成に関する研究
助教	糸井川 高穂	建築環境・設備	人間の生理・心理・認知・行動に関する実践的研究
助教	大嶽 陽徳	建築意匠、建築設計	建築家の意匠論・設計論に関する研究
助教	藤原 紀沙	建築都市環境・環境建築	建築都市のデザインと環境性能に関する研究

○土木工学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	池田 裕一	河川工学	河川に関する災害対策と環境保全に関する研究
教授	大森 宣暁	都市計画・交通計画	少子高齢社会における持続可能な都市と交通に関する研究
教授	藤原 浩巳	コンクリート工学	セメントを主体とした無機建設材料に関する研究
教授	山岡 晓	プロジェクトマネジメント	社会基盤整備のプロジェクトマネジメントに関する研究
准教授	海野 寿康	地盤工学	地盤、土壤に関する災害対策と環境問題に関する研究
准教授	長田 哲平	都市計画・交通計画	人口減少社会に対応した都市・交通計画に関する研究
准教授	近藤 伸也	防災マネジメント	自然災害を中心とした防災・危機管理に関する研究
准教授	清木 隆文	岩盤工学	岩盤構造の安全性評価及び地下環境に関する研究
准教授	藤倉 修一	構造工学	橋梁等構造物の防災と安全性に関する研究
准教授	丸岡 正知	コンクリート工学	セメントやリサイクル材料を主とした建設材料に関する研究
助教	飯村 耕介	海岸工学	海岸に関する災害対策と環境保全に関する研究
助教	王玲玲	建設マネジメント・エネルギー経済学	地域の新しい建設システムの開発；グローバル視点からのエネルギー政策開発

○農業土木学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	大澤和敏	農地環境保全学	農地保全、流域水・物質動態に関する研究
教授	松井宏之	水利環境工学	流域における農業水利・水循環及び水環境保全
准教授	飯山一平	土壤・生物環境物理学	土壤中及び土壤を介した熱・物質の輸送・保持に関する研究
准教授	田村孝浩	農村計画学	農作業安全・農作業軽労化・土地改良事業に関する研究
准教授	福村一成	国際農業環境学	途上国の農業農村開発や灌漑、水管理に関する研究
准教授	守山拓弥	農村生態工学	二次的自然の保全や利活用に関する研究

○グローバル・エリアスタディーズプログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	磯谷玲	経済学／アメリカ経済論	アメリカにおける経済及び金融市場・制度に関する研究
教授	Malee KAEWMANOTHAM	社会学	タイの開発と地域社会に関する研究
教授	重田康博	国際協力、市民社会	国際協力における貧困問題に関する研究
教授	高橋若菜	環境問題とガバナンス	環境政策が地域・国家間で相違する要因を、政治学的視点から解明する研究
教授	倪永茂	情報ネットワーク	グローバル社会における情報機器・情報ネットワークの基礎と応用
教授	松金公正	史学、東洋史、台湾植民地史	中国、台湾における宗教と社会に関する研究
教授	湯本浩之	グローバル教育論	地球的課題に取り組む教育活動に関する研究
准教授	栗原俊輔	国際協力、ガバナンス、市民社会	国際開発におけるガバナンスの研究
准教授	古村学	村落社会学	日本の村落社会におけるフィールド・ワークに基づく研究
准教授	阪本公美子	アフリカ地域研究	東アフリカにおける社会開発と文化に関する研究
准教授	清水奈名子	国際関係論・国際機構論	国際連合における安全保障に関する研究
准教授	SUEYOSHI Ana	応用経済学（含む歴史）	ラテンアメリカにおける政治経済に関する研究
准教授	松尾昌樹	中東地域研究	中東地域を対象とする政治経済研究
准教授	松村史紀	東アジアの国際政治	現代中国をめぐる国際政治史に関する研究
助教	飯塚明子	防災と国際協力	防災分野における国際協力に関する研究
助教	藤井廣重	国際人権論	平和構築における国際的な刑事裁判所の機能に関する研究

○多文化共生学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	天沼 実	理論言語学, 英語学	現代英語の統語論, 意味論, 音韻論等に関する理論的・実証的研究
教授	木下 大輔	作曲・音楽学	作曲実技, 及び歴史学(西洋音楽史)の研究
教授	佐々木 一隆	言語学	言語普遍性から見た英語や日本語に関する研究
教授	下田 淳	歴史学, 西洋史	ヨーロッパ・ドイツの歴史と宗教に関する研究
教授	鈴木 啓子	日本近代文学	近代日本における言語芸術の成立と受容
教授	田巻 松雄	社会学	人の国際移動と多文化共生
教授	溜池 善裕	社会科教育	小学校における学習指導法
教授	戚傑	教育社会学, 外国語教育	学校教育及び外国語教育に関する研究
教授	丁貴連	比較文学・日本文学・韓国文学	東アジアの文学と文化に関する比較研究
教授	中村 真	心理学	社会的共生と感情コミュニケーションに関する研究
教授	長谷川 万由美	社会福祉学	共生社会論, シティズンシップ教育
教授	松井 貴子	日本文化, 日本文学, 比較文化	日本の伝統と近代化, 文化の普遍性, 異質性と同質性
教授	森田 香緒里	国語教育学	言語表現能力の発達研究
教授	守安 敏久	日本近代文学	日本近代文学論, 現代演劇・映画論
教授	湯澤伸夫	英語音声学	現代英語における音声の特徴と教育への応用
教授	吉田 一彦	言語学, 外国語教育学	多言語使用に関する研究
教授	米山 正文	米文学	19世紀ロマン主義文学研究
准教授	出羽 尚	イギリス美術史	18-19世紀のイギリスの絵画についての研究
准教授	良香織	性と人権論	近現代における性と人権
准教授	大野 斎子	ロシア文学・文化論	19世紀ロシアの文学と表象文化論
准教授	黒川 亨子	刑事法学, 法学	差別的起訴, 法教育
准教授	高山 慶子	歴史学, 日本史	日本近世史, 近世近代移行期の歴史
准教授	高山道代	日本語学・日本語史	古代日本語の文法と語彙
准教授	本田 悟郎	芸術学, 美術教育	芸術学(理論と美術史近現代), 美術教育研究

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
准教授	丸 山 剛 史	教育学, 学校教育学, 教育課程論	新制中学校カリキュラム史研究, 外国人児童生徒教育のカリキュラム, 植民地の技術・職業教育史
准教授	Barbara MORRISON	文学（日本とイギリス）	カルチュラル・スタディーズ, ジェンダー
准教授	山 田 有希子	哲学・倫理学	ドイツ観念論哲学・生命（医療）倫理学
講 師	立 花 有 希	教育学	グローバル時代の学校教育に関する研究
助 教	岩 崎 宏 之	理論言語学	統辞論、意味論
助 教	Amin GHADIMI	比較文化論	近代日本史、グローバル思想史
助 教	金 子 亜 美	文化人類学	植民地期スペイン領南米における先住民のキリスト教化
助 教	楳 野 佳奈子	フランス文学	19世紀フランス文学、ヨーロッパ思想史
助 教	三 宅 俊 浩	日本語学	日本語文法史

○地域人間発達支援学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教 授	赤 塚 朋 子	生活経営学・消費者教育	持続可能な地域の生活経営支援育成に関する研究
教 授	加 藤 謙 一	運動学・身体発達学	発育期における基礎的運動能力の発達に関する研究
教 授	川 島 芳 昭	教育工学・情報教育	情報社会に対応したメディア活用・コンテンツ創造に関する研究
教 授	小 原 伸 一	声楽・音楽教育	音楽表現を含む地域の文化活動・生涯学習に関する研究
教 授	小 宮 秀 明	運動生理学	運動・生活習慣の改善による健康増進に関する研究
教 授	佐々木 和 也	生活環境学・衣環境学	衣生活を中心とした生活・地域の環境創造に関する研究
教 授	松 島 さくら子	工芸・美術	漆工芸表現研究・工芸を通したアジア文化創造の実践と研究
准教授	石 川 隆 行	発達心理学	子どもにおける社会性に関する研究
准教授	上 原 秀 一	教育学（教育哲学）	教育における思考と言語の関係に関する研究
准教授	株 田 昌 彦	絵画技法・芸術学	絵画制作を基にした技法研究, 地域の美術普及に関する研究
准教授	久 保 元 劳	健康教育学・学校保健学	学校での健康教育の理論的・実践的研究, 青少年の現代的な健康課題に関する調査研究
准教授	熊 田 穎 介	教科教育学（社会科）	社会科教育・歴史教育に関する理論的・実践的研究
准教授	小 原 一 馬	感情社会学	遊びの面白さの教育への応用, スクールカースト

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
准教授	出口 明子	科学教育・理科教育学・学習科学	科学の学びに関するデザイン研究
准教授	平井 李枝	音楽表現学・音楽教育	音楽における表現、指導、創作、マネジメントに関する研究
助 教	久保田 愛子	教育心理学・発達心理学	特別活動・課外活動を通した社会情緒性の発達
助 教	田所 貴大	教科教育学(英語教育学)・教師教育	英語教授法、言語教師認知、教師の成長
助 教	福田 奏子	特別支援教育、視覚障害教育	盲児・弱視児の指導法・教材開発に関する研究
助 教	宮代 こずゑ	認知心理学	言語の知覚的表現が言語処理に及ぼす影響に関する研究

工農総合科学専攻

○光工学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	大 谷 幸 利	偏光工学, 光計測, オプトメカトロニクス	偏光や分光イメージング, オプトメカトロニクスに関する研究
教授	佐 藤 美 恵	感性情報学	映像コンテンツとの自然なインタラクションに関する研究
教授	杉 原 興 浩	光通信工学, ポリマー フォトニクス	光ファイバー/光導波路を用いた情報通信, 光と物質の相互作用
教授	早 崎 芳 夫	情報フォトニクス, ホログラフィ, AI光学, レーザー加工	光と情報の融合による加工・計測・表示・撮像
教授	山 本 裕 紹	情報フォトニクス	3次元ディスプレイとその応用に関する研究
教授	湯 上 登	プラズマ理工学	レーザー生成プラズマからのテラヘルツ 電磁波放射
准教授	篠 田 一 馬	知覚情報処理	画像の撮影及び処理に関する研究
准教授	玉 田 洋 介	生物光学, バイオイメージング	光学と生物学の融合による光計測と光細胞操作に関する研究
准教授	二 宮 尚	可視化情報学	熱流体の三次元画像計測技術の開発及び応用
准教授	Nathan HAGEN	応用光学	光学設計, 分光学, 計算センシング
准教授	茨 田 大 輔	光力学, 数理光物理学	光伝播解析と光記録・光計測への応用, 光と物質の相互作用
准教授	藤 村 隆 史	応用光工学, ナノフォトニクス	ホログラフィックメモリー, プラズモニック金属ナノ構造に関する研究
助 教	大 塚 崇 光	プラズマ理工学	レーザー航跡場電子加速とその応用
助 教	熊 谷 幸 汰	情報フォトニクス	ボリュメトリックディスプレイ, VR/AR, 計算イメージング
助 教	近 藤 圭 祐	光通信・光工学	光エレクトロニクス
助 教	長谷川 智 士	光プロセシング, 光情報処理, 光計測, AI光学	超短パルスレーザーによる物質加工と光計測・AI光学の融合

○分子農学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	飯 郷 雅 之	分子生理学	ホルモン, 神経伝達物質の生合成と作用機序, 光ゲノム生命化学
教授	児 玉 豊	植物細胞生物学	植物細胞における環境応答の分子機構及び分子制御に関する研究
教授	福 井 えみ子	動物育種繁殖学	家畜の経済形質に関連する遺伝子解析
教授	松 田 勝	分子遺伝学	魚類における性差構築の分子機構解明と野生集団の遺伝的多様性
教授	松 本 浩 道	動物育種繁殖学	哺乳動物の初期胚発生, 子宮の機能及び胚と子宮の相互作用の解析

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
准教授	大 西 孝 幸	植物育種学	作物の遺伝育種学研究
准教授	岡 本 昌 憲	植物化学遺伝学	環境ストレス応答に関わるシグナル分子の作用機構解明と応用研究
准教授	柏 木 孝 幸	作物栽培学	作物の農業形質を制御する遺伝的要因と環境要因に関する研究
准教授	鈴 木 智 大	生物分子情報学	天然物の単離・構造決定、次世代シークエンサーを用いたゲノム及びトランスクリプトーム解析
准教授	高 橋 美智子	植物栄養学	植物の栄養ストレス耐性機構及び生殖成長期における金属元素の役割の解明
准教授	西 川 尚 志	植物病理学	植物ウイルスの病原性の分子機構に関する研究
准教授	野 村 崇 人	植物生理化学	植物ホルモンによる植物の生長制御に関する研究
准教授	宮 川 一 志	環境生理学	節足動物の環境応答の分子機構とその進化に関する研究
講 師	黒 倉 健	園芸学	園芸作物の生理・生態に関する分子生理学的解析
助 教	煉 谷 裕太朗	植物病理学	植物とウイルスの相互作用に関する研究

○物質環境化学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教 授	飯 村 兼 一	界面化学	界面分子膜の物性・構造解析と制御、機能化に関する研究
教 授	上 原 伸 夫	計測化学	計測化学における機能性物質の開発に関する研究
教 授	大 庭 亨	超分子化学、生物有機化学	病気の治療や診断など、生体機能を調節、分析する分子の開発
教 授	加 藤 紀 弘	機能性高分子化学	バイオテクノロジーにおける機能性ソフトマテリアルの設計と開発
教 授	佐 藤 正 秀	化学工学、熱・物質移動	表面改質、ナノ材料・ナノ材料分散系の合成と応用に関する研究
教 授	单 躍 進	無機材料化学、固体化学	機能性無機化合物の合成と物性に関する教育・研究
教 授	古 澤 育	化学工学・触媒化学	化学プロセスにおける触媒開発に関する研究
准教授	伊 藤 智 志	有機化学	新規複素環化合物の合成と機能性有機材料の開発
准教授	刈 込 道 徳	有機合成化学	新規合成反応の開発と特異な有機化合物の合成研究
准教授	酒 井 保 藏	環境保全学	環境技術、環境負荷低減、水の浄化技術に関する研究
准教授	佐 藤 剛 史	化学工学	超臨界流体及び膜を用いた反応分離に関する研究
准教授	手 塚 慶太郎	無機固体化学	新しい機能性無機化合物の合成と評価

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
准教授	松本 太輝	無機合成化学	液相プロセスによる機能性無機材料の創出に関する研究
准教授	諸星 知広	生物工学	細菌間コミュニケーション機構に関する研究
准教授	吉原 佐知雄	電気化学・表面処理技術・エレクトロニクス実装技術	電気化学的手法を用いた原子レベルの表面制御及び新機能性物質の開発
助教	稻川 有徳	分析化学	氷を材料とするマイクロ流体デバイスの開発とその分離科学への展開
助教	岩井 秀和	触媒化学・計算化学	表面プラズモンを利用した光触媒の開発に関する研究
助教	爲末 真吾	超分子化学、高分子化学	超分子的結合を利用した高分子機能材料の開発
助教	奈須野 恵理	生物機能工学	機能性高分子材料を用いた微生物代謝機能の制御・利用研究
助教	荷方 稔之	環境生物工学	環境汚染物質に走化性を示すバクテリアの工学的応用

○農芸化学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	蕪山 由己人	生物化学	生物由来機能性成分の高度利用に関する研究
教授	橋本 啓	食品化学	調理・加工が食品の機能性に及ぼす影響に関する研究
教授	羽生 直人	生物高分子材料学	生物高分子の機能開発とその利用
教授	前田 勇	応用微生物学	微生物の諸機能の解析とそれらの応用研究
教授	山田 洋一	有機化学	有機化合物一般の構造解析及び新規合成法の研究
教授	横田 信三	森林化学	樹病に関するプロテオミクス・メタボロミクス、木質系バイオマスの利用開発
准教授	石栗 太	木材材料学	造林木の成長と材質、熱帶樹木の成長と材質、広葉樹あて材の組織構造と化学成分
准教授	金野 尚武	高分子材料化学	バイオマスの高度利用に関する研究
准教授	謝肖男	天然物化学	生理活性物質の単離・構造解析及び質量分析に関する研究
准教授	二瓶 賢一	天然物有機化学	天然有機化合物の構造決定、化学合成と機能性評価
准教授	水重 貴文	生物機能化学	機能性食品成分の生理作用に関する研究
講師	山田 潔	食品免疫学	免疫系の機能を制御する食品成分に関する研究

○機械知能工学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	尾崎 功一	ロボティクス	ロボット技術とロボットの社会実装に関する研究
教授	酒井 一博	力学系理論、エルゴード理論	力学系の安定性や分岐現象、アトラクタのカオスやフラクタルに関する研究
教授	嶋脇 聰	バイオエンジニアリング・医工学・福祉工学	生体機能・運動の計測・シミュレーション
教授	高山 善匡	マテリアル工学・接合技術	環境負荷低減のための材料開発・接合技術に関する研究
教授	長谷川 裕晃	流体工学	流体力学を基にした航空・宇宙、医療、スポーツ分野への応用
教授	馬渕 豊	マイクロ・ナノ工学	薄膜による超低摩擦、遮熱・伝熱機能の研究
教授	横田 和隆	ロボット工学・メカトロニクス	移動ロボット、メカトロニクス応用技術、製品組立計画の支援等に関する研究
教授	吉田 勝俊	機械力学・制御	運動のモデル化と知的制御に関する研究
准教授	佐藤 隆之介	生産工学・加工学	固定砥粒研磨、ナノメータ表面創成等に関する研究
准教授	鄒 艷華	先端精密加工学	精密加工技術、磁気加工技術の基礎と応用
准教授	白寄 篤	成形加工学・弾塑性学	金属部品の軽量化及び成形プロセスに関する研究
准教授	関川 宗久	非線形ダイナミクス	振動子の同期現象やカオス現象に関する研究
准教授	星野 智史	知能ロボット・システム	知能ロボティクス、人工知能、機械学習、ヒューマン・ロボットインタラクション、群知能
准教授	谷島 尚宏	応用力学・応用幾何学	応用力学における微分幾何学的研究
准教授	山本 篤史郎	材料工学	材料組織制御による新素材の創製と評価に関する研究
准教授	渡邊 信一	工学教育・感性工学	心理計測方法、心理の定量化に関する研究
助教	石戸 勉	流体工学	気泡や液滴をキーワードとした流体工学に関する研究
助教	加藤 直人	流体工学・熱工学	自動車周りの流れ、水素拡散に関する研究
助教	川口 尊久	機械要素・トライボロジー	真実接触面積の測定、精密位置決めに関する研究
助教	中林 正隆	バイオメカニクス、バイオミメティクス、医用工学	バイオミメティクス ヒューマンインターフェース 医用工学、福祉工学
助教	山仲 芳和	情報処理・機械力学	非線形力学と最適化手法に関する研究

○情報電気電子システム工学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	石田 邦夫	電子物性工学	光物性・半導体物理・量子ダイナミクスやそれらの光デバイスへの応用に関する研究
教授	伊藤 聰志	医用画像工学	MRI の撮像アルゴリズムと画像再構成法、医用画像処理に関する研究
教授	入江 晃亘	電子物性工学	高温超伝導体ナノ構造の物性やその量子機能デバイスへの応用に関する研究
教授	大津 金光	計算機システム工学	高性能計算機システム、並列分散処理に関する研究
教授	上村 佳嗣	環境電磁工学、医用生 体工学	電磁界解析、電磁環境計測、電磁界の生 体への影響に関する研究
教授	古神 義則	情報通信システム工学	通信用マイクロ波・ミリ波回路の設計技術、マイクロ波・ミリ波回路の材料計測技術への応用などに関する研究
教授	永井 明	情報通信ネットワーク	ネットワークシステム技術、サービス基盤技術、ネットワークセキュリティに関する研究
教授	長谷川 光司	感性工学、音響工学	感性情報処理、音響信号処理、音響計測、波動理論とその応用に関する研究
教授	長谷川 まどか	画像工学	画像符号化、画像処理、電子透かし、ユ ーザブルセキュリティに関する研究
教授	東口 武史	電磁エネルギー工学	ファイバーレーザー・固体レーザー及び極端紫外・軟X線光源に関する研究
教授	平田 光男	情報通信システム工学	先端的制御理論及びそれらの産業応用に 関する研究
教授	船渡 寛人	電磁エネルギー工学	パワーエレクトロニクス及び再生可能エ ネルギーに関する研究
教授	矢嶋 徹	数理科学、物性基礎論	数理物理学、計算機物理学及び無限自由度可積分系の解析に関する研究
教授	横田 隆史	計算機システム工学	並列・分散計算機システム、組込み計算 機システム、設計方法論に関する研究
准教授	東 剛人	情報通信システム工学	システムバイオロジー及びハイブリッド システムのモデル制御予測などに関する研究
准教授	石川 智治	人間情報学、感性工学	認知科学・感性工学に基づくマルチモ ダルインターフェース技術、バーチャルリアリティ、心理物理学、心理生理学に 関する研究
准教授	柏倉 隆之	電子物性工学	X線分光分析技術及び薄膜作製技術に 関する研究
准教授	小池 正史	理論物理学、素粒子論	素粒子物理学及び素粒子論的宇宙論の理 論的研究
准教授	後藤 博樹	電磁エネルギー工学	モータ・発電機の設計・制御技術、電氣 自動車への応用などに関する研究
准教授	佐久間 洋志	電子物性工学	スピントロニクス及び結晶構造解析に 関する研究
准教授	清水 隆志	情報通信システム工学	マイクロ波・ミリ波帯における回路設計 技術、材料評価技術などに関する研究

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
准教授	外 山 史	情報システム工学	進化計算, ソフトコンピューティング, パターン認識に関する研究
准教授	藤 井 雅 弘	情報通信ネットワーク	無線通信ネットワーク, 高度交通システム, 位置情報システムに関する研究
准教授	森 大 育	情報通信システム工学	音声・音声言語情報処理・音声対話システムなどに関する研究
准教授	森 博 志	メディア情報工学	コンピュータグラフィックス, 人工現実感に関する研究
准教授	八 卷 和 宏	電子物性工学	高温超伝導体ナノ構造の物性及びその量子機能デバイスへの応用に関する研究
准教授	依 田 秀 彦	情報通信システム工学	光ファイバ通信用デバイスの原理・設計・解析・作製・評価に関する研究
准教授	寄 川 弘 玄	電子物性工学	固体の電子構造と物性の数値シミュレーションに関する研究
助 教	齋 藤 和 史	電磁エネルギー工学	プラズマ中の非線形現象や微粒子プラズマに関する基礎研究
助 教	鈴 木 拓	代数幾何学	代数多様体上の有理曲線族に関する研究
助 教	鈴 木 雅 康	情報通信システム工学	先端的制御理論及びそれらの産業応用に関する研究
助 教	鶴 田 真理子	感性工学, 音響心理学	音響心理, 音・音環境デザインに関する研究
助 教	春 名 順之介	電磁エネルギー工学	パワーエレクトロニクス及び再生可能エネルギーに関する研究
助 教	三 原 義 樹	情報通信ネットワーク	ネットワークシステム技術, サービス基盤技術, ネットワークセキュリティに関する研究

○農業生産環境保全学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教 授	池 口 厚 男	生物環境情報工学	家畜, 植物生産における生体, 環境情報の取得と利用に関する研究
教 授	小笠原 勝	雑草学	雑草の生態と制御に関する研究
教 授	小 林 浩 幸	雑草学	雑草の生態と管理
教 授	齋 藤 高 弘	生物環境調節学	施設園芸, 植物工場, 食品科学に関する研究
教 授	関 本 均	植物栄養・肥料学	人と食べ物と環境のための養分の科学
教 授	園 田 昌 司	応用昆虫学	農業害虫の総合的害虫管理に関する研究
教 授	長 尾 慶 和	動物繁殖生理学	動物の生殖生理, 繁殖及び飼養管理に関する研究
教 授	房 相 佑	植物育種学	アブラナ科植物における遠縁交雑の遺伝育種学的利用
教 授	平 井 英 明	土壤圈科学	人類の生存基盤である土壤圈に関する研究

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	松井正実	圃場機械学	圃場機械の構造と利用に関する研究
教授	山根健治	園芸学	園芸作物の生理・生態、生産及び利用に関する研究
教授	和田義春	作物栽培学	作物の生理生態に関する研究
准教授	青山真人	動物機能形態学	形態学・生理学・行動学に即した動物の管理法の考案
准教授	岩永将司	分子昆虫学	昆虫と昆虫ウイルスの機能利用、分子生物学
准教授	柏寄勝	ポストハーベストテクノロジー	農産物流通における高品質化及び品質評価に関する研究
准教授	小寺祐二	保全生物学	自然生態系の保全や野生動物の管理に関する研究
准教授	高橋行継	作物生産環境学	高品質多収作物生産を目的とする気象環境と栽培技術の関係を解明する研究
准教授	西尾孝佳	植生学	植生及びそれを構成する植物に関する生態学的研究
准教授	菱沼竜男	生物環境システム学	低環境負荷型の農畜産物生産システムの検討と評価
准教授	福井糧	農業環境微生物学	微生物が生息する土壤環境と微生物の機能に関する研究
講師	栗原望	動物形態学	動物の体の構造と機能、その成り立ちや進化に関する研究
助教	池田裕樹	園芸フィールド生理学	園芸作物の生理・生態に関する研究
助教	神山拓也	作物栽培学	作物の養水分吸収及び支持に関わる根系の研究
助教	田村匡嗣	食品流通工学	食品の加工技術及び品質評価に関する研究
助教	早川智恵	農林フィールド土壤化学	土壤有機物・微生物動態の解明と環境保全型農業への応用に関する研究

○森林生産保全学プログラム

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
教授	有賀一広	森林作業学	森林作業システムにおける最適化に関する研究
教授	飯塚和也	森林資源保全学	樹木の量的遺伝及び放射性セシウムの挙動に関する研究
教授	大久保達弘	森林生態学・育林学	森林群落の更新機構の解明と劣化した森林生態系の修復
教授	山本美穂	森林政策学	保続的森林資源利用のための制度設計に関する研究
准教授	逢沢峰昭	森林植物学	森林植物の遺伝・形態・生態的特性の地理的変異に関する研究
准教授	大島潤一	森林資源管理学	森林被害及び被害を受けた樹木の材質劣化に関する研究
准教授	松英恵吾	森林計画学	森林資源の保続的利用を前提とした森林計画に関する研究

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
助 教	林 宇 一	森林経済学	林業労働に関する経済分析及び木材市場動向分析

○研究科共通科目

職位	教員名	教育研究分野	研究内容
講 師	堀 尾 佳 以	日本語教育・日本語学	留学生のための日本語教育及び日本人学生のグローバル化に関する研究
助 教	原 純	機構学、生産工学、工学教育	生産性向上に関する研究

なお、指導教員等の変更を希望する場合は、事前に現指導教員および変更後指導教員とよく相談のうえ、「宇都宮大学地域創生科学研究科博士前期課程指導教員等変更願」により修学支援課、または陽東学務課まで届け出でください。

令和 年 月 日

宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程指導教員等変更願

地域創生科学研究科長 殿

所属 _____ 専攻 _____
職名 _____ プログラム長 _____
氏名 _____

下記のとおり、変更が生じましたので手続き願います。

学籍番号	
学生氏名	

該当欄に☑	区分	変更後	変更前
□	主指導教員		
□	第1副指導教員		
□	第2副指導教員		
□	研究題目		

(変更理由)

II. 履修と研究

1. 修了の要件

地域創生科学研究科博士前期課程を修了するためには、次の要件を満たし修了した者に、学位が授与されます。（「宇都宮大学学位規程」）

「修士論文を課す場合の修了3要件」

- [1]. 地域創生リテラシーから10単位以上・専門科目から20単位以上を修得し、合計30単位以上を修得すること。
- [2]. 修士論文を作成・提出し、審査に合格すること。
- [3]. 修士論文に関する最終試験に合格すること。

「課題研究報告書を課す場合の修了3要件」

- [1]. 地域創生リテラシーから10単位以上・専門科目から20単位以上を修得し、合計30単位以上を修得すること。
- [2]. 課題研究報告書を作成・提出し、審査に合格すること。課題研究報告書には作品等が付随する場合があり、その場合は課題研究報告書に付随する作品等を含むものとする。
- [3]. 課題研究報告書に関する最終試験に合格すること。

※注1) 修士論文研究を課さないコースワークでは、修士論文研究とは異なり、より実践的な内容についての課題研究を行い、課題研究報告書を作成する。

※注2) 修士論文研究を課さないコースワークを選択できるプログラムは以下のとおり。

コミュニケーション学プログラム

農業農村経済学プログラム

グローバル・エリアスタディーズプログラム

多文化共生学プログラム

地域人間発達支援学プログラム

※注3) 修士論文研究を課さないコースワークを選択する者は、事前に指導教員と相談のうえ、研究科に申請すること。申請を希望する場合は、「課題研究報告書適用申請書」を入学年度の4月～5月末日まで(4月入学者)又は10月～11月末日まで(10月入学者)までに提出すること。また、修学途中で変更を希望する場合は、入学年度の8月～9月末日まで(4月入学者)又は2月～3月末日まで(10月入学者)までに申請書を提出すること。

※注4) 修士論文研究を課さないコースワークを選択する者は、プログラム専門科目「特別研究」に替えて「実践プロジェクト」を履修すること。

2. 修業年限

標準修業年限は2年です。ただし、次のような特例があります。

◇長期履修学生制度

この制度は、職業を有している等の事情により標準修業年限(2年)を超えて、最長4年にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することができる制度です。この制度が適用されている期間(長期履修期間)の授業料の総額は、同一年度入学者と同じになります。例えば、入学者からこの制度を利用して4年間の長期履修期間を設定した場合には、2年間の授業料を4年間に分割して納入します。

長期履修学生制度の対象となる資格や在学期間などについては、「宇都宮大学大学院長期履修学生規程」を参照してください。

3. 研究指導実施体制

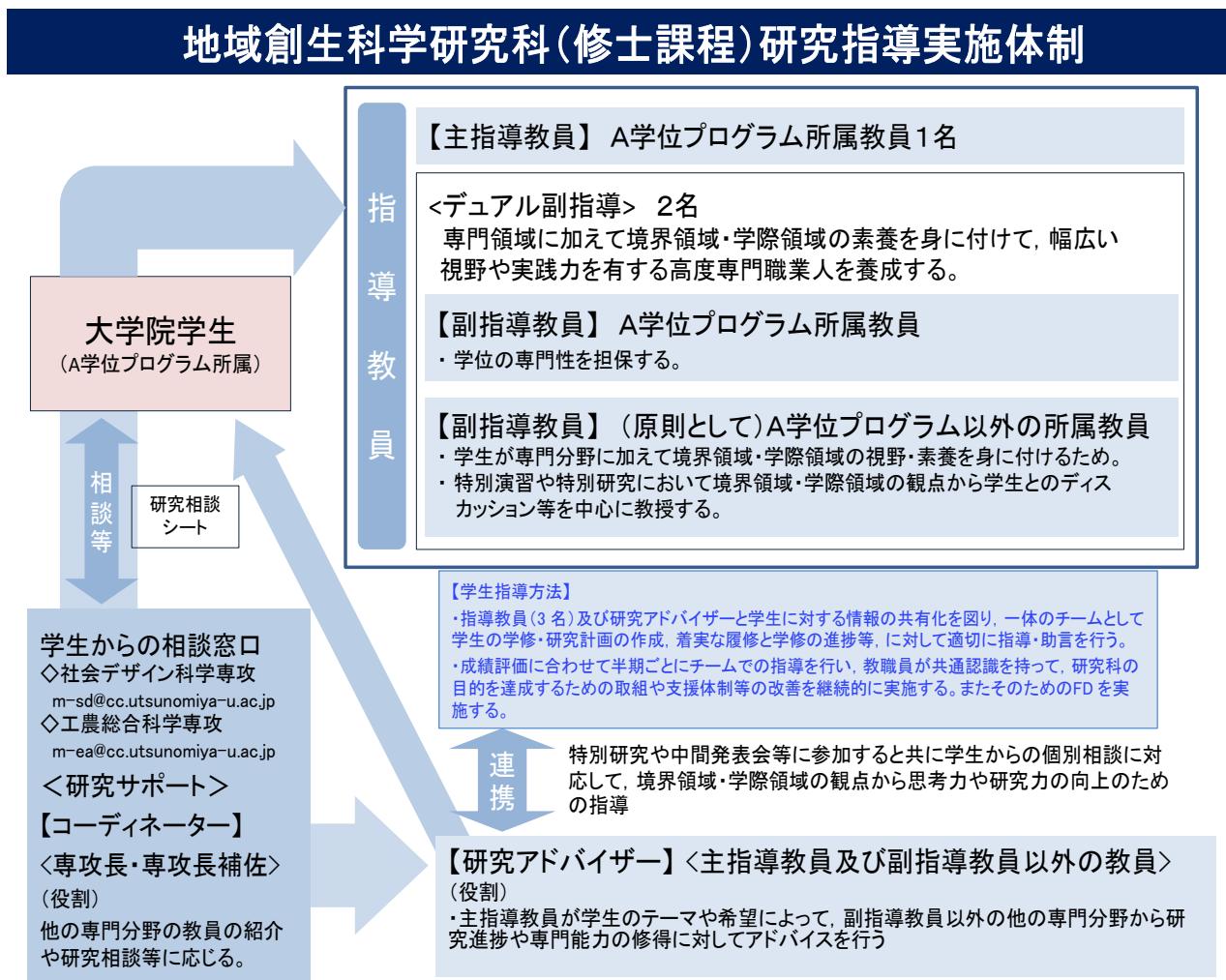
指導教員として、主指導教員1名と副指導教員2名が、「研究指導計画書及び研究経過報告書」に則り、学生の研究及び論文指導等と授業科目の履修指導に当たるほか、学生からの研究相談として、研究サポートコーディネーター及び研究アドバイザーを配置しています(下図参照)。

○研究サポートコーディネーター

指導教員・副指導教員以外の教員への研究・関連研究者の相談の最初の窓口

○研究アドバイザー

学生からの具体的な相談への対応



○ 研究相談シートを作成する際は以下の6点を必ず記入すること。

学籍番号 / 所属専攻・学位プログラム名 / 氏名・連絡先 / 主指導教員名・副指導教員名 /

研究テーマ / 相談内容等

4. 授業科目の履修方法

授業科目の履修は、「宇都宮大学大学院学則」及び「宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則」に従って行います。

(1) 履修科目の届出

履修表、授業時間表、及びシラバスを参考にして、指導教員の指導に従い履修科目を決定し、所定の期間内に学内設置のパソコンから教務ポータルにアクセスして履修登録を行います。教務ポータルについては、以下の説明を参照してください。その後の履修登録確認期間に教務ポータルから再度アクセスして、自身の履修登録を確認・修正してください。履修登録確認期間の後に、学務部修学支援課又は学務部陽東学務課において「履修登録確認表」を配布します。指導教員の確認及び押印を受けてから、「履修登録確認表」を学務部修学支援課又は学務部陽東学務課に提出してください。

○ 教務ポータル

本学では、学生向けのポータルサイト(教務ポータル)を開設しています。教務ポータルでは、連絡先の管理や履修登録、授業関連の通知等を行います。教務ポータルは、学内設置のパソコン(学内ネットワーク)からアクセスできます。また、必要に応じ、学外ネットワークからアクセスすることも可能です。

※ 学外ネットワークからアクセスする場合

各自、情報セキュリティの知識を付けるとともに、十分な対策が必要となります。

はじめに、学内設置のパソコンから教務ポータルにアクセスし、掲示情報から、「学外ネットワークからの教務ポータルアクセスマニュアル」を確認してください。

教務ポータル入口 :<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/usermenu/student.php>

(2) 授業時間表

研究科ガイドにて配付する授業時間表には、授業科目名、時間割コード、開講時間、担当教員、教室が記載されています。集中講義の開講情報は教務ポータルの掲示板や、教員からの別途周知によってお知らせいたします。

(3) 教育方法の特例措置(夜間・休日開講)

社会人学生に大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用します。

社会人学生で教育上特別の必要がある場合は、研究計画と履修計画を考慮し、特別の時間帯、土曜日、夏季・冬季休業期間などに授業又は研究指導を行うことがあります。

特例の適用を希望する方は、履修登録期間内に申請書を提出する必要があるため、学務部陽東学務課[電話028(689)6014]までお問い合わせください。

(4) シラバス

シラバス(syllabus)は、授業科目の内容、授業方法、評価方法などを解説したもので、教務ポータルから閲覧することができます。履修登録の際には、シラバスを参照して内容などを確認し、自分の勉学の計画、関心に合致した科目を選ぶことが大切です。

(5) 履修方法

次ページより記載する各履修表を参考に履修登録を行ってください。

なお、自身の所属するプログラム以外のプログラムの専門科目を履修する場合は、履修表の後に記載の「他プログラムの授業科目履修届」を修学支援課又は陽東学務課へ提出する必要があります。

※英語対応欄に”☆”印が記入されている科目は、英語での履修を希望する学生に対し特別の対応を実施する準備のある科目です。

社会デザイン科学専攻 地域創生リテラシー 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聴講年次	履修方法
地域創生リテラシー	学際的思考力	☆ 地域創生のための社会デザイン&イノベーション	2	1前	● 6 単位（必修科目）
		☆ 現代社会を見通す：生命と感性の科学	1	1前	
		☆ グローカルな視座を養う	1	1後	
		☆ アカデミックコミュニケーション I	1	1後	
		☆ アカデミックコミュニケーション II	1	2前	
文系科目群	地域創生リテラシー	実践経営マネジメント概論	1	1前	○ 2 単位以上 (建築学プログラム、 土木工学プログラム、 農業土木学プログラム の学生が選択科目として履修)
		農業・農村の組織マネジメント	1	1後	
		観光地理学研究	1	1後	
		ソーシャルビジネス論	1	1前	
		☆ 防災と国際協力 I	1	1後	
		☆ 環境問題とガバナンス I	1	1後	
		☆ 人間の安全保障と国連 I	1	1前	
		☆ 國際人権保障と平和構築 I	1	1後	
		☆ 東アジアの国際政治と歴史 I	1	1前	
		☆ ラテンアメリカの経済と社会 I	1	1後	
		☆ 東アフリカの社会開発と文化 I	1	1前	
		☆ 感情コミュニケーションと社会的共生 I	1	1後	
		☆ グローバル化と国際的な人の移動 I	1	1前	
		☆ 日本語論述表現法 I	1	1前	
		☆ アメリカ文化研究 I	1	1後	
		☆ フランス思想・文化研究 I	1	1後	
		☆ 西洋史研究 I	1	1前	
		東アジア比較文学比較文化研究 I	1	1前	
		☆ ジェンダーとアイデンティティ I	1	1前	
		☆ 多文化教育研究 I	1	1後	
		☆ シティズンシップ教育 I	1	1後	
		日本文化研究 I	1	1後	
		文化人類学研究 I	1	1前	
		☆ 英語学研究 I	1	1後	
		☆ 外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	1後	
西洋近現代哲学研究 I	1	1前			
☆ Comparative Study of Contemporary Cultures I	1	1前			
日本語史と日本語研究 I	1	1後			
技術日本語	1	1前			
理系科目群	実践力	☆ 文系のためのオプト・バイオサイエンス入門	1	1後	○ 2 単位以上 (コミュニケーション学プログラム、 農業・農村経済学プログラム、 グローバル・エリアスタディーズ プログラム、 多文化共生学プログラム、 地域人間発達支援学プログラム の学生が選択科目として履修)
		☆ 社会現象の数理	1	1後	
		食品機能科学	1	1後	
		メカニカル・エンジニアリング	1	1後	
		情報電気電子システム工学概論	1	1前	
		博物学史	1	1前	
		文系のためのデータサイエンス	1	1後	
実践力	実践力	実践インターンシップ	2	1・2前後	○ 2 単位以上
		実践フィールドワーク	2	1・2前後	
		創成工学プロジェクト演習	2	1前	
		International Political Economy	2	1前	
		Global Management	2	1前	
		Globalization and Society	2	1後	
		国際インターンシップ	2	1・2前後	
		臨地研究	2	1・2前後	
計		58	—		
修了要件：10 単位以上					
● 必修科目：6 単位					
○ 選択科目：4 単位以上（文系科目又は理系科目（プログラムにより指定あり）から 2 単位、実践力から 2 単位 を必ず修得すること。）					

社会デザイン科学専攻 コミュニティデザイン学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聴講年次	履修方法	
境界・学際領域科目	☆	地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い合わせ、現場に還す	1	1・2前	◇	
		地域デザイン工学プロジェクト	1	1・2前		
		地域デザイン工学インターンシップ	1	1・2前後	◇の科目から1単位以上	
		Communication Skills for Engineers	1	1前		
		グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前		
		共生社会論	2	1前	◇	
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前		
	小計		8	—		
コミュニケーションデザインプログラム専門科目	基盤科目	政策形成と協働	1	1後		
		コミュニティ政策論	1	1前	○左記の科目から2単位以上	
		自然共生デザイン論	1	1前		
		福祉経営論	1	1前		
	社会システムデザイン科目	政策分析とガバナンス	1	1後		
		まちをつくる経済評価の技法	1	1前		
		経済政策論	1	1後		
		福祉社会話分析	1	2前	○左記の科目から2単位以上	
		地域スポーツ行政論	1	2後		
		地域社会教育論	1	1後		
		地域住民の意識・行動の調査法	1	1後		
	地域資源マネジメント科目	都市と地域の社会学	1	1前		
		生活文化デザイン論	1	1前		
		地域活動の心理学	1	2前		
		デザインと地域	1	2前		
		合奏による参加型デザイン	1	1後	○左記の科目から2単位以上 (※は、農業・農村経済学プログラム専門科目)	
		地域食生活論	1	2前		
		農業・農村の組織マネジメント	1	1後		
	※	観光地理学研究	1	1後		
		農村社会学	1	1後		
		コミュニケーションデザイン特別演習	4	1~2通	● 4単位（必修科目）	
		コミュニケーションデザイン特別研究	6	1~2通	● 6単位 (必修科目としていずれかを修得)	
		コミュニケーションデザイン実践プロジェクト	6	1~2通		
小計			36	—		
計			44	—		

修了要件 30 単位以上 (G P A 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上

- 必修科目 : 10 单位
- 選択科目 : 10 单位以上

- (1) 境界・学際領域科目の◇の科目から1単位、基盤科目から2単位、社会システムデザイン科目から2単位、地域資源マネジメント科目から2単位を必ず修得すること。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3単位以内に限り10単位に算入することができる。
 - ① 本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ② 他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

地域人間発達支援学プログラム専門科目「遊びと感情の社会学特論」は当プログラムに強く関連づいているため、履修を推奨する。

社会デザイン科学専攻 農業・農村経済学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法
境界・学際領域科目		地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い合わせ、現場に還す	1	1・2前	● 1 単位（必修科目）
		地域デザイン工学プロジェクト	1	1・2前	
	☆	地域デザイン工学インターンシップ	1	1・2前後	
	☆	Communication Skills for Engineers	1	1前	
	☆	グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前	
		共生社会論	2	1前	
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前	
小計			8	—	
農業・農村経済学プログラム専門科目	基盤科目	農業・農村経済学	1	1前	○左記の科目から3単位以上
		農政学	1	1前	
		農業生産組織論	1	1前	
		農業・農村史	1	1後	
		農村社会学	1	1後	
		☆ アグリビジネス論	1	2前	
		農村地理学	1	1前	
	応用科目	☆ マーケティング論	1	1前	○左記の科目から3単位以上
		ソーシャルビジネス論	1	1前	
		統計分析論	1	1後	
		環境経済学	1	2前	
		フードシステム学	1	1後	
	☆ 農業・農村経済学特別演習			4	1~2通
	☆ 農業・農村経済学特別研究			6	1~2通
	☆ 農業・農村経済学実践プロジェクト			6	1~2通
小計			28	—	
計			36	—	

修了要件 30 単位以上 (G P A 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上

●必修科目：11 单位

○選択科目：9 単位以上

- (1) 基盤科目から 3 单位、応用科目から 3 单位を必ず修得すること。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3 单位以内に限り 9 单位に算入することができる。

- ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
- ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

地域創生リテラシー科目（コミュニケーションデザイン学専門科目）「農業・農村の組織マネジメント」、
コミュニケーションデザイン学専門科目「経済政策論」「政策分析とガバナンス」は
当プログラムに強く関連づいているため、履修を推奨する。

社会デザイン科学専攻 建築学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聴講年次	履修方法
境界・学際領域科目		地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い合わせ、現場に還す	1	1・2前	○左記の科目から1単位以上 (土木工学プログラム及び農業土木学プログラムの「プログラム専門科目」を含める。(※))
		地域デザイン工学プロジェクト	1	1・2前	
	☆	地域デザイン工学インターンシップ	1	1・2前後	
	☆	Communication Skills for Engineers	1	1前	
	☆	グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前	
		共生社会論	2	1前	
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前	
		小計	8	—	
建築学プログラム専門科目		建築構造学特論A	1	1前	○左記の科目から7単位以上
		建築構造学特論B	1	1前	
		建築耐震設計特論A	1	1前	
		建築耐震設計特論B	1	1前	
		建築構造解析特論A	1	1後	
		建築構造解析特論B	1	1後	
		建築構造材料特論A	1	1・2後	
		建築構造材料特論B	1	1・2後	
	☆	木造建築特論A	1	1・2後	
	☆	木造建築特論B	1	1・2後	
	☆	既存建築物分析学特論A	1	1・2前	
	☆	既存建築物分析学特論B	1	1・2前	
	☆	エコロジカル建築特論A	1	1・2後	
	☆	エコロジカル建築特論B	1	1・2後	
		環境設備特論A	1	1・2前	
		環境設備特論B	1	1・2前	
	☆	建築設計特論A	1	1・2前	
	☆	建築設計特論B	1	1・2前	
		建築計画特論A	1	1・2前	
		建築計画特論B	1	1・2前	
		都市解析特論A	1	1・2前	
		都市解析特論B	1	1・2前	
	☆	建築インターンシップI	1	1・2前後	
	☆	建築インターンシップII	2	1・2前後	
	☆	建築インターンシップIII	3	1・2前後	
	☆	建築インターンシップIV	2	1・2前後	
	☆	建築インターンシップV	2	1・2前後	
	☆	建築インターンシップVI	2	1・2前後	
		建築設計演習I	2	1・2前後	● 4単位 (必修科目)
		建築設計演習II	2	1・2前後	
	☆	建築学特別研究	6	1~2通	
	☆	建築学特別設計	6	1~2通	
		小計	54	—	
		計	62	—	

修了要件 30単位以上 (GPA 2.0以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から10単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から20単位以上

●必修科目：10単位
○選択科目：10単位以上

- (1) 境界・学際領域科目から1単位、プログラム専門科目から7単位を必ず修得すること。
※「土木工学特別演習」「土木工学特別研究」「農業土木学特別演習」「農業土木学特別研究」を除く。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、2単位以内に限り10単位に算入することができる。
 - ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

社会デザイン科学専攻 土木工学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聴講年次	履修方法
境界・学際領域科目		地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い合わせ、現場に還す	1	1・2前	
		地域デザイン工学プロジェクト	1	1・2前	
	☆	地域デザイン工学インターンシップ Communication Skills for Engineers	1 1	1・2前後 1前	○左記の科目から1単位以上 (建築学プログラム及び農業土木学 プログラムの「プログラム専門科 目」を含める。 (※))
	☆	グローバル・エリアスタディーズ総合講義 共生社会論	1 2	1前	
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前	
		小計	8	—	
土木工学プログラム専門科目	☆	橋梁工学特論	1	1後	
	☆	耐震工学特論	1	1後	
	☆	岩盤力学特論	1	1前	
		地盤力学特論	1	1前	
		土木材料学特論	1	1後	
		エコマテリアル工学特論	1	1後	
	☆	河川工学特論	1	1前	
		海岸工学特論	1	1後	
	☆	水圏環境工学特論	1	1前	
		地圏環境工学特論	1	1後	
		都市計画特論	1	1前	
	☆	都市交通特論	1	2前	
		防災マネジメント特論	1	1前	
	☆	海外プロジェクト特論	1	1前	
	☆	土木工学特別演習	4	1~2通	
	☆	土木工学特別研究	6	1~2通	● 10単位（必修科目）
小計			24	—	
計			32	—	

修了要件 30単位以上 (G P A 2.0以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から10単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から20単位以上

●必修科目：10単位

○選択科目：10単位以上

- (1) 境界・学際領域科目から1単位、プログラム専門科目から7単位を必ず修得すること。
※「建築学特別演習Ⅰ・Ⅱ」「建築学特別研究」「建築学特別設計」「農業土木学特別演習」「農業土木学特別研究」を除く。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、
2単位以内に限り10単位に算入することができる。
 - ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

社会デザイン科学専攻 農業土木学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法	
境界・学際領域科目		地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い合わせ、現場に還す	1	1・2前		
		地域デザイン工学プロジェクト	1	1・2前		
	☆	地域デザイン工学インターンシップ	1	1・2前後		
	☆	Communication Skills for Engineers	1	1前	○左記の科目から1単位以上 (建築学プログラム及び土木工学 プログラムの「プログラム専門 科目」を含める。 (※))	
	☆	グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前		
		共生社会論	2	1前		
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前		
小計			8	—		
農業土木学プログラム専門科目	プログラム専門科目	環境数理A	1	1前		
		環境数理B	1	1前		
		☆ 土壌環境物理学A	1	1前		
		☆ 土壌環境物理学B	1	1前		
		農地保全学	1	1後		
		農業水利学	1	1後	○左記の科目から7単位以上	
		応用田園生態工学A	1	1後		
		応用田園生態工学B	1	1後		
		地域マネジメントA	1	1前		
		地域マネジメントB	1	1前		
☆ 農業農村開発と技術協力			1	1前		
☆ 農業土木学特別演習			4	1~2通	● 10単位（必修科目）	
☆ 農業土木学特別研究			6	1~2通		
小計			21	—		
計			29	—		

修了要件 30単位以上 (G P A 2.0以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から10単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から20単位以上

●必修科目：10単位

○選択科目：10単位以上

- (1) 境界・学際領域科目から1単位、プログラム専門科目から7単位を必ず修得すること。
※「建築学特別演習Ⅰ・Ⅱ」「建築学特別研究」「建築学特別設計」「土木工学特別演習」「土木工学特別研究」を除く。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、2単位以内に限り10単位に算入することができる。
 - ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

社会デザイン科学専攻 グローバル・エリアスタディーズプログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法	
境界・学際領域科目	☆	地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い、現場に還す	1	1・2前		
		地域デザイン工学プロジェクト	1	1・2前		
		地域デザイン工学インターンシップ	1	1・2前後		
		Communication Skills for Engineers	1	1前		
	☆	グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前	● 1 単位（必修科目）	
	○	共生社会論	2	1前		
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前		
	小計		8	—		
グローバル・プログラム専門科目	基盤科目	☆ 貧困問題と国際協力 I	1	1前	○左記の科目から 2 単位以上	
		☆ 防災と国際協力 I	1	1後		
		☆ 環境問題とガバナンス I	1	1後		
		情報ネットワークと技術 I	1	1後		
		☆ 人間の安全保障と国連 I	1	1前		
		☆ 国際人権保障と平和構築 I	1	1後		
		☆ Globalization and Project Management I	1	1後		
		☆ グローバル教育と開発教育 I	1	1後		
	グローバル・エリアスタディーズ科目	☆ 國際NPO起業とその実践 I	1	1前	○左記の科目から 2 単位以上	
		☆ 貧困問題と国際協力 II	1	1前		
		☆ 防災と国際協力 II	1	1後		
		☆ 環境問題とガバナンス II	1	1後		
		情報ネットワークと技術 II	1	1後		
		☆ 人間の安全保障と国連 II	1	1前		
		☆ 国際人権保障と平和構築 II	1	1後		
		☆ Globalization and Project Management II	1	1後		
	エリアスタディーズ科目	☆ グローバル教育と開発教育 II	1	1後	○左記の科目から 4 単位以上（※）	
		☆ 國際NPO起業とその実践 II	1	1前		
		☆ タイの開発と地域社会 I	1	1後		
		タイの開発と地域社会 II	1	1後		
		☆ 東アジアの国際政治と歴史 I	1	1前		
		☆ 東アジアの国際政治と歴史 II	1	1前		
		東アジアの歴史と文化 I	1	1前		
		東アジアの歴史と文化 II	1	1前		
		日本の自然と地域生活 I	1	1前		
		日本の自然と地域生活 II	1	1前		
	グローバル・エリアスタディーズ科目	アメリカの経済と金融 I	1	1後	○左記の科目から 4 単位以上（※）	
		アメリカの経済と金融 II	1	1後		
		☆ ラテンアメリカの経済と社会 I	1	1後		
		☆ ラテンアメリカの経済と社会 II	1	1後		
		☆ 中東地域の政治と社会 I	1	1後		
		☆ 中東地域の政治と社会 II	1	1後		
		☆ 東アフリカの社会開発と文化 I	1	1前		
		☆ 東アフリカの社会開発と文化 II	1	1前		
		☆ 特別臨地研究 I	2	1・2前後		
		☆ 特別臨地研究 II	2	1・2前後		
	☆ グローバル・エリアスタディーズ特別演習	4	1～2通	● 4 単位（必修科目）		
		☆ グローバル・エリアスタディーズ特別研究	6	1～2通	● 6 単位 (必修科目としていずれかを修得)	
		☆ グローバル・エリアスタディーズ実践プロジェクト	6	1～2通		
小計		54	—			
計		62	—			

修了要件 30 単位以上 (GPA 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上

● 必修科目：11 单位

○ 選択科目：9 单位以上

(1) 基礎科目から 2 单位、グローバル・スタディーズ科目から 2 单位、エリアスタディーズ科目から 4 単位を必ず修得すること。

※「グローバル・エリアスタディーズ実践プロジェクト」を選択する場合は、「特別臨地研究 I (2単位)」又は「特別臨地研究 II (2単位)」から 2 単位以上を必ず修得すること。

(2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、1 単位以内に限り 9 単位に算入することができる。

① 本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目

② 他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

社会デザイン科学専攻 多文化共生学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聴講年次	履修方法
境界・学際領域科目		地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い合わせ、現場に還す	1	1・2前	
		地域デザイン工学プロジェクト	1	1・2前	
		地域デザイン工学インターンシップ	1	1・2前後	
	☆	Communication Skills for Engineers	1	1前	
	☆	グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前	
		共生社会論	2	1前	● 2 単位（必修科目）
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前	
小計			8	—	
多文化共生学プログラム専門科目	基礎科目	☆ 現代英語研究 I	1	1前	○左記の科目から 2 単位以上
		☆ 感情コミュニケーションと社会的共生 I	1	1後	
		日本表象文化研究 I	1	1前	
		☆ グローバル化と国際的な人の移動 I	1	1前	
		☆ 日本語論述表現法 I	1	1前	
		☆ 多文化教育研究 I	1	1後	
	応用科目	☆ 言語教育と言語発達 I	1	1前	○左記の科目から 4 単位以上
		☆ 言語教育と言語発達 II	1	1前	
		☆ 現代英語研究 II	1	1後	
		☆ 感情コミュニケーションと社会的共生 II	1	1後	
		日本表象文化研究 II	1	1前	
		☆ グローバル化と国際的な人の移動 II	1	1前	
		☆ 日本語論述表現法 II	1	1前	
		☆ 多文化教育研究 II	1	1後	
		☆ 国際交流と日本語教育 I	1	1前	
		☆ 国際交流と日本語教育 II	1	1前	
		☆ アメリカ文化研究 I	1	1後	
		☆ アメリカ文化研究 II	1	1後	
		☆ イギリス文化研究 I	1	2前	
		☆ イギリス文化研究 II	1	2前	
		☆ フランス思想・文化研究 I	1	1後	
		☆ フランス思想・文化研究 II	1	1後	
		☆ 西洋史研究 I	1	1前	
		☆ 西洋史研究 II	1	1前	
		性と人権論 I	1	1前	
		性と人権論 II	1	1前	
		東アジア比較文学比較文化研究 I	1	1前	
		東アジア比較文学比較文化研究 II	1	1前	
		人権と法 I	1	1後	
		人権と法 II	1	1後	
		☆ ジェンダーとアイデンティティ I	1	1前	
		☆ ジェンダーとアイデンティティ II	1	1後	
		☆ シティズンシップ教育 I	1	1後	
		☆ シティズンシップ教育 II	1	1後	
		日本文学研究 I	1	1後	
		日本文学研究 II	1	1後	
		日本文化研究 I	1	1後	
		日本文化研究 II	1	1後	

☆	文化人類学研究 I	1	1前	
	文化人類学研究 II	1	1前	
☆	言語普遍性と英文法研究 I	1	2前	
☆	言語普遍性と英文法研究 II	1	2前	
☆	英語音声学 I	1	1後	
☆	英語音声学 II	1	1後	
☆	英語学研究 I	1	1後	
☆	英語学研究 II	1	1後	
☆	植民地教育史 I	1	1後	
☆	植民地教育史 II	1	1後	
☆	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	1後	
☆	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	1後	
	芸術学研究 I	1	1後	
	芸術学研究 II	1	1後	
	音楽創作文化研究 I	1	1後	
	音楽創作文化研究 II	1	1後	
	西洋近現代哲学研究 I	1	1前	
	西洋近現代哲学研究 II	1	1前	
	日本史研究 I	1	1後	
	日本史研究 II	1	1後	
	日本語教育学研究 I	1	1前	
	日本語教育学研究 II	1	1前	
ヨーロッパ表象文化研究 I	1	2後		
ヨーロッパ表象文化研究 II	1	2後		
☆ Comparative Study of Contemporary Cultures I	1	1前		
☆ Comparative Study of Contemporary Cultures II	1	1前		
日本語史と日本語研究 I	1	1後		
日本語史と日本語研究 II	1	1後		
古代日本言語文化研究 I	1	1後		
古代日本言語文化研究 II	1	1後		
グローバル時代の学校教育 I	1	2前		
グローバル時代の学校教育 II	1	2前		
☆ 多文化共生学特別演習	4	1~2通	● 4 単位 (必修科目)	
☆ 多文化共生学特別研究	6	1~2通	● 6 単位	
☆ 多文化共生学実践プロジェクト	6	1~2通	(必修科目としていずれかを修得)	
小計	86	—		
計	94	—		

修了要件 30 単位以上 (G P A 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上

- 必修科目 : 12 単位
- 選択科目 : 8 単位以上

- (1) 基盤科目から 2 单位、応用科目から 4 単位を必ず修得すること。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、2 単位以内に限り 8 単位に算入することができる。
 - ① 本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ② 他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

グローバル・エリアスタディーズプログラム専門科目「貧困問題と国際協力 I」、「貧困問題と国際協力 II」、「グローバル教育と開発教育 I」、「グローバル教育と開発教育 II」は当プログラムに強く関連づいているため、履修を推奨する。

社会デザイン科学専攻 地域人間発達支援学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法	
境界・学際領域科目	☆	地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い合わせ、現場に還す	1	1・2前		
		地域デザイン工学プロジェクト	1	1・2前		
		地域デザイン工学インターンシップ	1	1・2前後		
		Communication Skills for Engineers	1	1前		
		グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前		
		共生社会論	2	1前		
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前	● 1 単位（必修科目）	
		小計	8	—		
	基盤科目	人間発達支援方法論	2	1前	○左記の科目から 2 単位以上	
		社会的思考支援論	2	1後		
		生涯発達支援論	2	1前		
		共に生きるかたちの心理学特論	2	1後		
		ヘルスプロモーション特論	2	1後		
		生活環境創造支援論	2	1前		
		地域アートマネジメント（美術）	2	1前		
		地域アートマネジメント（音楽）	2	1後		
地域人間発達支援学プログラム専門科目	応用科目	認知心理的支援論	2	1後	○左記の科目から 4 単位以上	
		遊びと感情の社会学特論	2	1・2前		
		地域環境システム論	2	1・2後		
		衣環境学特論	2	1・2前		
		生活経営支援論	2	1・2後		
		消費者教育支援論	2	1・2後		
		健康管理支援論	2	1・2後		
		身体科学特論	1	1・2前		
		運動発達特論	2	1・2前		
		身体運動学演習	1	1・2後		
		スポーツ指導支援論	1	1・2後		
		生涯身体発達支援論	2	1・2前		
		情報コミュニケーション演習	2	1・2前		
		情報科学技術特論	2	1・2後		
	☆	科学コミュニケーション演習	2	1・2後	● 4 単位（必修科目）	
		造形表現支援演習	2	1・2後		
	☆	平面表現技法分析論	2	1・2後	● 6 単位 (必修科目としていずれかを修得)	
		地域デザインプロジェクト	2	1・2前		
	☆	舞台芸術分析論	2	1・2後		
		音声デザイン支援論	2	1・2前		
	☆	サウンド・コラボレーション	2	1・2前		
		外国語コミュニケーション演習	2	1・2後		
	☆	論理表現コミュニケーション演習	2	1・2後		
		地域人間発達支援学特別演習	4	1～2通		
		地域人間発達支援学特別研究	6	1～2通		
		地域人間発達支援学実践プロジェクト	6	1～2通		
小計			75	—		
計			83	—		

修了要件 30 単位以上 (G P A 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上

- 必修科目：11 单位
- 選択科目：9 单位以上

- (1) 基盤科目から 2 单位、応用科目から 4 单位を必ず修得すること。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、2 单位以内に限り 9 单位に算入することができる。
 - ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

グローバル・エリアスタディーズプログラム専門科目「貧困問題と国際協力Ⅰ」、「貧困問題と国際協力Ⅱ」、「環境問題とガバナンスⅠ」、「環境問題とガバナンスⅡ」は当プログラムに強く関連づいているため、履修を推奨する。

工農総合科学専攻 地域創生リテラシー 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法
地域創生リテラシー	学際的思考力	☆ 地域創生のための社会デザイン&イノベーション	2	1前	● 6 単位（必修科目）
		☆ 現代社会を見通す：生命と感性の科学	1	1前	
		☆ グローカルな視座を養う	1	1後	
		☆ アカデミックコミュニケーション I	1	1後	
		☆ アカデミックコミュニケーション II	1	2前	
文系科目群	地域創生リテラシー	実践経営マネジメント概論	1	1前	○ 2 単位以上
		農業・農村の組織マネジメント	1	1後	
		観光地理学研究	1	1後	
		ソーシャルビジネス論	1	1前	
		☆ 防災と国際協力 I	1	1後	
		☆ 環境問題とガバナンス I	1	1後	
		☆ 人間の安全保障と国連 I	1	1前	
		☆ 国際人権保障と平和構築 I	1	1後	
		☆ 東アジアの国際政治と歴史 I	1	1前	
		☆ ラテンアメリカの経済と社会 I	1	1後	
		☆ 東アフリカの社会開発と文化 I	1	1前	
		☆ 感情コミュニケーションと社会的共生 I	1	1後	
		☆ グローバル化と国際的な人の移動 I	1	1前	
		☆ 日本語論述表現法 I	1	1前	
		☆ アメリカ文化研究 I	1	1後	
		☆ フランス思想・文化研究 I	1	1後	
		☆ 西洋史研究 I	1	1前	
		東アジア比較文学比較文化研究 I	1	1前	
		☆ ジェンダーとアイデンティティ I	1	1前	
		☆ 多文化教育研究 I	1	1後	
		☆ シティズンシップ教育 I	1	1後	
		日本文化研究 I	1	1後	
		文化人類学研究 I	1	1前	
		☆ 英語学研究 I	1	1後	
		☆ 外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	1後	
西洋近現代哲学研究 I	1	1前			
☆ Comparative Study of Contemporary Cultures I	1	1前			
日本語史と日本語研究 I	1	1後			
技術日本語	1	1前			
実践力	実践力	実践インターンシップ	2	1・2前後	○ 2 単位以上
		実践フィールドワーク	2	1・2前後	
		創成工学プロジェクト演習	2	1前	
		☆ International Political Economy	2	1前	
		☆ Global Management	2	1前	
		☆ Globalization and Society	2	1後	
		国際インターンシップ	2	1・2前後	
		臨地研究	2	1・2前後	
計		51	—		
修了要件：10 単位以上 ● 必修科目：6 単位 ○ 選択科目：4 単位以上（文系科目から 2 単位、実践力から 2 単位を必ず修得すること。）					

工農総合科学専攻 光工学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法		
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前	○左記の科目から 1 単位以上		
	☆	光学基盤技術	1	1後			
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前			
	☆	細胞解析技術論	1	1前			
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後			
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後			
		環境分析化学	1	1後			
		化学システム工学	1	1後			
		物質プロセス工学	1	2前			
	☆	分子生理化学	1	2前			
		界面化学	1	2前			
		食品機能科学	1	1後			
	☆	材料組織評価学	2	1前			
		生体機械工学	2	1前			
	☆	マイクロ・ナノ工学	2	1後			
		メカトロニクス制御	2	1後			
	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前			
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後			
		エンジニアコーチング	1	1前			
		情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後			
	☆	スマート農林業	1	1後			
	☆	政策課題演習	1	1後			
小計			28	—			
光工学プログラム専門科目	基盤科目	☆ 基礎光学 II	1	1前	○左記の科目から 2 単位以上		
		☆ 波動光学 I	1	1前			
		☆ 波動光学 II	1	1前			
	応用科目	☆ 生命分子光工学	2	1前	○左記の科目から 4 単位以上		
		☆ 光画像処理	2	1後			
		☆ 光計測	2	1前			
		☆ 光導波路デバイス	2	1後			
		☆ 情報光学	2	1後			
		☆ レーザープラズマ工学	2	1前			
		☆ 光学設計	2	1後			
		☆ 数理光物理学	2	1前			
		☆ 感性情報処理	2	1前			
		☆ 先端フォトニクス	2	1前			
		☆ 光学システム科学	2	1後			
		☆ 可視化情報工学	2	1後			
		☆ 画像工学	2	1後			
		☆ ディスプレイ工学	2	1後			
		☆ パワーレーザー工学	2	1前			
	☆ 光工学特別演習		4	1~2通	● 10 単位 (必修科目)		
	☆ 光工学特別研究		6	1~2通			
小計			43	—			
計			71	—			

修了要件 30 単位以上 (GPA 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上

● 必修科目 : 10 単位
○選択科目 : 10 単位以上

- (1) 境界・学際領域科目から 1 単位、基盤科目から 2 単位、応用科目から 4 単位を必ず修得すること。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3 単位以内に限り 10 単位に算入することができる。
 - ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ②他の大学の大学院 (外国の大学院を含む) の授業科目

工農総合科学専攻 分子農学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聴講年次	履修方法
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前	○左記の科目から 1 単位以上
	☆	光学基盤技術	1	1後	
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前	
	☆	細胞解析技術論	1	1前	
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後	
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後	○左記の科目から 4 単位以上
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
		物質プロセス工学	1	2前	
	☆	分子生理化学	1	2前	
		界面化学	1	2前	
		食品機能科学	1	1後	
	☆	材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	2	1前	
	☆	マイクロ・ナノ工学	2	1後	
		メカトロニクス制御	2	1後	
	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前	
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後	
		エンジニアコーチング	1	1前	
		情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後	
	☆	スマート農林業	1	1後	
	☆	政策課題演習	1	1後	
小計			28	—	
分子農学プログラム専門科目	☆	植物分子保護学	2	1・2後	○左記の科目から 4 単位以上
	☆	植物分子遺伝育種学	2	1・2後	
	☆	分子植物生理学	2	1・2前	
	☆	分子進化生態学	2	1・2後	
	☆	動物分子生理学	2	1・2前	
	☆	動物生殖遺伝学	2	1・2後	
	☆	分子農学特別演習	4	1～2通	● 10 単位（必修科目）
	☆	分子農学特別研究	6	1～2通	
小計			22		
計			50		

修了要件 30 単位以上 (G P A 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上

- 必修科目：10 单位
- 選択科目：10 单位以上

- (1) 境界・学際領域科目から 1 单位、プログラム専門科目から 4 単位を必ず修得すること。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、5 単位以内に限り 10 単位に算入することができる。
 - ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

工農総合科学専攻 物質環境化学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前	
	☆	光学基盤技術	1	1後	
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前	
	☆	細胞解析技術論	1	1前	
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後	
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後	○左記の科目から 2 単位以上
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
	☆	物質プロセス工学	1	2前	
	☆	分子生理化学	1	2前	
		界面化学	1	2前	
		食品機能科学	1	1後	
物質環境化学プログラム専門科目	☆	材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	2	1前	
	☆	マイクロ・ナノ工学	2	1後	
		メカトロニクス制御	2	1後	
	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前	
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後	
		エンジニアコーチング	1	1前	
		情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後	
	☆	スマート農林業	1	1後	
	☆	政策課題演習	1	1後	
小計			28	—	
物質環境化学プログラム専門科目	プログラム専門科目	物理化学要論	2	1前	○左記の科目から 4 単位以上
		分子構造化学	2	1前	
		分子機能化学	2	1後	
		物質・環境工学	2	1後	
	☆	物質環境化学特別演習	4	1～2通	● 10 単位（必修科目）
	☆	物質環境化学特別研究	6	1～2通	
小計			18	—	
計			46	—	
修了要件 30 単位以上 (G P A 2.0 以上とする。)					
1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上 2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上 ●必修科目：10 单位 ○選択科目：10 单位以上 <ul style="list-style-type: none"> (1) 境界・学際領域科目から 2 单位、プログラム専門科目から 4 単位を必ず修得すること。 (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3 単位以内に限り 10 単位に算入することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目 ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目 					

工農総合科学専攻 農芸化学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位 数	聽講 年次	履修方法
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前	
	☆	光学基盤技術	1	1後	
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前	
	☆	細胞解析技術論	1	1前	
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後	
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後	○左記の科目から 2 単位以上
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
	☆	物質プロセス工学	1	2前	
	☆	分子生理化学	1	2前	
農芸化学プログラム専門科目	☆	界面化学	1	2前	
	☆	食品機能科学	1	1後	
	☆	材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	2	1前	
	☆	マイクロ・ナノ工学	2	1後	
		メカトロニクス制御	2	1後	
	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前	
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後	
		エンジニアコーチング	1	1前	
		情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後	
農芸化学プログラム専門科目	☆	スマート農林業	1	1後	
	☆	政策課題演習	1	1後	
小計			28	—	
農芸化学プログラム専門科目	☆	フロンティア農芸化学	2	1前	○左記の科目から 4 単位以上
	☆	生理活性物質化学	2	1前	
	☆	栄養生理化学	2	2前	
	☆	植物機能化学	2	1後	
		科学技術と私たちの暮らし	2	1前	
	☆	農芸化学特別演習	4	1～2通	● 10 単位（必修科目）
	☆	農芸化学特別研究	6	1～2通	
小計			20	—	
計			48	—	

修了要件 30 単位以上 (G P A 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上

●必修科目：10 单位
○選択科目：10 单位以上

- (1) 境界・学際領域科目から 2 单位、プログラム専門科目から 4 单位を必ず修得すること。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3 单位以内に限り 10 単位に算入することができる。
 - ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

工農総合科学専攻 機械知能工学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前	
	☆	光学基盤技術	1	1後	
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前	
	☆	細胞解析技術論	1	1前	
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後	
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
		物質プロセス工学	1	2前	
	☆	分子生理化学	1	2前	
		界面化学	1	2前	
		食品機能科学	1	1後	
	☆	材料組織評価学	2	1前	○左記の科目から2単位以上
		生体機械工学	2	1前	
	☆	マイクロ・ナノ工学	2	1後	
		メカトロニクス制御	2	1後	
機械知能工学プログラム	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前	
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後	
		エンジニアコーチング	1	1前	
		情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後	
	☆	スマート農林業	1	1後	
	☆	政策課題演習	1	1後	
	小計		28	—	
	プログラム専門科目	実験流体力学	2	1後	○左記の科目から4単位以上
		材料・接合工学	2	1前	
		生産技術工学	2	1前	
		先端精密加工学	2	1後	
		成形プロセス工学	2	1前	
		力学系理論	2	1前	
		確率システム理論	2	1後	
		ロボット技術	2	1後	
		知能ロボット	2	1後	● 10単位（必修科目）
		幾何数理機械工学	2	1前	
		非線形現象の幾何学 I	2	1前	
		非線形現象の幾何学 II	2	1後	
		機械知能工学特別演習	4	1～2通	
		機械知能工学特別研究	6	1～2通	
	小計		34	—	
	計		62	—	

修了要件 30単位以上 (GPA 2.0以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から10単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から20単位以上

●必修科目：10単位

○選択科目：10単位以上

- (1) 境界・学際領域科目から2単位、プログラム専門科目から4単位を必ず修得すること。
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、2単位以内に限り10単位に算入することができる。

- ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
- ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

工農総合科学専攻 情報電気電子システム工学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前	
	☆	光学基盤技術	1	1後	
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前	
	☆	細胞解析技術論	1	1前	
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後	
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
		物質プロセス工学	1	2前	
	☆	分子生理化学	1	2前	
		界面化学	1	2前	
		食品機能科学	1	1後	
	☆	材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	2	1前	
	☆	マイクロ・ナノ工学	2	1後	
		メカトロニクス制御	2	1後	
	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前	
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後	
		エンジニアコーチング	1	1前	
		情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後	○左記の科目から 2 単位以上
	☆	スマート農林業	1	1後	
	☆	政策課題演習	1	1後	
小計			28	—	
情報電気電子システム工学プログラム専門科目	基礎科目	☆ 数理科学特論	2	1前	
		☆ 数理解析特論	2	1後	
		☆ 非線形解析特論	2	1前	
		☆ 応用数学特論	2	1後	○左記の科目から 2 単位以上
	基礎要素技術科目	☆ 信号処理特論	2	1前	
		☆ ソフトウェア概論	2	1後	
		☆ データ工学	2	1後	
		☆ ディジタル画像工学	2	1後	
		☆ 音響情報工学	2	1後	
		☆ 情報量統計学	2	1前	
		☆ 超伝導エレクトロニクス	2	1前	
		☆ スピントロニクス	2	1後	
		光制御回路工学	2	1前	
		マイクロ波・ミリ波回路工学	2	1前	○左記の科目から 2 単位以上
		☆ エネルギー科学	1	1前	
		☆ レーザー工学	2	1前	
		☆ 電気自動車	2	1前	
		☆ アドバンストパワーイエレクトロニクス	2	1前	
		☆ ロバスト制御理論	2	1前	
		☆ 材料物性の量子論	2	1前	
		ソリッドステートの物理	2	1後	

システム応用技術科目	☆	応用情報システム特論	2	1後	○左記の科目から 2 単位以上
		情報ネットワーク特論	2	1前	
		計算機アーキテクチャ特論	2	1前	
		スマートシティーテクノロジー	1	1後	
		大規模システム最適化	2	1前	
		システムバイオロジー	2	1後	
		画像復元処理特論	2	1後	
		感性情報処理システム	2	1前	
	☆	コンピュータグラフィックス特論	2	1後	
	☆	ネットワークコンピューティング特論	2	1後	
	☆	情報電気電子システム工学特別演習	4	1~2通	● 10 単位 (必修科目)
	☆	情報電気電子システム工学特別研究	6	1~2通	
小計		70	—		
計		98	—		

修了要件 30 単位以上 (G P A 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上

●必修科目：10 单位
 ○選択科目：10 单位以上

- (1) 境界・学際領域科目から 2 单位、基盤科目から 2 单位、基盤要素技術科目から 2 单位、システム応用技術科目から 2 单位を必ず修得すること。)
- (2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、2 单位以内に限り 10 単位に算入することができる。
 - ①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

工農総合科学専攻 農業生産環境保全学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前	
	☆	光学基盤技術	1	1後	
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前	
	☆	細胞解析技術論	1	1前	
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後	
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
		物質プロセス工学	1	2前	
	☆	分子生理化学	1	2前	
		界面化学	1	2前	
		食品機能科学	1	1後	
	☆	材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	2	1前	
	☆	マイクロ・ナノ工学	2	1後	
		メカトロニクス制御	2	1後	
	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前	
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後	
		エンジニアコーチング	1	1前	
		情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後	
	☆	スマート農林業	1	1後	● 2 単位（必修科目）
	☆	政策課題演習	1	1後	
小計			28	—	
農業生産環境保全学プログラム専門科目	☆	地球環境史特論	1	1前	
	☆	作物生理生態学	1	1前	
		植物栄養・肥料学	1	1前	
		地域土壤圈科学	1	1前	
	☆	園芸作物生理学	1	1前	
	☆	植物細菌学	1	1後	
		作物生産技術の現状と課題、展望	1	1後	
		園芸フィールド生理学	1	1前	
		作物品種改良学	1	1後	
		防除分子生態学	1	1後	
	☆	生物とウイルスの関係学	1	1後	
		動物行動管理学	1	1後	
		動物形態学	1	1前	
		ヒトと動物の関係学	1	1後	
		雑草管理学	1	1前	
		植生管理学	1	1前	
	☆	野生動物管理学	1	1前	
	☆	生物生産環境情報工学	1	1前	
		生物環境調節学	1	1後	
		生物生産機械学	1	1後	
		生物環境システム工学	1	1後	
		食品流通工学	1	1前	
		生産流通システム工学	1	1後	
		植物生産環境学	1	1後	
	☆	Scientific English	1	1前	
		農業生産環境保全学特別講義 I	1	1通	○左記の科目から 5 単位以上
		農業生産環境保全学特別講義 II	1	1通	
		農業生産環境保全学特別講義 III	1	1通	
	☆	農業生産環境保全学特別演習	4	1～2通	
	☆	農業生産環境保全学特別研究	6	1～2通	
小計			38	—	
計			66	—	
修了要件 30 単位以上 (G P A 2.0 以上とする。)					
1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上					
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上					
● 必修科目：12 単位					
○ 選択科目：8 単位以上					
(1) プログラム専門科目から 5 単位を必ず修得すること。					
(2) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3 単位以内に限り 8 単位に算入することができる。					
① 本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目					
② 他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目					

工農総合科学専攻 森林生産保全学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聽講年次	履修方法
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前	
	☆	光学基盤技術	1	1後	
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前	
	☆	細胞解析技術論	1	1前	
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後	
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
		物質プロセス工学	1	2前	
	☆	分子生理化学	1	2前	
		界面化学	1	2前	
		食品機能科学	1	1後	
	☆	材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	2	1前	
	☆	マイクロ・ナノ工学	2	1後	
		メカトロニクス制御	2	1後	
	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前	
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後	
		エンジニアコーチング	1	1前	
		情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後	
☆	スマート農林業	1	1後	● 2 単位 (必修科目)	
	☆ 政策課題演習	1	1後		
小計			28	—	
森林生産保全学プログラム	基礎科目	森林生産育林学	1	1前	● 4 単位 (必修科目)
		森林管理政策学	1	1前	
		森林工学	1	1前	
		森林生産利用学	1	1前	
	専門科目	森林生態育林学	1	1前	○左記の科目から 4 単位
		治山砂防学	1	1前	
		森林政策学	1	1前	
		森林管理計画学	1	1前	
		森林作業学	1	1前	
		森林植物学	1	1後	
		森林経済学	1	1前	
		樹木木質学	1	1前	
		森林資源管理学	1	1後	
		森林生産保全学特別講義	1	1通	
		森林生産保全学特別演習	4	1～2通	● 10 単位 (必修科目)
		森林生産保全学特別研究	6	1～2通	
小計			24	—	
計			52	—	

修了要件 30 単位以上 (G P A 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 10 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 20 単位以上

●必修科目：16 単位

○選択科目：4 単位以上 (応用科目から 4 単位を必ず修得すること。)

年 月 日

地域創生科学研究科長 殿

申 請 者

所 属 地域創生科学研究科

専 攻 名

プログラム名

学籍番号

ふりがな

氏 名

他プログラムの授業科目履修届

宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

修了単位とする授業科目等

授業科目名	単位数	開講プログラム名	指導教員 認印	授業担当 教員認印

(6) 成績評価方法

成績評価方法については、シラバスに記載され、また授業科目担当教員からも説明があります。授業科目、担当教員によって成績の評価方法が異なりますから注意してください。

成績は、上位の評語から順に次の評語で示されます。

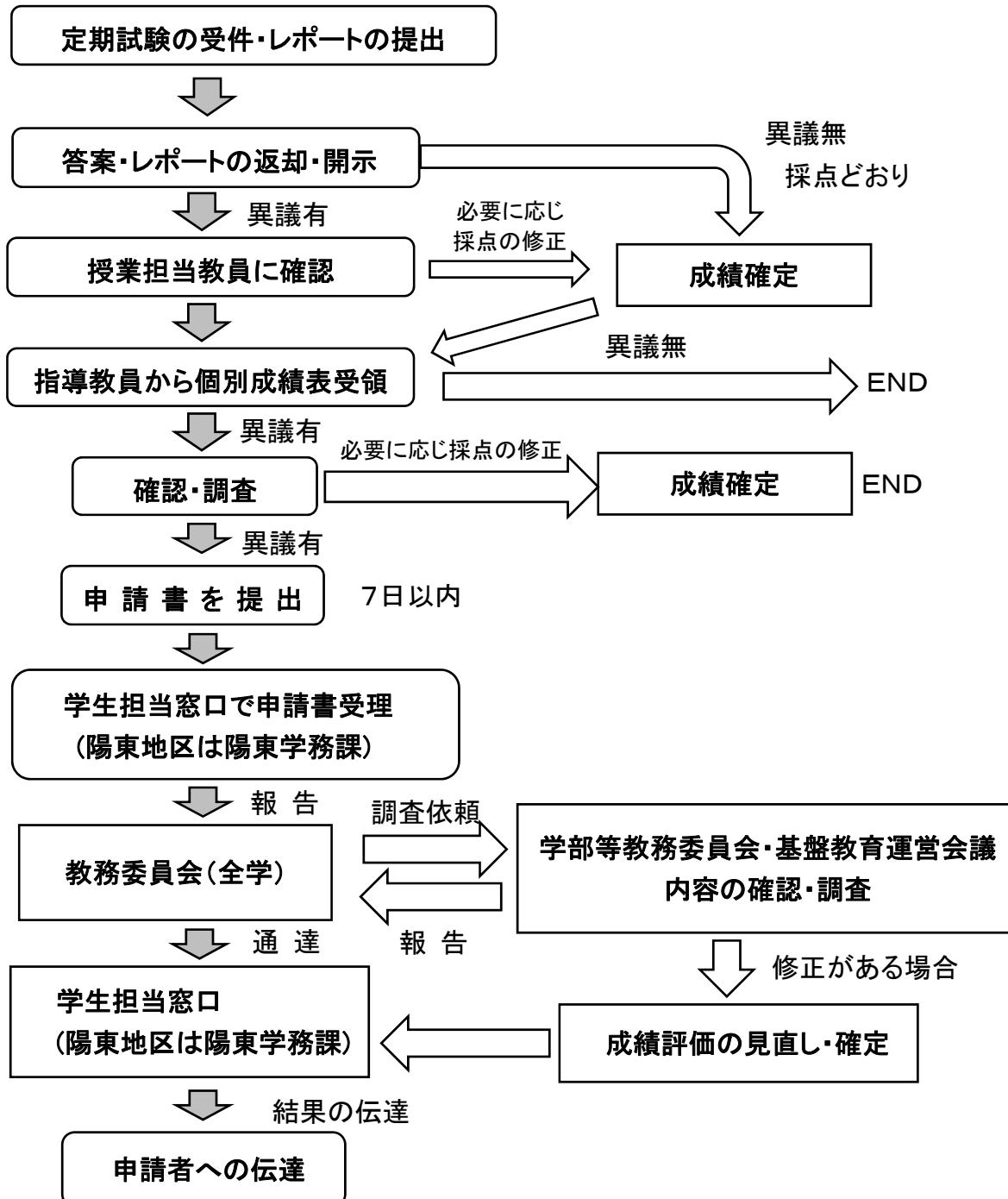
秀、優、良、可、不可

可以上が合格で、単位を修得できます。

なお、成績優秀者は、「宇都宮大学成績優秀者表彰（学業奨励奨学生）規程」により表彰されます。

また、成績は奨学生貸与、授業料免除などの選考の際に用いられます。

成績評価に係る質問・疑問、異議申し立ての流れ



(7) 教育職員免許状の取得について

所用基礎資格(中学校教諭・高等学校教諭一種免許状)を有し、本研究科において、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の授業科目を履修した者は、中学校教諭、高等学校教諭専修免許状を取得することができます。

各専攻で取得できる専修免許状の種類及び教科は次のとおりです。

(カリキュラムの詳細は巻末資料「教員免許状取得カリキュラム一覧」に記載しています。)

<社会デザイン科学専攻>

○中学校教諭専修免許状(国語・社会・音楽・美術・保健体育・家庭・英語)

○高等学校教諭専修免許状(国語・地理歴史・公民・音楽・美術・保健体育・家庭・農業・英語)

<工農総合科学専攻>

○中学校教諭専修免許状(理科)

○高等学校教諭専修免許状(理科・農業・工業)

5. 修士論文又は課題研究報告書の審査、及び最終試験

修士論文又は課題研究報告書の作成には標準で2年を要します。1年次から2年次にかけての作成過程を以下に示します。

[1] 入学当初に、主指導教員の指導のもとに研究計画(研究目的、研究内容、研究方法)を立てます。

[2] 特別研究、特別設計、実践プロジェクトなどの履修を1年次、2年次に行い、修士論文又は課題研究報告書の研究成果をまとめる指導を受けます。また、その研究成果については、学会、研究会などで発表することが奨励されています。

[3] 主指導教員の指導のもとで、修士論文又は課題研究報告書の題目を決定して、指定された期日までに研究科長に提出します。

[4] 修士論文又は課題研究報告書は、指定された期日までに主指導教員を経て研究科長に提出します。

[5] 修士論文又は課題研究報告書の審査は、主指導教員1名と第1副指導教員1名(同じ専門分野)、第2副指導教員1名(原則として他の学位プログラム教員)に、審査委員長(主査)として選出された同じ専門分野の教員1名を加えた4名の教員が行います。修士論文又は課題研究報告書が「合」と認められたときには、最終試験として、修士論文(課題研究報告書含む)の内容を中心とした最終試験が行われます。

【大学院学位論文等評価基準 地域創生科学研究科(博士前期課程)】

(評価基準)

下記1～4の評価項目すべてについて、修士学位論文(課題研究報告書を含む。)として水準に達していると認められるものを合格とする。

(評価項目)

1. 研究目的、意義、独創性について

- ・研究目的とその意義が学術的あるいは社会的に貢献をなすものであり、先行研究あるいは関連研究をふまえた上で研究の内容または方法に先駆性・独創性が認められる。

2. 研究の方法について

- ・研究方法が適切に選択され、研究が実施されている。

3. 論証方法と結論について

- ・設定した課題に対する論証が適切になされた上で、結論が導出されている。
- ・用語や概念の使用、表現及び論旨が正確であり、論証が適切である。

4. 論文(課題研究報告書を含む。)の形式、体裁について

- ・専門分野で汎用されている論文形式を参考にして、目次、章構成、引用、図表等の形式や体裁が適切である。

6. 研究倫理について

大学院生の修士論文等の研究では、「研究」に本格的に取り組むことになります。研究は、社会のためのものであって、人に対して、自然に対して、誠実でなければなりません。社会に認められる研究であるべきです。みなさん自身が、研究の在り方、進め方について、自らを律するガイドラインである『研究(者)倫理』を守ることが求められます。『研究(者)倫理』を守って、新たな世界にチャレンジしてください。

研究の開始前に、日本学術振興会のホームページ(<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>)に用意されている『研究(者)倫理』の学習ための「研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics) [eL CoRE]」を必ず受講してください。修了すると修了証書が得られますので、C-Learning の「研究倫理」より提出してください。

また、別ページ(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>)にはテキスト版の教材がありますので、併せて参考してください。

『研究(者)倫理』のポイントは、以下の3点です。

[1] 研究活動の不正行為の防止

捏造・改ざん・盗用などの不正防止、分野毎に定められた研究規範の遵守、他の不正行為(重複投稿・他研究者の妨害行為・アカハラ・不適切なオーサーシップ)の禁止、知的財産の保護 など

[2] 研究活動に関する説明責任／情報請求に関する準備

研究データの一定期間保存・実験ノートによる整理された記録など。(自分自身を守るため、少なくとも研究ノートに記録を残し、自分で研究したことを証明するための記録を残しましょう。)

[3] 研究費の不正使用の防止

私的なものを除けば、ほとんどの研究が広い意味で公的な資金で運用されています。国のお金(元は税金)、会社のお金(株主・役員・社員の財産)、財団のお金(公的に使用する前提で税に関する優遇措置を受けている)などです。学生も、国や財団、企業からのお金で研究を遂行したり学会への出張参加・発表などをすることもあります。研究費の不正利用防止にも気をつけてください。

7. Advanced Learning + 1 の履修について

○「雑草鳥獣管理プログラム」

雑草と野生鳥獣によって引き起こされるさまざまな課題をフィールドで解決するための専門知識と実践力を身につけることができます。

[1]. 対象学生

大学院生を対象とします。

[2]. 履修の届出

履修を希望する者は、学務部修学支援課または学務部陽東学務課窓口で配布する「雑草鳥獣管理プログラム履修申込書」を1年次の5月末までに、学務部修学支援課または学務部陽東学務課に提出してください。

[3]. 修了要件

- 1) 分野毎に指定された授業科目から、必要単位数以上を修得し、合計7単位以上を修得する必要があります。
- 2) 修了した者には、博士前期課程修了時に「雑草鳥獣管理プログラム修了証書」を発行しますので、学務部修学支援課または学務部陽東学務課に申し出てください。

[4]. 履修科目

- 1) 開講学期は、各科目のシラバスを参考願います。
- 2) 博士前期課程の修了単位になるかどうかは、自身の所属するプログラム毎に異なります。

[5]. その他

本プログラムは、法令等で定められた資格ではありません。本学が定めたプログラムを修了した者に対し、博士前期課程修了時に修了証書を授与する”Advanced Learning+1”です。

〈分野を構成する科目〉

分 野	授業科目名	単位数
植生マネジメント (○を付した科目1単位以上を含む、計3単位以上(あるいは2単位以上))	○雑草管理学	1
	○植生管理学	1
	森林生態育林学	1
	森林生産育林学	1
	森林植物学	1
野生鳥獣管理 (○を付した科目を含む、2単位以上(あるいは3単位以上))	○野生動物管理学	1
	動物生殖遺伝学	2
	動物行動管理学	1
	ヒトと動物の関係学	1
	動物形態学	1
地域資源開発 (○を付した科目を含む2単位以上)	○農村社会学	1
	森林政策学	1
	農業・農村の組織マネジメント	1
	自然共生デザイン論	1
	地域マネジメント A	1

〈分野毎に求められる最低単位数〉 (○を付した科目は必ず履修すること。)

- [1] 植生マネジメント3単位、野生鳥獣管理2単位、地域資源開発2単位
あるいは
- [2] 植生マネジメント2単位、野生鳥獣管理3単位、地域資源開発2単位

III. 諸手続と相談

1. 諸手続、諸証明書

(1) マイナンバーカードと学生証について

令和3年度入学生から、マイナンバーカードを建物への入棟や図書館利用の用途に使用します。

入学時に学生証とマイナンバーカードと一緒に収納・携帯できるカードケースを配布しますのでご活用ください。

※マイナンバーカードに記録されている個人番号や氏名等を使用するものではありません。

カード 使用用途	学生証	マイナンバーカード
①本学の学生である証明 (通学定期券の購入等)	○	×
②定期試験	○	×
③健康診断	○	×
④図書館利用	×	○
⑤授業時間外の建物への入室	×	○

1) マイナンバーカード

マイナンバーカード上の IC チップにデータを入力することで、図書館利用や建物への入棟に対応します。手続き方法は、入学時にご案内します。

なお、入力したデータについては、修了と同時に自動的に消えるものではありません。本学の学籍を離れるときは、データを消去する手続きが必要です。

入学時に手続きできなかった場合は、峰キャンパス学務棟2階の修学支援課まで、学生証とマイナンバーカードを持参のうえ、手続きをしてください。陽東キャンパスの陽東学務課では手続きはできませんので、ご注意ください。

2) 学生証

学生証は、大学から学生に貸与しているものです。常に携帯し、大切に取り扱ってください。また、本学職員の請求があった時は掲示してください。

なお、本学の学籍を離れる時、またはその有効期限が経過した時には、大学に返還する必要があります。

万一紛失した際は、他人に使用される場合がありますので、学務部修学支援課又は学務部陽東学務課に速やかに届け出て再交付の手続きをしてください。

3) カードケース

カードケースは入学時の1回のみ配布します。破損・紛失した場合は、自分で代替のカードケースを購入する等対応してください。同じケースを購入する場合は学内の生協でも販売しています。

Q1. マイナンバーカードにどのような情報を入力するのでしょうか。

A1. 地方公共団体情報システム機構が発行した宇都宮大学の入退館管理用の整理番号を、本学で IC チップの空き領域に書き込みます。整理番号については、入退館のセキュリティ上、お知らせすることはできません。

また、本学で読み取ることができるのは、この整理番号データのみです。

Q2. なぜ、マイナンバーカードを使用するのでしょうか。

A2. 本学では、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、マイナンバーカードの普及に努めています。ご協力お願いします。

※学生氏名の表記

学生証、個別成績表、各種証明書等の氏名表記について、氏名に旧字体、異体字、俗字等が含まれている場合、機械処理上、その文字表記を JIS 規格第一水準及び第二水準の範囲内の文字に置き換えて表記します。

(2) 授業料について

1) 授業料の額、納付時期及び納付方法

授業料は、年額 535,800 円です。(在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定後の授業料を納付していただくことになります。)

年額分を前期（4月～9月）と後期（10月～翌年3月）の2回に分けて、口座振替（学生又は保護者等の学資負担者の銀行預金口座から自動引落しにより授業料を徴収）の方法で納付していただくことになります。

【令和元年度以降入学者の授業料、振替手数料】

全国の金融機関		
学 期	前 期	後 期
授 業 料		267,900 円
振 替 手 数 料		85 円
口 座 振 替 額		267,985 円
口座振替時期	5 月下旬	11 月下旬

※口座振替額は、当期の授業料に口座振替手数料が加算された金額です。(在学中に手数料の改定が行われた場合は、改定後の手数料をご負担いただくことになります。)

※令和元年度以降の大学院入学者で学部等在籍時の口座に変更のない方は、振替手数料が上記と異なりますので、本学ホームページで確認してください。

2) 休学した場合の授業料の取り扱い

休学した場合の授業料の取り扱いについては、休学の許可の日が授業料の納付期限（前期は5月31日、後期は11月30日）前である場合、休学期間の授業料が免除されます。（休学許可日が前期は6月1日、後期は12月1日以降の場合は、その期の授業料は免除されない）

ことになります。)

なお、1年分の授業料を一括して納入した者の休学許可日が、当該年度の9月30日までの場合には、後期分授業料相当額を返還します。

3) 退学した場合の授業料の取り扱い

退学する場合は、1日でも在籍した期の授業料は全額納付しなければならないので、各学期末に退学を希望するときには、原則、学期開始月の前々月末日までに退学願を提出してください。

なお、1年分の授業料を一括納入した者が、9月30日以前に退学した場合には、後期分授業料相当額を返還します。

4) 残高不足により引落しができない場合

授業料の口座振替ができなかった場合は、翌月以降も毎月下旬（3月を除く）に振替手続きを行います。未納者については、毎月末現在で『教務ポータル』（本便覧のII. 4. (1)「履修科目の届出」を参照）にてお知らせするほか、保証人あてに督促状を送付することになりますので、振替手続日に引落しができるよう、ご協力をお願いします。

については、各年度の5月及び11月の20日頃までには、指定口座の残高について確認をお願いします。

5) 在学中の授業料に関する案内について

本学に入学後、授業料額及び口座振替の案内は、宇都宮大学ホームページ（<http://www.utsunomiya-u.ac.jp>）及び『教務ポータル』（本便覧のII. 4. (1)「履修科目の届出」を参照）により周知します。

6) その他

納付期限が過ぎても、なお授業料の納付がない場合は、原則として各種証明書、旅客運転割引証（学割証）の発行を行いませんのでご注意ください。また、修得した単位は、授業料を納付して有効となります。詳しくは、学務部修学支援課又は学務部陽東学務課までお尋ねください。

（3）自動車入構許可について

通学には、原則として公共交通機関を利用することになっていますが、やむを得ず自家用車を利用しなければならない場合は、定められた申請期間に理由を付して申請し、自家用入構許可証（カーゲート用パスカード）の交付を受けてください。その際、駐車料金[年額 5,000 円／台（パスカード代込み）]が必要です。

入構証可証がない場合は、自家用車で入構することはできません。

（4）健康診断について

4月に全学生の定期健康診断が実施されます。就職、進学、奨学金交付などで、健康診断証明書が必要なときのためにも、必ず受診してください。

なお、健康管理センターでは、健康相談、カウンセリング、応急処置などを行っていますので、必要に応じて相談願います。

(5) 休学について

病気その他の理由により、引き続き3か月以上修学できないときは、「休学願」を提出し学長の許可を得ることになります。なお、手続きをとる前に保証人等に相談するとともに、指導教員及び学務部修学支援課又は学務部陽東学務課に相談してください。

休学する場合は、授業料の納入、奨学金の休止手続き(学務部学生支援課・学務部陽東学務課)、附属図書館の貸出図書の返却を必ず済ませてから、「休学願」を休学を希望する月の前々月末日までに学務部修学支援課又は学務部陽東学務課に直接持参してください。

(6) 復学について

休学期間が終了した時、又は休学期間中において休学の理由が消滅した場合は、「復学願」を提出し、学長の許可を得て復学することができます。

復学する場合は、「復学願」を復学を希望する月の前々月末日までに学務部修学支援課又は学務部陽東学務課に直接持参してください。

(7) 退学について

病気又はやむを得ない事情により退学したい場合は、手続きを取る前に、保証人、指導教員等とよく相談してください。

退学こととなった場合は、退学願を提出する前に、授業料の納入、奨学金の返還手続き(学務部学生支援課・学務部陽東学務課)、附属図書館の貸出図書の返却を必ず済ませてから、「退学願」を退学を希望する月の前月末日までに学務部修学支援課又は学務部陽東学務課に直接持参してください。

(8) 除籍及び懲戒について

大学には、教育研究環境を良好に保ち、学内の秩序を維持するため、学則をはじめとして種々の規則があります。学生がこれらの規則に違反した場合には、除籍や懲戒処分が行われることになります。

1) 除籍に該当する主な例

- ・ 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可となった者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
- ・ 授業料を納付しない者
- ・ 博士前期課程にあっては、休学期間が2年を超える者
- ・ 博士前期課程にあっては、在学期間が4年(長期履修生においては6年)を超える者

2) 懲戒の種類及び内容

譴責 … 学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意することをいう。

謹慎 … 1か月未満、登学を禁止することをいう。

停学 … 有期又は無期とし、一定の期間登学を禁止することをいう。

退学…学生としての身分を失わせることをいう。

(9) 欠席の取り扱いについて

1) 公欠届

公欠とは、本学が認める一定の事由によりやむを得ず正課(ただし集中講義を除く。)を欠席した場合、これを欠席扱いとしない取り扱いをいいます。公欠をするには、公欠届を提出する必要があります。

- ・感染症に罹患したことにより、出席停止の措置を受けた場合
- ・気象警報・交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合
- ・親族が死亡した場合
- ・裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- ・その他学長が必要と認める場合

2) 欠席届

公欠以外の理由により1週間以上欠席する場合は、欠席届を提出します。

また、課外活動により欠席する場合は、学務部学生支援課に相談願います。

※ 詳しくは、「公欠届及び欠席届に関するQ&A」を参照願います。

課外活動、就職活動は公欠とはなりませんので、ご注意ください。

(10) 各種証明書の発行について

○ 在学中に発行する証明書

- ・「在学証明書」「修了見込証明書」「旅客運賃割引証(JR学割証)」「成績証明書」「健康診断証明書」は、証明書自動発行機で取得できます。
- ・「免許状取得見込証明書」は、学務部修学支援課又は学務部陽東学務課に申し込んでください。

○ 修了後に発行する証明書

- ・「修了証明書」「成績証明書」「学力に関する証明書」

○ 通学定期及び旅客運賃割引証（学割証）

1. 通学定期乗車券

通学定期乗車券は、通学区間の乗車駅又は降車駅で、購入申込書に学生証（裏面の通学定期発行控欄に記入すること）を添えて申し込みれば購入できます。

2. 旅客運賃割引証（学割証）

次の目的のためJRの乗車船区間が片道100kmを超えて旅行する場合は、旅客運賃が割引（2割引）になる学割証を利用することができます。学割証は証明書自動発行機で発行できます。

①休暇、所用による帰省

②実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動

③学校が認めた特育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動

④就職又は進学のための受験等

⑤学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加

⑥傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理

⑦保護者の旅行への随行

この割引制度は、修学上の経済負担を軽減することを目的としていますので、不正に使用した場合、その責任は本人が負うことはもちろん、以後の交付が停止されることもあります。使用にあたっては十分注意してください。

○ 証明書自動発行機

午前9時から窓口終了時刻の15分前まで発行、土・日・祝日・夏季一斉休業・12月29日から翌年1月3日及び学長が指定した休日は休止となります。

証明書自動発行機は峰地区（学務棟2階）と陽東地区（学務部陽東学務課事務室内）にあります。証明書自動発行機は、メンテナンスなどのため停止することがありますので、必要な証明書等（学割証を含む）は、使用日の数日前に取得しておくようしてください。（停止する場合は、事前に掲示板等でお知らせします。）

(11) 海外渡航について

語学研修・旅行・ボランティア等のため海外に渡航する際は、必ず渡航する一週間前までに「海外渡航届」を学務部修学支援課又は学務部陽東学務課に提出してください。

(12) 公欠届及び欠席届に関するQ&A

Q:大学で定められている公欠にはどのようなものがあるでしょうか。

A:感染症により出席停止の措置を受けた場合、気象警報等により通学が困難になる場合、親族が死亡した場合、裁判員制度(候補者の場合も)により選任された場合及びその他学長が必要と認める場合になります。

Q:授業を休む場合はどこに電話すればよいのでしょうか。

A:原則的に電話連絡は受け付けていませんが、感染症のおそれ・事件・事故等があったときは、学務部学生支援課まで電話連絡してください。

Q:風邪などで授業を休む場合、欠席届は必要でしょうか。

A:1日～2日授業を休む場合は必要ありませんが、必要に応じて各自授業担当教員と連絡をとってください。病気・怪我などで1週間以上休む場合は、診断書等を添えて欠席届を提出してください。

Q:インフルエンザに感染してしまった場合、どのような手続きが必要ですか？

A:インフルエンザ等の感染症に感染してしまった場合は、感染拡大防止のため出席停止になります。感染症の罹患状況の把握のため、診断された場合はすみやかに学務部学生支援課に電話連絡して下さい。後日、公欠届(治癒証明書添付)の手続きをすることにより授業が公欠になります。なお、実験・研究・論文作成等で研究室や図書館などのキャンパス内に登校する必要のある学生も同様の手続きをして下さい。また、受講している授業が無い場合でも、感染拡大防止のため、出席停止に該当する感染症が治癒するまではキャンパス内に登校はできません。

Q:インフルエンザ感染の疑いがあるため欠席したもの、医療機関で診断の結果、インフルエンザでなかつたことが判明した場合も、公欠になりますか？

A:公欠にはなりません。ただしこの場合でもしっかり治してから通学してください。

Q:感染症により授業を休む場合、公欠になりますか？

A:すべての感染症による欠席が公欠になるわけではありません。大学のホームページ等で確認するか、学務部学生支援課(保健管理センター)まで電話でお問合せください。

Q:部活の大会があるので授業を欠席する場合、公欠になりますか？

A:公欠にはなりません。

Q:就職活動で授業を欠席する場合、公欠になりますか？

A:公欠にはなりません。

Q:授業で外部施設に行くため、他の授業を欠席したいのですが。

A:授業担当教員に相談してください。

Q:台風で公欠になるか確認をしたいのですがどうすればよいでしょう。またそのときの手続きはどうすればよいでしょうか。

A:大学のホームページ等で確認してください。休講の場合、公欠の手続きは必要ありません。

Q:公欠届を提出すれば教員への連絡は必要ありませんか？

A:義務付けていませんが、できれば後日、自分からも教員へ報告しておいてください。

Q:忌引き公欠することになりましたが、手続きはいつすればよいでしょうか。

A:忌引き後でも忌引き前でも手続可能です。

Q:葬式の公欠は何日までになりますか。また遠方なので移動日も含まれますか。

A:親族に応じ日数が決められています。父・母・子は休日を含んで7日以内、祖父母・兄弟姉妹等は3日以内。また、移動日も公欠と認められます。

欠席に関する取扱要項《概念図》

「感染症」の申請は学生支援課。他の公欠届・欠席届いづれも申請は修学支援課・陽東学務課

(1) 感染症(インフルエンザ等)

高熱、関節痛、寒気などがあり通学できない…

直ちに病院へ行って、診察を受けること。

診断の結果、陰性(通常の風邪など)と診断された場合、出席扱いとはならない。ただし、この場合でも、しっかりと治してから通学すること。

診断の結果、陽性と診断された場合、医師に治癒したと診断されるまで出席停止。大学(学生支援課)へ必ず電話連絡とともに治癒後の手続により、公欠。(治癒して復学可能となった後、学生支援課へ「治癒証明書」[大學様式]を持参すること。)

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を講するものとする。

(2) 気象警報

ケース①:

- 気象警報のうち
- (1)暴風警報
- (2)暴雪警報
- (3)大雪警報(船着:日光地区を除く。)のうちいずれか発表されると…

ケース②:

- 休講の対象とならない気象警報、交通機関の運行休止により通学が困難となった…

大学は休講(※1)

この場合、課外活動についても全て禁止

後日、補講を実施

※1、「休講」とは…授業を行わないこと

届け出ることで、公欠

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を講するものとする。

(3) 忌引き

学生の親族に不幸が…

- ケース①:配偶者
- ケース②:1親等(父母、子)
- ケース③:2親等(祖母、兄弟姉妹、孫)

届け出ることで、公欠

- ①配偶者 死亡日から連続7日以内
- ②1親等 死亡日から連続7日以内
- ③2親等 死亡日から連続3日以内

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を講するものとする。

(4) 裁判員制度

裁判員制度による召集…

- ケース①:候補者となったが選任されなかった。
- ケース②:裁判員として選任され、裁判(公判、評議、評決)に参加した場合

届け出ることで、公欠

- ケース①:候補者となったが選任されなかった。
【半日程度】
- ケース②:裁判員として選任され、裁判(公判、評議、評決)に参加した場合
【3日程度】

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を講するものとする。

(5) その他

事件に巻き込まれた。
実家が火災・土砂崩れにあった。など

必要な期間を届け、教務委員会で承認することで、公欠

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を講するものとする。

【注意】公欠について

上記以外の事項については公欠とはなりません。

(1) 教育実習等

教育実習等により授業に出られない…
教育実習等の届出を提出する。
(教育実習、介護等体験、博物館実習の場合)

- ・教育学部の学生については別途教育実習等のため欠席する旨の文書を通知する。
- ・博物館実習及び他学部学生の教育実習については授業担当教員に相談すること。

(2) 部活動・ボランティア活動

・国際大会・全国大会により授業に出られない…
・ボランティア活動のため授業に出られない…

公欠とはなりませんので注意してください。

(3) 体調不良・怪我による欠席

体調不良・怪我による欠席
ケース①授業を休むのが1週間未満の場合
ケース②授業を1週間以上休む場合

ケース①:欠席届不要。
ケース②:欠席届を提出。

2. 諸手続等一覧

いずれの手続きも提出(申込)期限が、土日祝日となる場合は、それ以前の窓口業務時間内に申し込むようにしてください。(年末年始は別途掲示等で案内します。)

種類	提出時期 (申込時期)	提出先 (担当部課等)	備考
休学願	休学を要するとき (引き継ぎ3か月以上休むとき) 休学を希望する月の前々月末日まで		
退学願	退学希望のとき 原則、退学を希望する月の前月末日まで		担当係に相談し指示に従ってください。
復学願	復学希望のとき 復学を希望する月の前々月末日まで		
公欠届（欠席届）	必要なとき、速やかに		詳細は、宇都宮大学ホームページに掲載の宇都宮大学における授業の欠席に関する取扱要項等を参照してください。
海外渡航届	渡航する1週間前まで	学務部修学支援課(感染症を理由とする公欠届については学務部学生支援課)又は学務部陽東学務課	
学生証再交付願	紛失したとき、速やかに		
住所変更届	変更したとき、速やかに		詳細は担当係に相談してください。
改姓（名）届			
本籍地変更届			
性別変更届			
旧姓・通称名使用願	使用希望のとき		
別性使用願			
保証人住所変更届	変更したとき、速やかに	Web入力 (学務部修学支援課又は学務部陽東学務課)	新保証人の印鑑が必要です。
保証人変更届			
履修登録	前期・後期の授業開始日から2週間以内	総合メディア基盤センターのユーザー登録が必要です。	
成績証明書	必要なとき	自動発行機 (学務部修学支援課又は学務部陽東学務課)	自動発行機の使用時間は、窓口業務時間内です。 厳封が必要な場合は担当係に申し出てください。
在学証明書			発行は修了年度の4月中旬以降
修了見込証明書			帰省、教育活動、就職活動等の目的に限定して使用することができます。
旅客運賃割引証（学割証）			若しくは、保健管理センターで申請。
健康診断証明書			

種類	提出時期 (申込時期)	提出先 (担当部課等)	備考
自動車入構許可証	毎年度4月頃(掲示で定める日)	学務部修学支援課又は学務部陽東学務課	申請手続きは、別途掲示します。
自転車(バイク)入構登録届	毎年度4月中(掲示で定める日)	生協(峰又は陽東)	生協の受付期間を過ぎた場合、峰キャンパス本部棟1階財務課管理係、又は陽東キャンパス10号館1階学務部陽東学務課で随時発行します。
進路希望届	大学院1年次の4月頃	キャリア教育・就職支援センター	「UU Career Navi」から登録してください。
進路決定届	進路(就職又は進学等)が決定(内定)した都度速やかに		「UU Career Navi」から予約してください。
就職相談	随時	生協	求人票により紹介します。
アルバイト紹介	随時		毎月、健康相談予定表を掲示します。
健康相談(応急処置)	随時	保健管理センター及び陽東地区分室	毎月、健康相談予定表を掲示します。
定期健康診断結果	随時		部活動・実習等で必要な場合は貸し出しをします。
救急箱・計測器	随時。ただし、使用日の2日前	加入者のみ。	加入者のみ。
学生教育研究災害傷害保険	被傷害時		届出のあった物は、学務部学生支援課に3か月間保管されます。
落し物	その都度	学務部学生支援課又は学務部陽東学務課	「授業料免除申請要項」は、前期は2月中旬、後期は8月中旬にホームページに掲載します。
盜難・交通事故			
授業料免除及び徴収猶予	前期 4月上旬 後期 9月下旬～10月上旬 詳しい日時は「授業料免除申請要項」を参照		
奨学生申請書(日本学生支援機構等)			
学生相談	随時		
死亡届	死亡時	学務部修学支援課又は学務部陽東学務課	
人権侵害相談	随時	相談員	

【窓口業務時間】(平日のみ)

担当窓口ごとに、時期により業務時間が変わりますので、掲示で確認してください。

(例:学務部修学支援課 8:30～17:15(1～4, 8, 9月) 8:30～18:15(5～7, 10～12月))

また、この他学生生活に関わる案内(学生生活案内)を宇都宮大学ホームページに掲載しています。

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/convenient/>

IV. 関係諸規定

1. 宇都宮大学大学院学則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、宇都宮大学学則第2条の2第2項の規定に基づき、宇都宮大学大学院(以下「本学大学院」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に研究科細則で定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第 3 条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外のものによる検証を行うものとする。

第 2 章 組織

(研究科)

第 4 条 本学大学院に次の研究科を置く。

地域創生科学研究科

教育学研究科

(課程)

第 5 条 本学大学院の課程は、博士課程、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 26 条第1項に規定する教職大学院の課程(以下「教職大学院の課程」という。)とする。この場合において、博士課程は前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。

2 地域創生科学研究科に博士課程、教育学研究科に教職大学院の課程を置く。

3 博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

4 博士後期課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

5 教職大学院の課程においては、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の育成のための教育を行うものとする。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第 6 条 研究科に置く専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		教職大学院の課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	社会デザイン科学専攻	77	154				

地域創生科学研究科	工農総合科学専攻	258	516				
	先端融合科学専攻			25	75		
	計	335	670	25	75		
教育学研究科	教育実践高度化専攻					18	36
	計					18	36
合 計		335	670	25	75	18	36

(学位プログラム)

第6条の2 地域創生科学研究科の各専攻に、学位プログラムを置く。

第3章 修業年限及び在学期間、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第7条 教職大学院の課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第8条 博士前期課程及び教職大学院の課程の在学期間は4年、博士後期課程の在学期間は6年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。

(長期履修学生)

第9条 本学大学院において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する者には、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(学年及び授業期間)

第10条 学年は、4月入学の場合は4月1日に始まり翌年3月31日に終わり、10月入学の場合は10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業は、定期試験等の期間を含めて35週を原則とする。

(休業日)

第11条 休業日は、宇都宮大学学則第22条の規定を準用する。

第4章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第12条 各研究科は、研究科細則で定めた教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」といい、教職大学院の課程には該当しないものとする。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 各研究科(教職大学院の課程を除く。)は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 教職大学院の課程は、教育課程の編成に当たっては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専門分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論、質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(授業科目、単位及び履修方法等)

第 13 条 各研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、研究科細則において定める。なお、単位の基準については、宇都宮大学学則第 19 条の規定を準用するものとする。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第 14 条 本学大学院の研究科の専攻において当該所要資格を取得できる専修免許状及び免許教科の種類は、別表1のとおりとする。

2 別表1にかかる専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、当該免許に係る教育職員の一種免許状の所要資格を有し、かつ、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

(他の研究科又は学部の授業科目の履修)

第 15 条 各研究科(教職大学院の課程を除く。)は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、当該専攻教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の議を経て、10 単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第 16 条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)又は外国の大学の大学院(以下「外国の大学院」という。)の授業科目を履修(休学期間中を含む。)させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、当該教授会等の議を経て、前条第 1 項の規定により修得した単位数と合わせて 15 単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程にあっては、第1項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議を経て、15 単位を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前 3 項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第 17 条 各研究科(教職大学院の課程を除く。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程にあっては、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

2 前項の実施に関しては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 15 条において準用する大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該教授会等の議に基づき、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、第 16 条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、20 単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程にあっては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、第 16 条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、20 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項については、別に定める。

(教育方法の特例)

第 19 条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 20 条 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各研究科は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめシラバス等に明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 21 条 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(単位修得の認定)

第 22 条 単位修得の認定は、口述若しくは筆記試験又は研究報告書等によって行う。

(評価)

第 23 条 履修した授業科目成績の評価については、別に定める。

第 5 章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程の修了要件)

第 24 条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第 25 条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより 10 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる在学期間を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。
- (1) 博士前期課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあっては2年
 - (2) 博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあっては当該在学期間
- 3 第2項の規定にかかわらず、第30条第2項第2号から第7号までの規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
(教職大学院の課程の修了要件)

第26条 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより46単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得し、当該課程の目的に応じ、学修の成果の審査に合格することとする。

(課程修了の認定)

第27条 第24条から前条までの課程の修了は、当該教授会等の議を経て、学長が認定する。

(大学院における在学期間の短縮)

第27条の2 第18条第1項の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程は除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第28条 本学大学院の課程を修了した者には、その課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は教職修士の学位を授与する。

2 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

第6章 入学、休学、転学、退学及び留学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、研究科において特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができます。

(入学資格)

第30条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に 3 年以上在学した者、外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、学長が所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院に入学した者で、学長が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 学長が個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学長が個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

3 教職大学院の課程に入学することのできる者は、第 1 項各号のいずれかに該当し、かつ教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に定める一種免許状を有するものとする。

(入学志願手続)

第 31 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第 32 条 前条の入学志願者については、選抜試験を行い、当該教授会等の議を経て学長が決定する。

2 選抜試験に関しては、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 33 条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を申請している者にあっては、免除又は徴収猶予申請後所定の期日までの間、入学料の徴収を猶予する。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(休学、復学)

第34条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続きを経て休学することができる。

2 疾病その他の事由で修学することが不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

3 前2項の場合において、休学の事由が消滅し復学しようとするときは、ただちに復学願を提出し許可を得なければならない。

4 前3項の許可又は命令は、当該教授会等の議を経て学長が決定する。

(休学期間)

第35条 休学期間は、1年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して博士前期課程及び教職大学院の課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。

3 休学期間は、標準修業年限に算入しない。

(転学)

第36条 他の大学院に転学しようとする者は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。

2 前項の許可は、当該教授会等の議を経て学長が決定する。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その事由を添えて願い出て許可を受けなければならぬ。

2 疾病その他の事由により研究を継続させることが不適当と認められるときは、退学を命ずることがある。

3 前2項の許可又は命令は、当該教授会等の議を経て学長が決定する。

(留学)

第38条 外国の大学院に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第7条に規定する標準修業年限に算入する。

第7章 再入学、編入学、転研究科等

(再入学)

第39条 第36条第1項及び第37条第1項により転退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上、当該教授会等の議を経て学長が許可する。

(編入学)

第40条 他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学に在学中の者又は在学した者が編入学を志願するときは、選考の上、当該教授会等の議を経て学長が許可する。

(転研究科等)

第41条 学生が転研究科を志願するときは、同一の課程内に限り選考の上、当該研究科委員会の議を経て学長が許可する。

2 学生が転専攻を志願するときは、選考の上、当該教授会等の議を経て学長が許可する。

(再入学者等の単位及び標準修業年限)

第42条 前3条の規定により研究科に再入学、編入学若しくは転研究科又は転専攻した者について、当該教授会等は、その者の既修科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得単位数及び標準修業年限を定めるものとする。

第8章 外国人学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

(外国人学生)

第43条 外国人で入学を志願する者があるときは、第6条に定める収容定員内において、学長が許可する。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第 44 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院の授業科目のうちから 1 科目又は数科目を選択して履修しようとする者があるときは、学長が、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 45 条 他の大学院、外国の大学院の学生又は国際連合大学の学生で、本学大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

(研究生)

第 46 条 本学大学院において、特定の専門事項について研究指導を受けることを志願する者があるときは、学長が、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第 47 条 他の大学院、外国の大学の大学院又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生に関しては、別に定める。

第 9 章 除籍

(除籍)

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者については、学長が当該教授会等の議を経て除籍する。

- (1) 休学期間が第 35 条第 2 項に定められた期間を超える者
- (2) 在学年限を超える者
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可となった者で、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しない者
- (4) 授業料その他所定の学費を滞納し督促してもなお納入しない者
- (5) 1 年以上行方不明の者

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 49 条 研究業績、人物ともに優秀な者に対しては、当該教授会等の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 50 条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該教授会等の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。

3 停学期間は、標準修業年限に算入しない。

第 11 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等)

第 51 条 本学大学院の研究科の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

- 2 科目等履修生及び研究生の検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。
- 3 授業料は、次の期間に納入しなければならない。
 前期分 4月1日から5月31日まで
 後期分 10月1日から11月30日まで
- 4 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収する時に、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 5 前期分に係る授業料を納付する時に、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納付した者が9月30日以前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を返還するものとする。
- 6 寄宿料を納付した者から退寮の申出があったときは、退寮する日の属する月の翌月以降の既納の寄宿料相当額を返還するものとする。
- 7 前2項に規定する場合を除き、既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料はいかなる理由があつても返還しない。

第52条 入学料、授業料及び寄宿料の免除等は、大学学則第45条の規定を準用する。

第12章 管理運営

(教員)

第53条 本学大学院の教育及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準又は専門職大学院設置基準に定める資格を有する教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第54条 教職大学院の課程は、第26条第1項に規定する実習その他の教育上の目的を達成するために必要な連携教育を行う小学校等を適切に確保するものとする。

第13章 東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施)

第55条 東京農工大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は茨城大学及び東京農工大学と共に協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、茨城大学及び東京農工大学の教員と共に、本学副学長又は本学農学部及び関連する学内共同施設の責任教員が担当するものとする。
- 3 前2項の実施に関しては、別に定める。

第14章 雜則

(他の規程の準用)

第56条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、本学諸規程を準用する

附 則

- 1 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 第28条第1項中、検定料の額については、昭和41年度入学者に限り、1,500円とする。

(中略)

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この学則による改正前の国際学研究科博士課程及び工学研究科博士課程は、改正後の第4条から第6条の規定にかかわらず、令和3年3月31日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第6条の規定にかかわらず、地域創生科学研究科、国際学研究科及び工学研究科の令和3年度及び令和4年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	令和3年度収容定員		令和4年度収容定員	
		博士前期課程	博士後期課程 (博士課程)	博士前期課程	博士後期課程 (博士課程)
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	154		154	
	工農総合科学専攻	516		516	
	先端融合科学専攻		25		50
	計	670	25	670	50
国際学研究科	国際学研究専攻		6		3
	計		6		3
工学研究科	システム創成工学専攻		60		30
	計		60		30

別表1(第14条第1項関係)

専修免許状及び免許教科の種類表

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、音楽、美術、保健体育、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、音楽、美術、保健体育、家庭、農業、英語
	工農総合科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科、農業、工業
教育学研究科	教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、工業、英語
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)

2. 宇都宮大学学生生活規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮大学(以下「本学」という。)の学生が、自らの学生生活を豊かにし、充実するためには、本学において守らなければならない必要な事項について定めるものとする。

(保証人)

第2条 本学に入学しようとする者は、所定の期日までに保証人を定め、所定の保証書を学長に提出しなければならない。

2 保証人となるべき者は、父母又は父母に準ずる者とする。

3 保証人を変更したとき、又はその身上、住所に変更があった場合は、速やかに学長に届け出るものとする。

(学生証)

第3条 学生は、常に所定の学生証を携帯し、本学職員の請求があった時は提示するものとする。

2 学生証を紛失又は損傷したときは、直ちに学長に届け出て、再交付を受けるものとする。

3 学生証は、本学の学籍を離れるとき又はその有効期限が経過したときには、直ちに学長に返還するものとする。

(身上異動)

第4条 学生は、身上調査書等に記載した本籍地、住所及び氏名に変更があった場合は、速やかに学長に届け出るものとする。

(欠席届)

第5条 学生は、病気その他やむを得ない事情により授業を欠席するときは、速やかにその理由を付して学長に届け出るものとする。

(健康診断)

第6条 学生は、毎年1回学校保健安全法の定めにより本学が行う健康診断を受診しなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づき、本学が行う保健衛生上の指導、指示に従うものとする。

(課外活動団体)

第7条 課外活動団体(学生が正課外において、教育活動の一環として参加し、活動する団体をいう。以下同じ。)を設立しようとするときは、当該団体の責任者は所定の様式により学長に届け出るものとする。

2 課外活動団体の届出の方法及び認定等については、別に定める。

(施設等の使用)

第8条 学生又は学生の団体(学生が任意につくる団体をいい、課外活動団体を含む。以下同じ。)が、正課以外の目的で本学の施設又は物品を使用するときは、使用願を提出しあらかじめ許可を受けるものとする。ただし、課外活動団体が通常使用している場所で活動する場合は、この限りでない。

(掲示物等の掲示)

第9条 学生又は学生の団体が学内において掲示しようとする印刷物、ポスター及び立看板等(以下「掲示物等」という。)は、掲示責任者及び掲示期間を明記し、本学の諸規程を遵守するとともに、公序良俗に反しないものでなければならない。

2 掲示物等の掲示期間は、前項により記された期間とする。

3 印刷物及びポスターは、学生用掲示板以外に掲示してはならない。ただし、あらかじめ許可を受けた場合は、この限りでない。

4 掲示期間を経過したときは、掲示責任者は自主的に掲示物等を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第 10 条 学生又は学生の団体が、故意又は過失により本学の施設、設備、及び物品等を汚損、損傷した場合は、損害賠償の責任を負うものとする。

(学園環境の保全)

第 11 条 学生は、常に本学構内における交通事故及び騒音の発生等の防止並びに構内環境の美化等学園環境の保全に努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この規程による届出等の様式は、別に定める。

附 則

(中略)

この規程は、平成 22 年 3 月 15 日から施行し、平成 20 年 6 月 18 日から適用する。

3. 宇都宮大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、宇都宮大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士とする。

2 前項の学位授与に当たっては、次の表に掲げる学部又は研究科ごとに、それぞれの学位に専攻分野の名称を付記するものとする。

学部又は研究科名	授与する学位及び付記する専攻分野名
地域デザイン科学部	学士(コミュニケーションデザイン), 学士(工学)
国際学部	学士(国際学)
教育学部	学士(教育学)
工学部	学士(工学)
農学部	学士(農学)
地域創生科学研究科	修士(学術), 修士(農学), 修士(工学), 修士(国際学), 修士(光工学), 修士(分子農学), 博士(光工学), 博士(農学), 博士(工学)博士(国際学), 博士(学術)
教育学研究科	教職修士(専門職)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、宇都宮大学学則(以下「学則」という。)の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、宇都宮大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)の定めるところにより、博士前期課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、博士後期課程を修了した者に授与する。
- 4 前項に定める者のか、博士の学位は、本学大学院に学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)した者に授与することができる。
- 5 教職修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第4条 前条第2項の規定により、修士の学位を受けようとする者は、修士論文を在学期間に研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が当該課程の目的に応じ適當と認めるときは、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることができる。

(博士論文の提出等)

第4条の2 第3条第3項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を在学期間に研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士論文
- (2) 博士論文の内容の要旨
- (3) 論文目録

- 2 第3条第4項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、所定の学位授与申請書に前項の各号に掲げる書類及び履歴書を添えて、学長に申請するものとする。
- 3 前項の規定により、学位の授与を申請する者は、論文審査手数料として、別に定める額を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得して退学した者が、再入学しないで、退学後1年以内に申請する場合には、論文審査手数料を免除することができる。

(学位論文)

第4条の3 提出又は申請する修士論文又は博士論文(以下「学位論文」という。)は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させることができる。

(学位審査の期間)

第4条の4 学長は、第4条の2第2項の規定により学位授与の申請があったときは、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、専攻教授会又は研究科委員会(以下「研究科委員会等」という。)の議を経てその期間を延長することができる。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返還)

第4条の5 提出又は申請のあった学位授与申請書及び論文等並びに納入された学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位審査の付託)

第4条の6 学長は、第4条の2第2項の規定により学位授与申請書を受理したときは、ただちに研究科長に学位授与の可否について審査を付託する。

(審査及び最終試験等の付託)

第5条 研究科長は、学位論文を受理又は前条の審査を付託されたときは、学位論文の審査並びに大学院学則第24条及び第25条に規定する最終試験又は学力の確認(以下「最終試験等」という。)を研究科委員会等に付託する。

(審査委員)

第6条 研究科委員会等は、前条により審査を付託されたときは、次のとおり取り扱う。

- (1) 修士の学位授与の審査にあっては、当該研究科の博士前期課程の研究指導を担当する教員のうちから4人以上(教授1人以上を含む。)の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行わせる。
 - (2) 博士の学位授与の審査にあっては、当該研究科の博士後期課程の研究指導を担当する教員のうちから5人以上(教授3人以上を含む。)の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験等を行わせる。
- 2 前項の審査及び最終試験等に当たり、研究科委員会等が必要と認めた場合は、他の研究科等の教員を審査委員に加えることができる。
 - 3 第1項の審査及び最終試験等に当たり、研究科委員会等が必要と認めた場合は、他の大学院又は研究所等の教員、研究員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第7条 最終試験は、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として関連ある科目について口述又は筆記の方法により行う。

(学力の確認)

第7条の2 学力の確認は、口述又は筆記試験によって行う。ただし、博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者については、当該研究科委員会の定める年限内に限り、口述又は筆記試験を免除することができる。

(審査終了の報告)

第7条の3 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは、ただちに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び最終試験等の結果を文書により研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の審議)

第8条 研究科委員会等は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議する。

2 前項の審議は、研究科委員会委員等の構成員(長期出張中及び休職・休業中の者、その他当該研究科委員会等が特に認めた事由のため出席することが出来ない構成員を除く。)の3分の2以上の賛成がなければならない。

(卒業認定結果の報告)

第8条の2 学部長は、当該学部所属学生の卒業認定の結果について、文書により学長に報告する。

(審査結果の報告)

第9条 研究科長は、第8条の結果に第7条の3に定める書類を添付し、文書により学長に報告する。

(学位の授与)

第10条 学長は、前2条の報告に基づき、学位の授与を決定し、学位を授与する者にはこれを授与し、授与しない者にはその旨を通知する。

2 学位の授与は、別紙様式1, 2, 3, 4, 5又は6による「学位記」により行う。

(博士論文要旨等の公表)

第10条の2 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第10条の3 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その博士論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「宇都宮大学」と明記するものとする。

(文部科学大臣への報告)

第11条の2 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、学位規則第12条の定める様式により文部科学大臣に報告する。

(学位授与の取消し)

第12条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与をうけた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会等が前項の決定をする場合には、第8条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第13条 学位記の再交付を受けようとする者は、事由を付して学長に願い出なければならない。

附 則

(中略)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日において平成31年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

地
国
工第
農
号

学 位 記



大学印

(本籍 (都道府県名))
氏 名
年 月 日生

本学○○学部○○学科（課程）所定の課程を修めた
ことを認める

宇都宮大学○○学部長 氏名 ㊞

本学○○学部長の認定により卒業したことを認め
学士（○○）の学位を授与する

年 月 日

宇都宮大学長 氏名 ㊞

備考 規格は、A4とする。

地修第 号

学 位 記

(本籍 (都道府県名))
氏 名
年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程を修了したので
修士 (○○) の学位を授与する

年 月 日

宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ㊞

備考 規格は、A4 とする。

地博第 号

学 位 記

(本籍 (都道府県名))
氏 名
年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士後期課程を修了したので
修士 (○○○) の学位を授与する

年 月 日

宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ㊞

備考 規格は、A4とする。

地博第 号

学 位 記

(本籍 (都道府県名))
氏 名
年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格
したので博士 (○○○) の学位を授与する

年 月 日

宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ㊞

備考 規格は、A4とする。

教職修第 号

学 位 記

(本籍 (都道府県名))
氏 名
年 月 日生

本学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻の専門職学位課程を
修了したので教職修士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ㊞

備考 規格は、A4とする。

		共教第	号
学 位 記			
大学印	(本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生		
宇都宮大学及び群馬大学の共同教育学部学校教育教員養成課程 所定の課程を修めたことを認める			
宇都宮大学共同教育学部長	群馬大学共同教育学部長		
氏 名 ㊞	氏 名 ㊞		
宇都宮大学共同教育学部長及び群馬大学共同教育学部長の認 定により卒業したことを認め学士（教育学）の学位を授与する			
年 月 日			
宇 都 宮 大 学 長	群 馬 大 学 長		
氏 名 ㊞	氏 名 ㊞		

備考 規格は、A4とする。

4. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則

(趣旨)

第1条 宇都宮大学大学院学則第2条第2項、第12条、第13条の規定に基づく地域創生科学研究科(以下「本研究科」という。)の教育研究の目的、授業科目、単位数及び履修方法等については、本学大学院学則並びに宇都宮大学学位規程(以下「学位規程」という。)に定めるものほか、この細則の定めるところによる。

(研究科及び各専攻の教育研究の目的)

第2条 本研究科は、21世紀の課題を解決して持続可能な豊かな地域社会の創生に貢献するために、社会デザインとイノベーションに関する高度な専門知識・技術を身に付けて、学際的な幅広い思考力と実践力を備えて主体的に行動できる高度専門職業人の育成をするとともに、STI for SDGsに資する特長的で強みのある研究の推進を教育研究の目的とする。

2 前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)各専攻の教育研究の目的は次のとおりとする。

- (1) 社会デザイン科学専攻は、地域社会に関するソフトウェア(コミュニティ、社会制度、文化、政策等)やハードウェア(建築、国土保全、環境等)のデザインに貢献できる高度専門職業人の育成を目的とする。
- (2) 工農総合科学専攻は、工学分野と農学分野に関するものづくり、食料・農林業・環境を支えるイノベーションの創造やマネジメントに貢献できる高度専門職業人の育成を目的とする。

3 後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)先端融合科学専攻は、融合・多様化する分野に積極的に対応できる、幅広い知識と技術に支えられた、より高い専門性を備える自立した人材を養成し、地域や社会の課題解決に資する先端融合研究の推進を教育研究の目的とする。

(学位プログラム)

第3条 各専攻に、次の学位プログラムを置く。

専攻名	学位プログラム名
社会デザイン科学専攻	コミュニティデザイン学プログラム
	農業・農村経済学プログラム
	建築学プログラム
	土木工学プログラム
	農業土木学プログラム
	グローバル・エリアスタディーズプログラム
	多文化共生学プログラム
工農総合科学専攻	地域人間発達支援学プログラム
	光工学プログラム
	分子農学プログラム
	物質環境化学プログラム
	農芸化学プログラム
	機械知能工学プログラム
	情報電気電子システム工学プログラム

	農業生産環境保全学プログラム
	森林生産保全学プログラム
先端融合科学専攻	オプティクスバイオデザインプログラム
	先端工学システムデザインプログラム
	グローバル地域デザインプログラム

(授業科目及び単位数)

第4条 本研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、博士前期課程にあっては別表1、博士後期課程にあっては別表2のとおりとする。

(指導教員)

第5条 学生の研究及び論文指導等のため、それぞれの課程の学生ごとに次の指導教員を置く。ただし、博士後期課程にあっては、主指導教員及び副指導教員(研究)の3名以上のうち少なくとも1名は博士後期課程の研究指導教員資格を有する教授とする。

(1) 博士前期課程

主指導教員 1名

第1副指導教員 1名(主指導教員と同じ学位プログラムから選出)

第2副指導教員 1名(原則として、主指導教員と異なる学位プログラムから選出)

(2) 博士後期課程

主指導教員 1名

副指導教員(研究) 2名以上

副指導教員(融合教育) 2名以上

2 学生は、指導教員の変更を希望するときは、研究科長に願い出るものとする。

3 前2項は、本研究科における各専攻教授会又は研究科代議員会の審議に基づき研究科長が定める。

(修了単位等)

第6条 博士前期課程の学生は、指導教員の指示に従い、別表1に掲げる各専攻別の授業科目の履修方法により、必修及び選択科目の単位を合わせて30単位以上修得し、宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項第3条第2項に定める算式により得られた通算GPAが2.0以上でなければならない。

2 博士後期課程の学生は、指導教員の指示に従い、別表2に掲げる授業科目の履修方法により、必修科目から9単位、選択必修科目から4単位以上、並びに専門選択科目から2単位以上の単位を合わせて15単位以上修得しなければならない。

(単位の基準)

第7条 本研究科における単位の基準は、次のとおりとする。

(1) 講義は、15時間の授業時間数をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業時間数をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は30時間又は45時間の授業時間数をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方の併用により行う場合は、

15 時間、30 時間又は 45 時間の授業時間数をもって1単位とする。

(履修授業科目の届出)

第 8 条 学生は、履修しようとする授業科目を指導教員の承認を受け、毎期始業後2週間以内に所定の手続きにより申し出て、授業科目担当教員の承認を得るものとする。

(履修認定及び成績評価)

第 9 条 各授業科目の履修の認定は、試験、レポート、発表等に基づき、授業担当教員が行う。

2 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の区分により評価し、可以上を合格とする。ただし、この区分によりがたいものについては、合格又は不合格とすることができる。

3 前項による成績評価の基準は次のとおりとする。

秀 90 点以上

優 80 点以上 90 点未満

良 70 点以上 80 点未満

可 60 点以上 70 点未満

不可 60 点未満

4 前3項に定めるもののほか、成績の評価等については、宇都宮大学における授業科目成績の評価及び GPT・GPA 制度の取扱いに関する要項に定めるところによる。

(教育方法の特例)

第 10 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(修士論文等の提出等)

第 11 条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)は、課程修了に必要な単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 学生は、前項の修士論文等を提出する前に、指導教員の指導のもとに修士論文等の題目を決定し、その題目を指定された期日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

3 第1項の修士論文等は、学位規程第 4 条の規定に基づき、指定した期日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(修士論文等の審査等)

第 12 条 前条の修士論文等の審査及び最終試験は、3月上旬又は9月上旬までに行う。

附 則

この細則は、平成 31 年4月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和3年4月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の日において令和3年3月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 令和3年4月 1 日以降に再入学した者等については、当該者の属する年次の在学者にかかる規程を適用する。

- 4 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表の左欄に掲げる授業科目について修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

附則別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
アカデミックコミュニケーション I	1	アカデミックコミュニケーション	2	地域創生リテラシー科目
アカデミックコミュニケーション II	1			
基礎光学 I	1	基礎光学	1	工農総合科学専攻 境界・学際領域科目
波動光学 I	1	波動光学	2	光工学プログラム専門科目
波動光学 II	1			

別表1(第4条関係(博士前期課程))

- (1)社会デザイン科学専攻
 (2)工農総合科学専攻
 [略・「II. 4. (5)履修方法」参照]

別表2(第4条関係(博士後期課程))

先端融合科学専攻

[略]

5. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科の研究指導体制等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則第5条に規定する、指導教員及び本研究科における研究指導体制について必要な事項を定めるものとする。

(連携・融合)

第2条 本研究科博士前期課程は、それぞれの専門分野を有しながら、境界・学際領域との連携・融合により、高度な専門知識・技術の修得と学際的思考力・実践力を合わせ持つ人材を育成するため、他分野からの指導・助言を実質化して学際的思考力・研究力や実践力を向上することとする。

第2条の2 博士後期課程は、専門性を高めるとともに境界領域や学際領域の知識・技術も活用した学際的思考力が養成される分野横断・学際的な教育研究指導体制のもと、STI for SDGs に適した専門深化を実現することとする。

(博士前期課程の研究指導体制)

第3条 博士前期課程の学生の研究及び論文指導等(特定の課題についての研究の成果等の指導を含む。)においては、高度な次元で専門領域や境界領域・学際的領域が連携・融合した研究指導体制(デュアル副指導体制)とするため、主指導教員、第1副指導教員、第2副指導教員の3名の指導教員を置く。

- 2 指導教員は、デュアル副指導体制の実質化のため、学生ごとに指導チームを置く。
- 3 学生からの相談窓口として、研究サポートを設置し、研究サポートコーディネーターを置く。
- 4 副指導教員以外の他の専門分野から、研究進捗や専門能力の修得に対するアドバイスが必要となる場合は、研究アドバイザーを置くことができる。

(博士後期課程の研究指導体制)

第3条の2 博士後期課程の学生の研究及び論文指導等においては、専門性を高めるとともに境界領域・学際領域の知識・技術も活用した学際的思考力が養成される分野横断・学際的な教育研究指導体制とするため、主指導教員1名、副指導教員(研究)2名以上及び副指導教員(融合教育)2名以上の指導教員を置く。

(指導教員)

第4条 指導教員は、研究指導資格又は研究指導補助資格を有する教員の中から、学生の研究内容等を考慮のうえ、各専攻教授会又は研究科代議員会において決定する。

- 2 博士前期課程の指導教員は次の各号のとおり決定する。

- (1) 主指導教員は、学生が所属する学位プログラムの研究指導資格を有する教員の中から決定する。
- (2) 第1副指導教員は、学位の専門性を担保するため、主指導教員と同じ学位プログラムの研究指導資格又は研究指導補助資格を有する教員の中から決定する。
- (3) 第2副指導教員は、原則として、主指導教員と異なる学位プログラムの研究指導資格又は研究指導補助資格を有する教員の中から決定する。

- 3 博士後期課程の指導教員は次のとおり決定する。

- (1) 主指導教員は、学生が所属する学位プログラムの研究指導資格を有する教員の中から決定し、副指導教員は、専攻の研究指導資格又は研究指導補助資格を有する教員の中から決定する。

- (2) 研究指導を担当する副指導教員(研究)は、学位の専門性を担保するため、学生の論文研究課題の分野の教員、若しくは研究課題に関連性の強い分野の教員の中から決定する。
- (3) 融合教育を担当する副指導教員(融合教育)は、分野融合の教育指導を行い、学生の研究課題の専門分野以外の教員の中から決定する。
- 4 指導教員は、社会デザインやイノベーションに関する高度な専門知識・技術を身につけ、学際的思考力と実践力を備えて主体的に行動できる高度専門職業人を育成するため、チーム体制により、学生の履修相談、研究及び論文指導等を行う。

(指導チーム)

第5条 指導チームは、学生ごとに、主指導教員、副指導教員により構成する。なお、第7条に規定する研究アドバイザーを置く場合は、研究アドバイザーを構成員に含むものとする。

- 2 指導チームにおいて、担当する学生の情報を共有することにより、当該学生に対し、学修・研究計画の作成、着実な履修と学修の進捗等について、適切な指導・助言を行えるようにするものとする。

(研究サポートコーディネーター)

第6条 研究サポートコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)は、専攻長及び専攻長補佐、各2名とする。

- 2 コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の中途から任期が開始する場合は、任期の開始日の属する年度の末日までとする。

- 3 コーディネーターは、次の業務を行う。

- (1) 研究相談
- (2) 他の専門分野の教員の紹介
- (3) その他

(研究アドバイザー)

第7条 研究アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)は、博士前期課程の主指導教員が、学生のテーマや希望によって、副指導教員以外の異なる学位プログラムの教員からの指導が有効であると認める場合に置くものとする。

- 2 アドバイザーの任期は、主指導教員が必要と認める期間とする。
- 3 アドバイザーは、担当する学生の指導教員と一体のチームとして、次の業務を行う。
- (1) 学生の学修・研究計画の作成、その着実な履修と進捗等に対する指導・助言
 - (2) 第5条に規定する指導チームへの参加
- (その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、研究指導体制等について必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

6. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の学位論文等の審査等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、宇都宮大学学位規程に基づき、宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程（以下「本研究科」という。）における、修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査並びに最終試験又は学力の確認等について、必要な事項を定めるものとする。

(特定の課題についての研究の成果)

第2条 本研究科における特定の課題についての研究の成果とは、修士論文を課さないコースワークによる履修者が提出する、「課題研究報告書」とする。

2 課題研究報告書により学位を受けることができる学位プログラムは次のとおりとする。

- (1) コミュニティデザイン学プログラム
- (2) 農業・農村経済学プログラム
- (3) グローバル・エリアスタディーズプログラム
- (4) 多文化共生学プログラム
- (5) 地域人間発達支援学プログラム

3 課題研究報告書により学位を受けようとする者は、入学年度当初に「課題研究報告書適用申請書」（別紙1）を提出するものとする。なお、入学後6月を経過するまでは、修学途中において課題研究報告書への変更を認めることができる。

(1) 4月入学者の提出時期

入学年度当初 4月～5月末日まで

修学途中の変更 入学年度の8月～9月末日まで

(2) 10月入学者の提出時期

入学年度当初 10月～11月末日まで

修学途中の変更 入学年度の2月～3月末日まで

(学位論文等題目の提出)

第3条 修士の学位を受けようとする者は、主指導教員の指導のもとで、学位論文等の題目を決定し、次の期日までに主指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

- (1) 3月修了予定者 当該年度の12月
- (2) 9月修了予定者 当該年度の6月

2 学位論文等題目は、当該年度内に学位論文等を提出しなかった場合には、改めて提出するものとする。

(学位論文等の提出)

第4条 学位論文等の審査を受けようとする者は、学位論文及び当該論文要旨を、指定した期日までに、主指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。なお、学位論文等の作成要領は別に定める。

2 前項の提出期日は、次のとおりとする。

- (1) 3月修了予定者 当該年度の1月上旬～2月中旬まで
- (2) 9月修了予定者 当該年度の7月上旬～8月中旬まで

(学位審査委員会)

第5条 学位論文等審査のため、学位論文等ごとに、次のとおり学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 主指導教員
- (2) 第1副指導教員
- (3) 第2副指導教員
- (4) 同じ専門分野の教員

2 審査員は、各学位プログラム長の推薦に基づき、研究科代議員会で決定する。

3 審査委員会に委員長(主査)を置き、第1項第4号の教員をもって充てる。

(学位論文等の審査)

第6条 学位論文等の審査は、本研究科の定める「大学院学位論文等評価基準(博士前期課程)」(別紙2)に基づき実施するものとする。

(学位論文等の最終試験)

第7条 各専攻は、前条の学位論文等審査対象者について、当該学位論文等の発表会を、原則として、公開により実施する。

2 審査委員会は、前項の発表会における質疑応答等により、学位論文等の最終試験とすることができる。

(学位授与の決定)

第8条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験の結果を、「学位論文等審査及び最終試験結果報告書」(別紙3)により、速やかに研究科長に報告するものとする。

2 前項の報告に基づき、各専攻教授会は、学位授与の可否について審議する。

(報告)

第9条 研究科長は、前条による決定があったときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(学位論文等の保管)

第10条 審査に合格した学位論文等は、各学位プログラムで保管するものとする。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙1)

年 月 日

地域創生科学研究科長 殿

専攻

プログラム

学籍番号 (年度入学)

氏名

課題研究報告書適用申請書

私は、宇都宮大学大学院学則第24条の規定に基づき、特定の課題についての研究の成果（課題研究報告書）を提出することとしたいので申請いたします。

※修学途中で修士論文から変更する場合は、以下について記載すること。

【変更理由】

【研究計画】

主指導教員

第1副指導教員

第2副指導教員

大学院学位論文等評価基準（博士前期課程）

地域創生科学研究科

(評価基準)

下記1～4の評価項目すべてについて、修士学位論文（課題研究報告書を含む。）として水準に達していると認められるものを合格とする。

(評価項目)

1. 研究目的、意義、独創性について

- ・研究目的とその意義が学術的あるいは社会的に貢献をなすものであり、先行研究あるいは関連研究をふまえた上で研究の内容または方法に先駆性・独創性が認められる。

2. 研究の方法について

- ・研究方法が適切に選択され、研究が実施されている。

3. 論証方法と結論について

- ・設定した課題に対する論証が適切になされた上で、結論が導出されている。
- ・用語や概念の使用、表現および論旨が正確であり、論証が適切である。

4. 論文の形式、体裁について

- ・専門分野で汎用されている論文形式を参考にして、目次、章構成、引用、図表等の形式や体裁が適切である。

(別紙3)

年 月 日

地域創生科学研究科長 殿

審査委員(主査)

審査委員

審査委員

審査委員

学位論文等審査及び最終試験結果報告書

宇都宮大学学位規程第7条の3の規定に基づき、修士の学位論文等審査及び最終試験の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

学籍番号		入学年度	年度入学
専攻名	専攻	氏名	
プログラム名			
論文等題目			
	<input type="checkbox"/> 修士論文 <input type="checkbox"/> 課題研究報告書 (該当する方に☑する。)		
論文要旨			
審查要旨			
論文等審査成績		最終試験成績	

※1. 審査等の成績は、「合格」又は「不合格」とする。

※2. 修士学位論文審査表とともに提出すること。

7. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の学位審査等の手順及び論文等作成の手引き

1 学位審査の流れ

本研究科の修士学位審査については、宇都宮大学学位規程及び宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の学位論文等の審査等に関する内規(以下「審査等内規」という。)に基づき、原則として、次のとおりの手順等で実施する。

提出物、事項等	提出時期等		対象
	4月入学者	10月入学者	
課題研究報告書適用申請書	入学年度の4月～5月末 日まで	入学年度の10月～11月末 日まで	希望者
	入学年度の8月～9月末 日まで	入学年度の2月～3月末 日まで	変更者
研究指導計画・研究経過報告書	各年度の4月	各年度の10月	全員
学位論文等題目の提出	当該年度の12月		3月修了者
	当該年度の6月		9月修了者
中間発表会 (修了時までに1回は必修)	11月～翌年の4月頃	5月～10月頃	全員
学位論文等の提出	1月上旬～2月中旬まで		3月修了者
	7月上旬～8月中旬まで		9月修了者
最終発表会(最終試験)	1月～2月中旬頃まで		3月修了者
	7月～8月中旬頃まで		9月修了者
指導教員等変更願 (指導教員又は研究題目の変更がある場合)	変更がある都度		変更希望者

2 研究指導スケジュール例(4月入学者が標準修業年限2年で修了する場合)

(1) 1年次

- ア 指導教員の決定 (4月)
- イ 研究計画の作成 (研究指導計画・研究経過報告書により提出) (4月)
- ウ 中間発表会 (11月頃)
- エ 学修目標

大学院生としての基礎的素養、関連文献の収集力と読解力、専門分野の基礎理論から応用理論、調査・分析のための方法・手法、実験結果、調査結果等の取り纏め(予備的)，修士論文の予備実験・予備調査、次年度の課題発見

(2) 2年次

- ア 研究計画の作成及び研究経過の報告 (研究指導計画・研究経過報告書により提出) (4月)
- イ 2年次における研究計画及び前年度までの研究の進捗状況等を記載し、指導教員等の評価を

受けて提出する。

イ 学位論文題目の提出（12月頃）

ウ 学位論文等の提出（1月頃）

エ 最終発表会（2月）

オ 学修目標

新領域へのチャレンジ（既存との葛藤）、先端研究の動向理解、専門分野の先端理論・応用理論、実験・調査・分析の実証、学会誌論文・報告書の作成、修士論文作成

3 課題研究報告書

課題研究報告書は、修士論文を課さないコースワークによる履修を希望する者が提出するものであり、入学当初に指導教員と相談のうえ決定し、「課題研究報告書適用申請書」を提出するものとする。

修学途中で修士論文から課題研究報告書への変更を希望する場合は、変更理由・今後の研究計画などを記載した「課題研究報告書適用申請書」を提出し、代議員会の審議を経て可否を決定するものとする。

なお、提出期限を過ぎた場合は、「課題研究報告書」とすることはできない。

4 研究指導計画・研究経過報告書

研究指導計画・研究経過報告書は、研究目的・研究内容・研究方法等及び研究の進捗状況並びに学会等での発表業績等について、指導教員と相談のうえ作成し、各年度の指定された期日までに教務担当窓口に提出する。

5 学位論文等題目の提出

(1) 修士の学位を受けようとする者は、審査等内規第3条の規定に基づき、学位論文等の題目を、指定された期日までに主指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(2) 学位論文等題目は、当該年度内に学位論文等を提出しなかった場合には、改めて提出するものとする。

(3) 学位論文等の題目を変更する場合は、主指導教員と相談のうえ、速やかに提出するものとする。

6 中間発表会

中間発表会は、研究成果の発表及び質疑応答等の形式により、原則として、公開により実施する。

修了時までに1回は必ず実施するものとするが、各学位プログラムにより、回数・時期・方法等が異なるので、主指導教員の指示に従うこと。

7 学位審査の申請資格

学位論文等は、1年以上在学し、修了時までに当該プログラムの修了要件単位数を修得予定の者が提出できるものとする。

8 修士論文の作成要領

修士論文は、次のとおりに作成し、所定の期限までに提出すること。なお、詳細については、主指導教員の指示に従うこと。

(1) 使用言語

日本語又は英語とする。

(2) 用紙と形式

ア 用紙サイズはA4サイズ縦とし、横書き左綴じ又は縦書き右綴じとする。

イ 頁番号は、各頁の下部中央に記入する。表紙と目次には頁をつけて、要旨と本文の各々の通し番号とする。

ウ 修士論文の文字数等は、主指導教員の指示に従うこと。

(3) 論文の構成

ア 表紙、中表紙

・表紙には、年度(西暦)、修士論文、論文題目、所属(研究科名・専攻名・学位プログラム名)、学籍

番号、氏名を記載する。背表紙には、論文題目、氏名、修了年度(西暦)を記載する。

・中表紙は表紙と同じ書式で作成し、次の順で綴じる。

イ 論文要旨

修士論文等の要旨を作成する。

ウ 目次

各項目の名称を記載し、その事項が始まるページ数を記載する。

エ 本文

本文の構成は、緒言(序論、はじめに、まえがき等)、研究の目的、対象と方法(材料、実験、解析等)、結果(実験、解析、試作、分析等)、考察(討論、検討等)、結言(結語、結論、おわりに、まとめ等)、今後の課題と展望、参考文献、後付(謝辞、資料、付録等)を参考にしながら、主指導教員の助言に基づき、各分野の慣例に従うこと。

9 課題研究報告書の作成要領

課題研究報告書は、修士論文の作成要領に準じて作成するが、文字数等、詳細については、主指導教員の指示に従うこと。

10 最終発表会

学位論文等を提出した者は、原則として、公開による最終発表会で発表する。なお、この最終発表会による質疑応答等をもって、学位審査の最終試験とすることがある。

附 則

この手引きは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この手引きは、令和元年9月3日から施行する。

附 則

この手引きは、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

地域創生科学研究科長 殿

専攻 _____
プログラム _____
学籍番号 _____ (年度入学)
氏名 _____

課題研究報告書適用申請書

私は、宇都宮大学大学院学則第24条の規定に基づき、特定の課題についての研究の成果（課題研究報告書）を提出することとしたいので申請いたします。

※修学途中で修士論文から変更する場合は、以下について記載すること。

【変更理由】

【研究計画】

主指導教員 _____
第1副指導教員 _____
第2副指導教員 _____

**宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程
研究指導計画・研究経過報告書**

年 月 日 作成

学籍番号			年度入学	年次
専攻名 プログラム名	専攻 (フリガナ) 氏名			
研究題目	<input type="checkbox"/> 修士論文 <input type="checkbox"/> 課題研究報告書 (該当する方に <input checked="" type="checkbox"/> する。)			
	主指導教員	第1副指導教員	第2副指導教員	
【研究計画 (学会発表、論文作成等を含む)】 (学生が記入)				
【研究指導計画】 (主指導教員が記入)				
以下の項目は2年次以降の提出時に記入				
【前年度までの研究の進捗状況、学会等での発表業績・その他特記事項】 (学生が記入)				
【主指導教員所見】 (評価) <input type="checkbox"/> 極めて良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 概ね良好 <input type="checkbox"/> 改善を要する (所見)				
【第1副指導教員所見】 (評価) <input type="checkbox"/> 極めて良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 概ね良好 <input type="checkbox"/> 改善を要する (所見)				
【第2副指導教員所見】 (評価) <input type="checkbox"/> 極めて良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 概ね良好 <input type="checkbox"/> 改善を要する (所見)				
【研究アドバイザーソ見】 氏名 印 (評価) <input type="checkbox"/> 極めて良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 概ね良好 <input type="checkbox"/> 改善を要する (所見)				

※ 学生は、3名の指導教員に面談・指導を受けた後、教務担当窓口（学務部修学支援課又は学務部陽東学務課）まで提出のこと。

8. 宇都宮大学大学院長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 宇都宮大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第9条第2項に規定する宇都宮大学大学院(以下「本学大学院」という。)の長期履修学生に関しては、この規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 本学大学院に、長期履修学生として申請できる者は、職業を有している等の状況にある者とする。ただし、年度途中から長期履修学生となることはできない。

(申請の手続き)

第3条 長期履修学生を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

(1) 長期履修学生申請書

(2) 在職等証明書

2 前項各号に定める書類の提出期限は、別に定める。

(許可)

第4条 長期履修学生の認定の可否については、専攻教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は、原則として1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち長期履修学生として認められた者については、博士前期課程にあっては4年以内とし、博士後期課程にあっては6年以内とする。
- (2) 在学途中から長期履修学生として認められた者の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。

(在学期間)

第6条 長期履修学生の在学期間は博士前期課程にあっては6年、博士後期課程にあっては9年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第5条第2号の長期履修期間に博士前期課程にあっては既在学年数に2年を加えた年数を、博士後期課程にあっては3年を加えた年数を超えることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。

(延長及び短縮)

第7条 許可された長期履修期間の変更は1回限りとし、延長又は短縮は専攻教授会又は当該研究科委員会が必要と認めた場合に限り、半年単位とすることができるものとする。なお、長期履修期間変更願の提出期限は、別に定める。

2 前項にかかる審査は、専攻教授会又は当該研究科委員会で行い、学長が許可する。

(資格の喪失)

第8条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、すみやかにその旨を学長に申し出なければならない。

(準用)

第9条 長期履修学生については、この規程に定めるもののほか、学内諸規程を準用する。

(雑則)

第10条 第3条第1項各号及び第7条第1項に係る書類の様式は、学長が別に定める。

- 2 第3条第2項各号及び第7条第1項に定める指定日が、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する休日の場合は、その翌日とする。

附 則

(中略)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、平成31年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

9. 長期履修学生に関する申合せ

1 対象学生について(第2条関係)

職業を有している等の状況にある者とは、原則として、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、教育学研究科専門職学位課程に所属する学生及び外国人留学生を除く。

- (1) 1日8時間週3日以上勤務し、6月以上にわたり継続して雇用されている者
- (2) 1日4時間週4日以上勤務し、6月以上にわたり継続して雇用されている者
- (3) 家事従事者、育児又は介護に当たっている者
- (4) (1)から(3)に該当しないが本人の収入で生計を維持している者
- (5) その他、特別な事由により長期履修にすることが適当であると専攻教授会又は当該研究科委員会で判断した者

2 申請の手続き期間(第3条第2項関係)

- (1) 入学資格を有する者のうち、4月入学者は当該入学年度開始前の3月及び、10月入学者は当該入学年度の9月のそれぞれ入学手続き期間中まで
- (2) 在学生で希望する者のうち、4月入学者は長期履修開始前年度の2月末日、10月入学者は長期履修開始年度の8月末日まで

3 長期履修期間及び長期在学期間の年数(第5条及び第6条関係)

(1) 最大長期履修期間

博士前期課程 4年

博士後期課程 6年

(2) 長期在学期間

博士前期課程 6年

博士後期課程 9年

(3) 在学途中許可学生適用

博士前期課程 未修学年数×2倍+既在学年数+2年=在学期間

最大長期履修期間

博士後期課程 未修学年数×2倍+既在学年数+3年=在学期間

最大長期履修期間

- (4) 長期履修期間中に認められた休学期間は、長期履修期間に算入しない。

4 延長及び短縮における長期履修期間変更願の提出期限(第7条第1項関係)

- (1) 延長を希望する者は、許可されている長期履修期間の終了する月の前月末日まで
- (2) 短縮を希望する者は、修了を予定する月の前月末日まで

5 延長を認める理由(第7条第2項関係)

- (1) 勤務先の都合(配属先の変更、特別プロジェクトの推進等)により、通常の修学が困難になった者

(2) その他特別な事由として認められるもの

6 授業料

同一年度入学者の総額と同額になるよう設定する。

ただし、長期履修期間を超えて、留年となった期間は一般学生と同額の年額を納付する。

7 授業計画等

長期履修学生を希望する学生に対し、授業計画等に当たっては適切な指導を行うものとする。

附 記

(中略)

1 この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

2 この申合せの実施の日において、平成31年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

10. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の転専攻等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、宇都宮大学大学院学則第41条第2項の規定に基づき、宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程で実施する転専攻及び転プログラム(以下「転専攻等」という。)に関し必要な事項を定める。

(転専攻)

第2条 転専攻とは、所属する専攻とは異なる専攻に所属を変更することをいう。

(転プログラム)

第3条 転プログラムとは、所属する学位プログラムとは異なる学位プログラムに所属を変更することをいう。

(転専攻等の時期)

第4条 転専攻等の時期は、学年又は学期の始めとする。

(申請)

第5条 転専攻等を志願する者は、次の書類を添えて研究科長に申請する。

(1) 転専攻・転プログラム願

(2) 研究計画書

(申請の時期)

第6条 申請の時期は、転専攻等を希望する時期により、次のとおりとする。

(1) 前期開始 前年度の1月末日まで

(2) 後期開始 当該年度の7月末日まで

(試験)

第7条 試験は、転専攻等を希望する専攻等(以下「受入専攻等」という。)において、口述試験により実施する。

(選考)

第8条 選考は、前条の結果に基づき代議員会で行う。

2 研究科長は、前項の結果を学長に報告する。

(既修得単位の取扱い)

第9条 転専攻等をする前に修得した単位は、受入専攻等において修得したものとみなす。

(在学期間)

第10条 転専攻等をした者の在学期間は、転専攻等をする前に在学した期間を通算して4年を超えることができない。

(休学期間)

第11条 転専攻等をした者の休学期間は、転専攻等をする前に休学した期間を通算して2年を超えることができない。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、転専攻等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

地域創生科学研究科長 殿

専攻

プログラム

学籍番号 (年度入学)

氏名

転専攻・転プログラム願

下記のとおり □ 転専攻・□ 転プログラム したいので、願出します。

記

1 希望する専攻・学位プログラム等名

2 転専攻・転プログラムを希望する理由

3 現在の主指導教員 氏名

4 受入れ主指導教員 氏名

11. 宇都宮大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第18条第2項の規定に基づき、宇都宮大学附属図書館(以下「図書館」という。)の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、教育、研究及び学習に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集・管理し、宇都宮大学の職員及び学生の利用に供するとともに、他の大学図書館等との相互協力に努めるものとする。

(分館)

第3条 図書館に陽東分館(以下「分館」という。)を置く。

(館長及び分館長)

第4条 図書館に館長を、分館に分館長を置く。

2 分館長の選考については、別に定める。

3 館長は館務を統括し、分館長は館長を補佐して分館の館務を掌理する。

(管理運営についての審議)

第5条 図書館の管理運営についての審議は、宇都宮大学附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)が行う。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書等の管理)

第6条 図書館の管理する図書館資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 図書資料
- (2) 逐次刊行物
- (3) 電子情報資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料

(図書館の利用)

第7条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(中略)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

12. 宇都宮大学附属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮大学附属図書館規程第7条の規定に基づき、宇都宮大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 宇都宮大学（以下「本学」という。）の正規生
- (2) 本学の非正規生
- (3) 本学の教職員
- (4) 本学の各種研究員及びこれらに準ずる者
- (5) 本学の名誉教授
- (6) 本学の卒業生及び修了生
- (7) 学外者

(利用手続き)

第3条 図書館を利用する者は、図書貸出証の交付を受けることができる。

- 2 前条第1号から第4号までに規定する者は、身分証明書又は学生証をもって図書貸出証とすることができます。また、前条第5号から第7号までに規定する者は、住所及び氏名等が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）を提示し、所定の様式に記入の上、図書貸出証を受けるものとする。
- 3 図書貸出証を受けた利用者は、その身分を失ったとき及び利用の許可が取り消されたときは、図書貸出証を直ちに返還しなければならない。

(開館日及び開館時間)

第4条 図書館長は、4月1日から翌年3月31日までの期間における開館日及び開館時間をあらかじめ定めるとともに、図書館の利用に関する刊行物及び図書館のWebサイトに掲載するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に閉館又は開館することができる。

(館内閲覧)

第5条 利用者は、所定の手続きを経て、図書館資料を館内で閲覧することができる。

- 2 図書館長は、閲覧室が非常に混雑している場合等、本学の教育、研究及び学習に支障をきたすおそれがある場合においては、資料の閲覧利用を制限することができる。

(閲覧の制限)

第6条 次に掲げる場合においては図書館資料の閲覧を制限することができる。

- (1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合（当該情報が記録されている部分に限る。）
- (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合（当該期間が経過するまでの間に限る。）
- (3) 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(館外貸出)

第7条 利用者は、次の各号に掲げるものを除き、所定の手続きを経て図書の館外貸出しを受けることができる。ただし、冊数及び期間については別に定める。

- (1) 参考図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 貴重図書
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他図書館長の指定した図書館資料

2 貸出しを受けた図書は転貸をしてはならない。

3 貸出しを受けた図書は、貸出期間中であっても図書館長が返納を求めたときは、直ちに返納しなければならない。

4 第1項の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。ただし、特に図書館長の許可を得た場合はこの限りではない。

(部局等備付資料)

第8条 本学の教職員は、部局及び研究室等(以下「部局等」という。)において教育又は研究上必要とする次の各号に掲げる図書館資料を、所定の手続きを経て貸出しを受け、部局等に備付けることができる。

- (1) 部局等の経費により購入した資料
 - (2) 科学研究費補助金、奨学寄付金等により購入した資料
 - (3) その他教育研究上必要とする資料
- 2 教職員は、部局等備付資料を全学的な利用に供するため、希望者には支障のない限り利用させなければならない。
- 3 教職員は、部局等備付資料の保管の責任を負うものとし、年1回点検して、図書館長に報告するものとする。
- 4 教職員は、部局等備付資料を、次の各号に該当するときは、直ちに返納しなければならない。
- (1) 備付ける必要がなくなったとき
 - (2) 転任、退職するとき

(文献複写)

第9条 利用者は、教育研究又は学習を目的とする場合に限り、図書館資料の複写を依頼することができる

2 前項の複写に関して必要な事項は、別に定める。

(参考調査)

第10条 利用者は、教育研究又は学習のための文献調査及び情報の提供を依頼することができる。

(相互協力)

第11条 利用者は、教育研究又は学習のために必要なときは、他大学又はその他の機関の図書館及び図書の利用について斡旋を依頼することができる。

2 他大学図書館等から図書館資料の利用の申込みがあったときは、教育及び研究上支障のない場合に限り、これに応じることができる。

(館内施設等の利用)

第12条 利用者は、教育研究又は学習を目的とする場合に限り、所定の手続きを経て、館内施設等を利用することができる。

2 館内施設等の開施錠、窓の開閉及び照明器具の管理は、利用者が責任をもって行うものとする。なお、鍵の受渡しについては、窓口において行い、受渡しの際に学生証又は身分証明書を係員に提示するものとする。

3 館内施設等の利用において、施設、設備等を汚損、破損した場合は、利用者は速やかに窓口に報告するものとする。

(個人情報の漏えい防止)

第13条 図書館資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。)については、国立大学法人宇都宮大学個人情報管理規程(平成17年規程第16号)の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、この規程及び図書館長の指示する事項を守らなければならない。

2 図書館長は、前項の規定に違反した者に対して、一定期間図書館の利用を停止させることができる。

(弁償責任)

第15条 図書館資料を汚損又は紛失した者は、直ちに図書館長に届けるとともに弁償しなければならない。

(雑則)

第16条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第17条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用について必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

(中略)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

13. 宇都宮大学附属図書館利用細則

(趣旨)

第1条 宇都宮大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用については、宇都宮大学附属図書館利用規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(開館時間及び休館日)

第2条 図書館の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、図書館長が、必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用者)

第3条 規程第2条第1号に定める本学の正規生とは、学部学生及び大学院学生(東京農工大学大学院連合農学研究科の学生を含む。)をいう。

2 規程第2条第2号に定める本学の非正規生とは、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生等をいう。

3 規程第2条第3号に定める本学の教職員には、非常勤講師、特任教授等を含めるものとする。

4 規程第2条第7号に定める学外者には、公開講座の受講生、放送大学の学生を含めるものとする。

(館内閲覧)

第4条 利用者は、開架図書を閲覧室内で自由に閲覧することができる。

2 利用者は、書庫内図書を所定の手続きを経て閲覧することができる。

3 利用者のうち、本学の正規生(学部学生(3年生及び4年生)及び大学院学生)並びに教職員は、書庫内において図書の検索及び閲覧をすることができる。

4 書庫内図書の利用は平日のみとし、利用時間は、開館から閉館30分前までとする。

5 利用者は、貴重図書及び特殊資料(以下「貴重資料等」という。)を所定の手続きを経て、指定の場所で閲覧することができる。

6 貴重資料等の複写及び撮影等については、係員の指示に従うものとする。

7 利用者は、視聴覚資料を所定の視聴覚施設内で利用することができる。

(貸出し)

第5条 貸出しの冊数及び期間は、別表第2のとおりとする。

2 利用者は、貸出しを希望する図書館資料が貸出し中のときは、貸出しの予約をすることができる。

3 図書館資料の貸出しを受けた者は、所定の手続きを経て、貸出期間を更新することができる。ただし、前項の予約がある場合は、この限りではない。

(貸出しの特例)

第6条 本学の正規生は、春季、夏季、冬季及び学年末の各休業期に図書の長期貸出しを受けることができる。ただし、卒業予定者等の学年末休業期における長期貸出しについては、この限りではない。

2 前項の貸出期間は、原則として各休業開始日の2週間前から休業終了日後2週間以内の指定する日までとする。指定は、その都度掲示によって行うものとする。

3 教育実習を履修する者のうち、希望者には申し出により、教育実習終了までの間、貸出図書の返却期限を延長することができる。

(返却)

第7条 利用者は、貸出図書を貸出期間内に返却しなければならない。

2 貸出図書の返却期限を理由なく超過した場合は、貸出しを停止することがある。

3 利用者は、利用資格を失ったときには、貸出図書を直ちに返却しなければならない。

4 図書館長が特に必要と認めたときは、貸出期間中であっても貸出図書の点検又は返却を求めることがある。

(相互協力)

第8条 規程第2条第1号から第5号までに規定する利用者は、他大学図書館等で所蔵する図書館資料の閲覧、借用及び文献複写を希望するときは、所定の用紙に必要事項を記入の上、図書館長に申し出るものとする。

2 前項における利用者は、他大学等の図書館(以下「貸出館」という。)から借り受けた資料(デジタル化送信資料を含む。)について、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 貸出館の定める貸出の条件に従わなくてはならない。

(2) 国立国会図書館が複写可能と指定した資料(デジタル化送信資料を含む。)の複写を希望する場合は、係員に複写物の作成を求めなければならない。

(3) 借り受けた資料を指定された期限までに必ず返却しなければならない。また、貸出館から要求があれば期限前であっても直ちに返却しなければならない。

(4) 資料の利用に要する経費を負担しなければならない。

3 他大学図書館等から図書館資料の利用の申込みがあったときは、教育及び研究上支障のない場合に限り、これに応じることができる。

(グループ学習室の利用)

第9条 グループ学習室を利用できる者は、規程第2条第1号から第4号までに規定する者とする。

2 利用を希望する場合、使用希望日の一週間前から前々日までに、窓口において所定の申込書により申請するものとする。

3 利用時間は次のとおりとする。

(1) 平日の開館から午後5時までとする。

(2) 利用時間は、1回につき3時間以内とする。

(3) 予約のない場合は、申し出により、継続して使用することを認めるものとする。

(4) 予約時刻を1時間過ぎて利用がない場合は、予約は自動的に解消されるものとする。

4 その他、利用にあたり必要な事項については、係員の指示に従うものとする。

(グループラーニングルームの利用)

第10条 グループラーニングルームを利用できる者は、規程第2条第1号から第4号までに規定する者とし、自由に利用することができる。

2 利用時間は、平日の開館から閉館30分前までとする。

3 利用者のうち、規程第2条第1号及び第3号に規定する者は、教育研究又は学習を目的とする場合に限り、貸切って利用をすることができます。

4 貸切による利用を希望する場合、使用希望日の前々日までに、窓口において所定の申込書により申請する。

5 その他、利用にあたり必要な事項については、係員の指示に従うものとする。

(研究個室の利用)

第11条 研究個室を利用できる者は、規程第2条第1号及び第3号に規定する者とする。

2 利用を希望する場合、使用希望日の一週間前から前々日までに、窓口において所定の申込書により申請する。

3 利用時間は次のとおりとする。

(1) 平日の開館から午後5時までとする。

(2) 利用時間は、1回につき90分とし、2回まで予約することができる。

(3) 利用当日に空きがある場合は、申し出により、追加して使用することを認めるものとするが、利用回数は、事前予約分を含め1日最大3回までとする。

(4) 予約時刻を1時間過ぎて利用がない場合は、予約は自動的に解消されるものとする。

4 その他、利用にあたり必要な事項については、係員の指示に従うものとする。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、館内においては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 閲覧室では静肅にし、他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。

(2) 図書その他の物品等は丁寧に扱い、無断で持ち出しをしないこと。

(3) その他、図書館ホームページ及び掲示等に示された注意事項

(利用の制限)

第13条 前条各号に規定する遵守事項に違反した者は、直ちに退館させるものとする。

(弁償責任)

第14条 図書館資料を汚損又は紛失したときは、同一現物をもって弁済させ、又は補修させる。ただし、事情によっては相当代価をもって弁済しなければならない。

附 則

(中略)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

開館時間	平 日	午前9時～午後9時
	土曜日、春季、夏季及び 冬季休業期間等授業の行われない日	午前11時～午後5時
	定期試験期間 2週間前から終了までの土曜日	午前9時～午後7時
休館日	(1) 日曜日	
	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	
	(3) 12月29日から翌年1月3日まで	
	(4) 春季、夏季及び冬季休業期間中の土曜日	
	(5) 図書館長が休館を必要と認めた場合	

別表第1(第5条関係)

利用区分(規程第2条)		貸出冊数(冊)	貸出期間(日)
(1) 正規生	学部1～3年生	10	15
	学部4年生	20	31
	大学院学生	20	31
(2) 非正規生	研究生	10	15
	科目等履修生	5	15
	特別聴講学生等	5	15

(3) 教職員		30	62
(4) 各種研究員等	受託研究員	5	15
	内地留学生	5	15
	その他研究員等	5	15
(5) 名誉教授		30	62
(6) 卒業生及び修了生		5	15
(7) 学外者	公開講座の受講生	5	15
	放送大学の学生	5	15
	その他	5	15

14. 宇都宮大学における研究者等の行動規範

国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)は、日本学術会議声明「科学者の行動規範(平成18年10月3日声明の公表、平成25年1月25日声明の改訂)に準拠し、学術研究が社会からの信頼と負託を前提として成立するという認識の下、本学において研究活動を行うすべての者(以下「研究者」という。)及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範をここに定める。

I. 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の姿勢)

2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客觀性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

(研究活動)

7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

また、研究者は、研究費の適正な使用を徹底し、研究費の不正使用を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

9 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

III 社会の中の科学

(社会との対話)

11 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

12 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

13 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

IV. 法令の遵守など

(法令の遵守)

14 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

15 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

16 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責任)

17 事務職員等の研究を支援する者は、研究者の研究活動を支援するにあたって、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理等においては、不正使用を為さず、また加担しないことはもとより、不正使用の発生を未然に防止するように努める。

15. 研究データ等の保存及び開示の方法等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宇都宮大学研究活動における不正行為に関する取扱規程(以下「規程」という。)第3条第2項に基づき、本学における研究データ等の保存について定めるほか、その開示方法等について必要な事項を定める。

(保存及び開示の原則)

第2条 本学の研究者は、自らが発表した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究データ等を保存し、及び開示するものとする。

(定義)

第3条 この要領において「研究データ等」とは、本学の研究者が外部に発表した研究成果に関する実験・観察ノート等の記録媒体並びに実験試料・試薬及び装置等とする。

2 前項のほか、この要領における用語の定義は、規程第2条各項に定めるとおりとする。

(保存する研究データ等)

第4条 本学の研究者の研究成果に関する研究データ等として保存するデータ等は、不正行為等を指摘された際に科学的根拠を持って不正行為等が無いことを証明することができると考えられるものを当該研究者が自ら決定するものとする。

2 本学の学生の研究成果に関する研究データ等として保存するデータ等は、前項に規定する観点に準じ、当該学生の指導教員が責任を持って決定するものとする。

3 本学の研究者は、複数の研究者と共同で行った研究成果に係る研究データ等について、第1項に規定する観点に準じ、当該研究者が自ら担当した部分について不正行為等が無いことの証明が可能な研究データ等を保存するものとする。

(保存する研究データ等の管理方法)

第5条 本学の研究者の研究データ等については、個々の研究者単位で第三者の検証可能性を担保し、不正が指摘された際に対応できるよう、研究成果毎に検索可能な形式で保存し、管理するものとする。

2 他機関への異動、定年退職等により本学を離れる研究者の研究データ等については、次条に定める期間、離職前に所属していた部局において、引き続き保存・管理するものとし、保存期間終了後は適切に廃棄するものとする。

(研究データ等の保存期間)

第6条 研究データ等の保存期間は、当該研究の発表から10年間を原則とする。ただし、試料や標本などの有体物の保存期間については、5年間を原則とする。

(研究データ等の開示等について)

第7条 本学の研究者が発表した研究成果に対し、第三者から検証等の目的で研究成果及びその研究データ等について問い合わせがあったときは、当該研究者等の責任において誠実かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本学における研究データ等の保存、開示の方法等に関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成29年11月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

V. 資料

1. 教員免許状取得カリキュラム一覧

<社会デザイン科学専攻>

○中学校教諭専修免許状(国語)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	論理表現コミュニケーション演習	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	日本表象文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	日本表象文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	日本文学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	日本文学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	古代日本言語文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	古代日本言語文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史と日本語研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史と日本語研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	日本文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	日本文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	言語教育と言語発達Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	言語教育と言語発達Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
教育の基礎的理解に關する科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○中学校教諭専修免許状(社会)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史研究 I	1	多文化共生学プログラム	24
	日本史研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	人権と法 I	1	多文化共生学プログラム	
	人権と法 II	1	多文化共生学プログラム	
	西洋史研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	西洋史研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	西洋近現代哲学研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	西洋近現代哲学研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	フランス思想・文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	フランス思想・文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	観光地理学研究	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	政策形成と協働	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	政策分析とガバナンス	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	まちをつくる経済評価の技法	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	経済政策論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	農村地理学	1	農業・農村経済学プログラム	
	地域環境システム論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	貧困問題と国際協力 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	貧困問題と国際協力 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	環境問題とガバナンス I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	環境問題とガバナンス II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アジアの国際政治と歴史 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アジアの国際政治と歴史 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アジアの歴史と文化 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アジアの歴史と文化 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	日本の自然と地域生活 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	日本の自然と地域生活 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	アメリカの経済と金融 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	アメリカの経済と金融 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	ラテンアメリカの経済と社会 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	ラテンアメリカの経済と社会 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	中東地域の政治と社会 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	中東地域の政治と社会 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アフリカの社会開発と文化 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アフリカの社会開発と文化 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
教育の	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	

基礎的 理解に 関する 科目	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史 I	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	

○中学校教諭専修免許状(音楽)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	音声デザイン支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	地域アートマネジメント(音楽)	2	地域人間発達支援学プログラム	
	舞台芸術分析論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	サウンド・コラボレーション	2	地域人間発達支援学プログラム	
	音楽創作文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	音楽創作文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	合奏による参加型デザイン	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○中学校教諭専修免許状(美術)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	地域アートマネジメント(美術)	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	造形表現支援演習	2	地域人間発達支援学プログラム	
	平面表現技法分析論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域デザインプロジェクト	2	地域人間発達支援学プログラム	
	芸術学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	芸術学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	デザインと地域	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○中学校教諭専修免許状(保健体育)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	運動発達特論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	健康管理支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	ヘルスプロモーション特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	スポーツ指導支援論	1	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯身体発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	身体運動学演習	1	地域人間発達支援学プログラム	
	身体科学特論	1	地域人間発達支援学プログラム	
	地域スポーツ行政論	1	コミュニケーションデザイン学プログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニケーションデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○中学校教諭専修免許状(家庭)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	衣環境学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	生活経営支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生活環境創造支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	消費者教育支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生活文化デザイン論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	地域食生活論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	性と人権論Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	性と人権論Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○中学校教諭専修免許状(英語)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	外国語コミュニケーション演習	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	英語学研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	英語学研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	現代英語研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	現代英語研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	アメリカ文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	アメリカ文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	イギリス文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	イギリス文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	Comparative Study of Contemporary Cultures I	1	多文化共生学プログラム	
	Comparative Study of Contemporary Cultures II	1	多文化共生学プログラム	
	英語音声学 I	1	多文化共生学プログラム	
	英語音声学 II	1	多文化共生学プログラム	
	言語普遍性と英文法研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	言語普遍性と英文法研究 II	1	多文化共生学プログラム	
教育の基礎的理解に關する科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史 I	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(国語)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	論理表現コミュニケーション演習	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	日本表象文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	日本表象文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	日本文学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	日本文学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	古代日本言語文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	古代日本言語文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史と日本語研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史と日本語研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	日本文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	日本文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	言語教育と言語発達Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	言語教育と言語発達Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
教育の基礎的理解にに関する科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニケーションデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(地理歴史)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史研究 I	1	多文化共生学プログラム	24
	日本史研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	西洋史研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	西洋史研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	観光地理学研究	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	農村地理学	1	農業・農村経済学プログラム	
	地域環境システム論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	東アジアの歴史と文化 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アジアの歴史と文化 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	日本の自然と地域生活 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	日本の自然と地域生活 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アフリカの社会開発と文化 I	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アフリカの社会開発と文化 II	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
教育の基礎的理解に 関する科目	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史 I	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(公民)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	人権と法Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	24
	人権と法Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	西洋近現代哲学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	西洋近現代哲学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	フランス思想・文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	フランス思想・文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	政策形成と協働	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	政策分析とガバナンス	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	まちをつくる経済評価の技法	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	経済政策論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	貧困問題と国際協力Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	貧困問題と国際協力Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	環境問題とガバナンスⅠ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	環境問題とガバナンスⅡ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アジアの国際政治と歴史Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アジアの国際政治と歴史Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	アメリカの経済と金融Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	アメリカの経済と金融Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	ラテンアメリカの経済と社会Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	ラテンアメリカの経済と社会Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	中東地域の政治と社会Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	中東地域の政治と社会Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(音楽)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	音声デザイン支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	地域アートマネジメント(音楽)	2	地域人間発達支援学プログラム	
	舞台芸術分析論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	サウンド・コラボレーション	2	地域人間発達支援学プログラム	
	音楽創作文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	音楽創作文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	合奏による参加型デザイン	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(美術)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	地域アートマネジメント(美術)	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	造形表現支援演習	2	地域人間発達支援学プログラム	
	平面表現技法分析論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域デザインプロジェクト	2	地域人間発達支援学プログラム	
	芸術学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	芸術学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	デザインと地域	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(保健体育)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	運動発達特論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	健康管理支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	ヘルスプロモーション特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	スポーツ指導支援論	1	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯身体発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	身体運動学演習	1	地域人間発達支援学プログラム	
	身体科学特論	1	地域人間発達支援学プログラム	
	地域スポーツ行政論	1	コミュニケーションデザイン学プログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニケーションデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(家庭)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	衣環境学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	生活経営支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生活環境創造支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	消費者教育支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生活文化デザイン論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	地域食生活論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	性と人権論Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	性と人権論Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(農業)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	農政学	1	農業・農村経済学プログラム	24
	農業生産組織論	1	農業・農村経済学プログラム	
	農業・農村史	1	農業・農村経済学プログラム	
	農村社会学	1	農業・農村経済学プログラム	
	アグリビジネス論	1	農業・農村経済学プログラム	
	マーケティング論	1	農業・農村経済学プログラム	
	ソーシャルビジネス論	1	農業・農村経済学プログラム	
	統計分析論	1	農業・農村経済学プログラム	
	環境経済学	1	農業・農村経済学プログラム	
	フードシステム学	1	農業・農村経済学プログラム	
	農業・農村経済学特別演習	4	農業・農村経済学プログラム	
	農業・農村経済学特別研究	6	農業・農村経済学プログラム	
	地域社会デザイン学分析展開論:実践を問い合わせ、現場に還す	1	境界・学際領域科目	
	土壤環境物理学A	1	農業土木学プログラム	
	土壤環境物理学B	1	農業土木学プログラム	
	農地保全学	1	農業土木学プログラム	
	地域マネジメントA	1	農業土木学プログラム	
	地域マネジメントB	1	農業土木学プログラム	
	農業農村開発と技術協力	1	農業土木学プログラム	
	農業水利学	1	農業土木学プログラム	
	応用田園生態工学A	1	農業土木学プログラム	
	応用田園生態工学B	1	農業土木学プログラム	
	農業土木学特別演習	4	農業土木学プログラム	
	農業土木学特別研究	6	農業土木学プログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	地域住民の意識・行動の調査法	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	農業・農村の組織マネジメント	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	自然共生デザイン論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	

多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(英語)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	外国語コミュニケーション演習	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	英語学研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	英語学研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	現代英語研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	現代英語研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	アメリカ文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	アメリカ文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	イギリス文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	イギリス文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	Comparative Study of Contemporary Cultures I	1	多文化共生学プログラム	
	Comparative Study of Contemporary Cultures II	1	多文化共生学プログラム	
	英語音声学 I	1	多文化共生学プログラム	
	英語音声学 II	1	多文化共生学プログラム	
	言語普遍性と英文法研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	言語普遍性と英文法研究 II	1	多文化共生学プログラム	
教育の基礎的理解に關する科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史 I	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	

<工農総合科学専攻>

○中学校教諭専修免許状(理科)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	質量分析装置解析技術論	1	境界・学際領域科目	24
	バイオデザイン・プロセス学	1	境界・学際領域科目	
	環境分析化学	1	境界・学際領域科目	
	化学システム工学	1	境界・学際領域科目	
	物質プロセス工学	1	境界・学際領域科目	
	分子生理化学	1	境界・学際領域科目	
	界面化学	1	境界・学際領域科目	
	食品機能科学	1	境界・学際領域科目	
	分子植物生理学	2	分子農学プログラム	
	動物分子生理学	2	分子農学プログラム	
	フロンティア農芸化学	2	農芸化学プログラム	
	生理活性物質化学	2	農芸化学プログラム	
	栄養生理化学	2	農芸化学プログラム	
	植物機能化学	2	農芸化学プログラム	
教育の基礎的理解に關する科目	科学技術と私たちの暮らし	2	農芸化学プログラム	
	農芸化学特別研究	6	農芸化学プログラム	
	農芸化学特別演習	4	農芸化学プログラム	
	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(理科)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	質量分析装置解析技術論	1	境界・学際領域科目	24
	バイオデザイン・プロセス学	1	境界・学際領域科目	
	環境分析化学	1	境界・学際領域科目	
	化学システム工学	1	境界・学際領域科目	
	物質プロセス工学	1	境界・学際領域科目	
	分子生理化学	1	境界・学際領域科目	
	界面化学	1	境界・学際領域科目	
	食品機能科学	1	境界・学際領域科目	
	分子植物生理学	2	分子農学プログラム	
	動物分子生理学	2	分子農学プログラム	
	フロンティア農芸化学	2	農芸化学プログラム	
	生理活性物質化学	2	農芸化学プログラム	
	栄養生理化学	2	農芸化学プログラム	
	植物機能化学	2	農芸化学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	科学技術と私たちの暮らし	2	農芸化学プログラム	
	農芸化学特別研究	6	農芸化学プログラム	
	農芸化学特別演習	4	農芸化学プログラム	
	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(農業)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	スマート農林業	1	境界・学際領域科目	24
	政策課題演習	1	境界・学際領域科目	
	遺伝子情報解析技術論	1	境界・学際領域科目	
	細胞解析技術論	1	境界・学際領域科目	
	地球環境史特論	1	農業生産環境保全学プログラム	
	作物生理生態学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	植物栄養・肥料学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	地域土壤圏科学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	園芸作物生理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	植物細菌学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	作物生産技術の現状と課題、展望	1	農業生産環境保全学プログラム	
	園芸フィールド生理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	作物品種改良学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	防除分子生態学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生物とウイルスの関係学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	動物行動管理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	動物形態学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	ヒトと動物の関係学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	雑草管理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	植生管理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	野生動物管理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生物生産環境情報工学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生物環境調節学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生物生産機械学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生物環境システム工学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	食品流通工学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生産流通システム工学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	植物生産環境学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	農業生産環境保全学特別研究	6	農業生産環境保全学プログラム	
	農業生産環境保全学特別演習	4	農業生産環境保全学プログラム	
	森林生産育林学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林管理政策学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林工学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林生産利用学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林生態育林学	1	森林生産保全学プログラム	
	治山砂防学	1	森林生産保全学プログラム	

	森林政策学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林管理計画学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林作業学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林植物学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林経済学	1	森林生産保全学プログラム	
	樹木木質学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林資源管理学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林生産保全学特別研究	6	森林生産保全学プログラム	
	森林生産保全学特別演習	4	森林生産保全学プログラム	
	植物分子保護学	2	分子農学プログラム	
	植物分子遺伝育種学	2	分子農学プログラム	
	分子進化生態学	2	分子農学プログラム	
	動物生殖遺伝学	2	分子農学プログラム	
	分子農学特別研究	6	分子農学プログラム	
	分子農学特別演習	4	分子農学プログラム	
教育の基礎的理解に関する科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(工業)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修得単位
教科及び教科の指導法に関する科目	生体機械工学	2	境界・学際領域科目	24
	マイクロ・ナノ工学	2	境界・学際領域科目	
	メカトロニクス制御	2	境界・学際領域科目	
	材料組織評価学	2	境界・学際領域科目	
	波動光学 I	1	光工学プログラム	
	波動光学 II	1	光工学プログラム	
	光計測	2	光工学プログラム	
	光導波路デバイス	2	光工学プログラム	
	情報光学	2	光工学プログラム	
	レーザープラズマ工学	2	光工学プログラム	
	数理光物理学	2	光工学プログラム	
	感性情報処理	2	光工学プログラム	
	先端フォトニクス	2	光工学プログラム	
	光学システム科学	2	光工学プログラム	
	可視化情報工学	2	光工学プログラム	
	ディスプレイ工学	2	光工学プログラム	
	信号処理特論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	ソフトウェア概論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	データ工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	デジタル画像工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	音響情報工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	情報量統計学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	超伝導エレクトロニクス	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	スピントロニクス	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	光制御回路工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	マイクロ波・ミリ波回路工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	エネルギー科学	1	情報電気電子システム工学プログラム	
	レーザー工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	電気自動車	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	アドバンストパワーエレクトロニクス	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	ロバスト制御理論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	材料物性の量子論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	応用情報システム特論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	情報ネットワーク特論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	計算機アーキテクチャ特論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	スマートシティーテクノロジー	1	情報電気電子システム工学プログラム	

	大規模システム最適化	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	システムバイオロジー	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	画像復元処理特論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	感性情報処理システム	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	コンピュータグラフィックス特論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	ロボット技術	2	機械知能工学プログラム	
	非線形現象の幾何学 I	2	機械知能工学プログラム	
	非線形現象の幾何学 II	2	機械知能工学プログラム	
	材料・接合工学	2	機械知能工学プログラム	
	実験流体力学	2	機械知能工学プログラム	
	確率システム理論	2	機械知能工学プログラム	
	生産技術工学	2	機械知能工学プログラム	
	先端精密加工学	2	機械知能工学プログラム	
	成形プロセス工学	2	機械知能工学プログラム	
	力学系理論	2	機械知能工学プログラム	
	知能ロボット	2	機械知能工学プログラム	
	幾何数理機械工学	2	機械知能工学プログラム	
	物理化学要論	2	物質環境化学プログラム	
	分子構造化学	2	物質環境化学プログラム	
	分子機能化学	2	物質環境化学プログラム	
	物質・環境工学	2	物質環境化学プログラム	
教育の基礎的理解に 関する科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史 I	1	多文化共生学プログラム	
	植民地教育史 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	